

# 目次

<b>第 1 章 計画策定の趣旨とこれからの地域福祉の在り方</b> .....	2
1 計画策定の趣旨と背景.....	2
2 これからの暮らしや社会の変化を見据えた地域福祉の在り方.....	3
3 計画の位置づけ.....	11
4 計画期間.....	14
5 計画の推進体制.....	15
6 計画の進捗管理と評価.....	16
<b>第 2 章 柏市の地域福祉を取り巻く現状と課題</b> .....	17
1 人口の推移等.....	17
2 支援ニーズの現状.....	22
3 地域福祉の支え手・地域組織活動の現状.....	30
4 アンケート調査・ワークショップ結果から見える地域の現状.....	34
5 柏市の地域福祉を取り巻く現状と課題（第4期計画の総括）.....	44
<b>第 3 章 計画の全体像</b> .....	48
1 基本理念と地域共生社会の全体像.....	48
2 計画の体系.....	49
<b>第 4 章 基本方針別の基本施策と取組の推進</b> .....	50
1 4つの基本方針.....	50
2 基本方針別の基本施策と取組.....	53
3 施策の進捗評価.....	86
<b>第 5 章 その他関連計画</b> .....	88
1 再犯防止推進計画.....	88
2 柏市重層的支援体制整備事業実施計画.....	94

# 第 1 章

## 計画策定の趣旨とこれからの地域福祉の在り方

### 1 計画策定の趣旨と背景

本市では平成16(2004)年に第1期柏市地域健康福祉計画を策定し、「だれもが、その人らしく、住み慣れた地域で、共に、いきいきと暮らせるまち 柏」を基本理念に掲げ、地域健康福祉<sup>1</sup>の推進に取り組んできました。

少子高齢化や人口減少、デジタル化、社会経済状況の変化などにより、ライフスタイルや価値観の多様化、地域のつながりの希薄化による社会的孤立<sup>2</sup>など、社会状況は変化しています。こうした状況を踏まえ、国は「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、国民の安心した生活を支えるビジョンとして「地域共生社会の実現」を理念に掲げ、制度・分野の枠や「支え手」・「受け手」という従来の関係を超えて、人と社会のつながり、一人ひとりが幸せを感じたり、生きる価値や多様な経験を実現できたりする生きがいや役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことのできる地域や社会をつくることを目指しています(図表1-1)。

図表1-1 地域共生社会の考え方



資料:厚生労働省 地域共生社会

<sup>1</sup> 本市が理想とする地域健康福祉像にむけて、福祉分野だけでなく、健康医療等を含む、様々な地域福祉に関する施策を総合的、計画的に推進するための全体的な考え方

<sup>2</sup> 社会とのつながりが希薄になり、孤独や不安を感じる状態

本市でも高齢化や世帯構成の変化が進み、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化しています。介護、障害、子育て、生活困窮<sup>3</sup>、等、従来からのさまざまな福祉ニーズに加え、個人や世帯において複数の分野にまたがるひきこもり<sup>4</sup>や子どもの貧困<sup>5</sup>、8050問題<sup>6</sup>やダブルケア<sup>7</sup>、ヤングケアラー<sup>8</sup>など複合的な課題が新たに増えてきています。こうした状況から、今後は、課題を抱える個人や世帯への包括的な支援体制を構築するとともに、地域のつながりづくりを進めることで、だれもが自分らしく地域の中で支え合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現を目指すことが重要です。本計画は、すべての市民を対象として、「地域」という視点を基盤に分野を横断的に考え、地域に関わるすべての人と組織とが協力し合いながら支えあうための方針として策定するものです。

## 2 これからの暮らしや社会の変化を見据えた地域福祉の在り方

### (1) 地域福祉の考え方と役割

地域福祉とは、年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、地域で暮らすすべての人が人間としての尊厳を持ち、家庭や地域社会の中でその人らしく安心して生活を送ることができるよう、地域住民や団体、行政等が協力し合い、共に生き、支え合うことです。地域福祉の推進にあたっては、市民や団体、行政等との協働による施策の展開が不可欠であり、市民参画を得ながら取り組んでいくことが重要となります。

一方で、高齢者の増加に伴い介護や医療の需要が増大し、持続可能な社会保障制度の確保が課題となっています。また、地域における相互扶助等の支えあいの基盤低下が課題となっていました。近年の新型コロナウイルス感染の流行により、社会的孤立や精神的健康問題が浮き彫りになりました。さらに、頻発する災害等により、人と人のつながりや地域コミュニティの重要性が再認識されており、複雑化・多様化する暮らしの課題に対応するために、地域福祉の役割が拡大しています。

今後は、地域住民や多様な主体による活動の促進を基本とし、高齢者や障害者、生活困窮者、介護家族、子育て世帯等の支援、権利擁護<sup>9</sup>、孤独・孤立対策、再犯防止<sup>10</sup>など、多岐にわたる地域支援の仕組みを構築することが求められています。

<sup>3</sup> 「相対的貧困（一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合）」のことを指し、経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまうもの。

<sup>4</sup> 様々な要因の結果として、就学や就労、交遊などの社会的参加を避けて、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態のこと。

<sup>5</sup> 「相対的貧困（一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合）」のことを指し、経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまうもの。

<sup>6</sup> 80代の親と50代の子どもが同居し、経済的・社会的に困窮する状態になる社会問題。親が80代、子が50代を迎えたまま孤立し、生きることに行き詰るなどとして、これまで見えづらかった地域課題

<sup>7</sup> 晩婚化・晩産化を背景に、育児期にある者（世帯）が、親の介護も同時に担う状態

<sup>8</sup> 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

<sup>9</sup> 福祉サービスの利用者本人が、自らの意思を表明するよう支援すること、及び表明された意のこと。

<sup>10</sup> 地方公共団体が、民間協力者等と連携し、犯罪や非行をした人が再び罪を犯さないように指導・支援すること。

## (2)地域福祉に関する国の政策動向

地域共生社会の実現を推進するため、近年多くの制度改正が行われています(図表1-2)。

図表1-2 近年の主な法改正等

平成27 (2015)年度	「生活困窮者自立支援法」施行(4月)	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、所要の措置を講ずる
平成28 (2016)年度	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行(5月)	市町村成年後見制度利用促進基本計画の策定の努力義務化
	「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定(6月)	地域共生社会の実現の明記
平成30 (2018)年度	「再犯の防止等の推進に関する法律」施行(12月)	地方再犯防止推進計画策定の努力義務化
	「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」施行(4月)	市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
令和元 (2019)年度	「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行(9月)	子どもの貧困対策に関する市町村計画の策定の努力義務化
令和3 (2021)年度	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行(4月)	重層的支援体制整備事業の創設及び実施計画の策定の努力義務化について明記
令和4 (2022)年度	「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定(3月)	地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備及び基本計画の早期の策定
	「第二次再犯防止推進計画」閣議決定(3月)	再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明記
令和5 (2023)年度	「こども基本法」施行(4月)	「こどもまんなか社会」の実現と推進のために「こども家庭庁」の発足
	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(1月)	共生社会を「認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会」と定義
令和6 (2024)年度	「孤独・孤立対策推進法」施行(4月)	孤独・孤立の基本理念、施策の基本事項等を規定
	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行(4月)	「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点に立ち、切れ目のない包括的な支援を行う

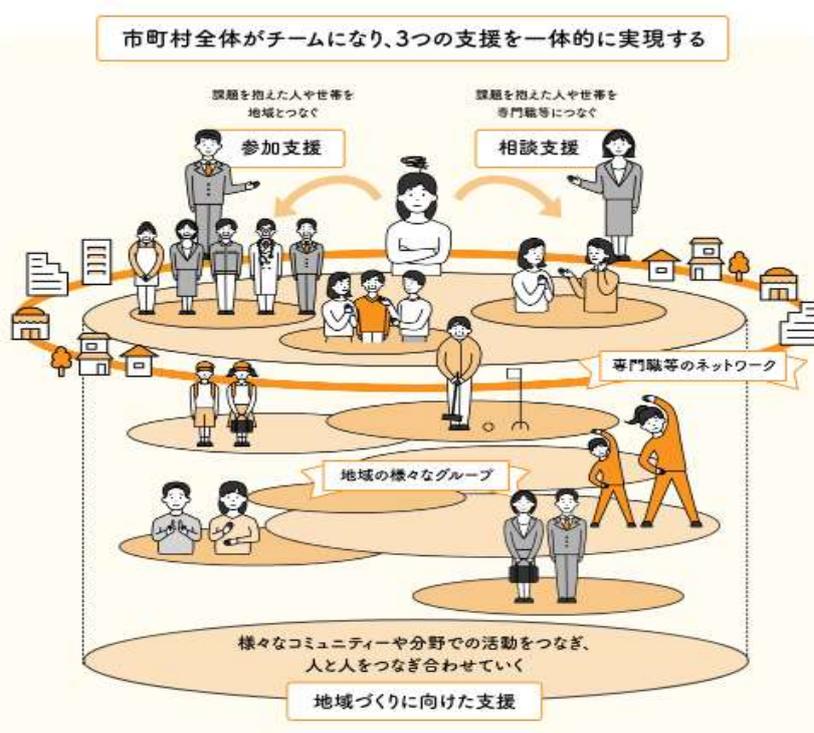
令和2(2020)年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」において、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、共

生ずる地域社会の実現を目指す」ことが明記されました。また、生活課題を抱える地域住民を支援する体制の整備、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の創設等が規定されています(図表1-3)。

重層的支援体制整備では、これまでの制度・分野ごとの縦割りや「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、市町村全体がチームになって、課題を抱えた人や世帯を地域とつなぐ「参加支援」、課題を抱えた人や世帯を専門職等につなぐ「相談支援」、様々なコミュニティや分野での活動をつなぎ、人と人をつなぎ合わせていく「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実現する基盤づくりを行います。これにより人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民ひとり一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指し、「地域共生社会」の構築を推進していきます。これらは、地域の人と人のつながりを創造し、多様な主体による地域支援が自主的・自律的に実施される社会を目指すものです。

また、安全で安心して暮らせる地域づくりには、犯罪被害の防止が不可欠です。特に犯罪や非行に及んだ人々は、社会的孤立に陥りやすく、その結果、再犯のリスクが高まります。そのため、彼らが生活基盤を整え、必要な支援を適切に受けることが、再犯防止に向けた重要な取り組みとなります。これらの取り組みを通じて、犯罪や非行を繰り返さない社会を目指し、再犯による新たな犯罪被害の発生を防ぎます。住民が世代や立場を超えて協力し、共に支え合いながら、安全で安心して暮らせる「地域共生社会」の実現に向けて、地域全体で一丸となって取り組んでいきます。

図表1-3 国がすすめる重層的支援体制整備事業の概要



資料:厚生労働省 重層的支援体制整備事業

### (3) 柏市における地域共生社会及び地域福祉の考え方

柏市においても近年の社会情勢の変化などによって、従来どおりの縦割りによる制度だけでは十分に対応しきれない制度の狭間にある問題をはじめ、福祉的ニーズは多様化しています。

これらのニーズに対応するため、それぞれの分野における取組を進めるだけでなく、分野横断的な福祉課題への対応や健康福祉分野共通の基盤となる取組など、行政サービスの充実を図っています。

また、これからの地域福祉を考える上では「持続可能性」が重要な要素であり、公的な福祉サービスの整備に加え、市民一人ひとりが自分自身や身近な人と協力し解決する「自助」、地域活動・地域福祉活動を行う人たちや地域の関係者等が連携し、それぞれの役割や特性を活かして活動をしていく「共助」の重要度が、ますます高まっています。地域をとりまく情勢の変化やさまざまな福祉課題に的確に対応するためには、地域の実情に応じたきめ細かな施策を充実させ、地域生活課題<sup>11</sup>の解決に資する支援が包括的に提供される地域の支援体制づくりが重要です。

本市では、これらの考え方や「市民アンケート」、「市民ワークショップ」、「各種データ」などを踏まえながら、地域健康福祉の取組を充実させる分野共通の視点について、庁内検討ワーキング等で議論してきました。その結果、これからの地域福祉を推進するにあたっては「だれもが活躍できる場や機会があると感じられる」、「みんなの多様なアイデアや経験を地域に活かせる」、「多様な考えや価値観などの理解を深める」、「地域の中に見守りの輪がある」、「互いの違いを認め合いながら尊重できる」の5つの視点を意識することが重要であるなど、各部署が推進する地域福祉関連の施策や事業に対する共通認識が形成されました(図表1-4)。

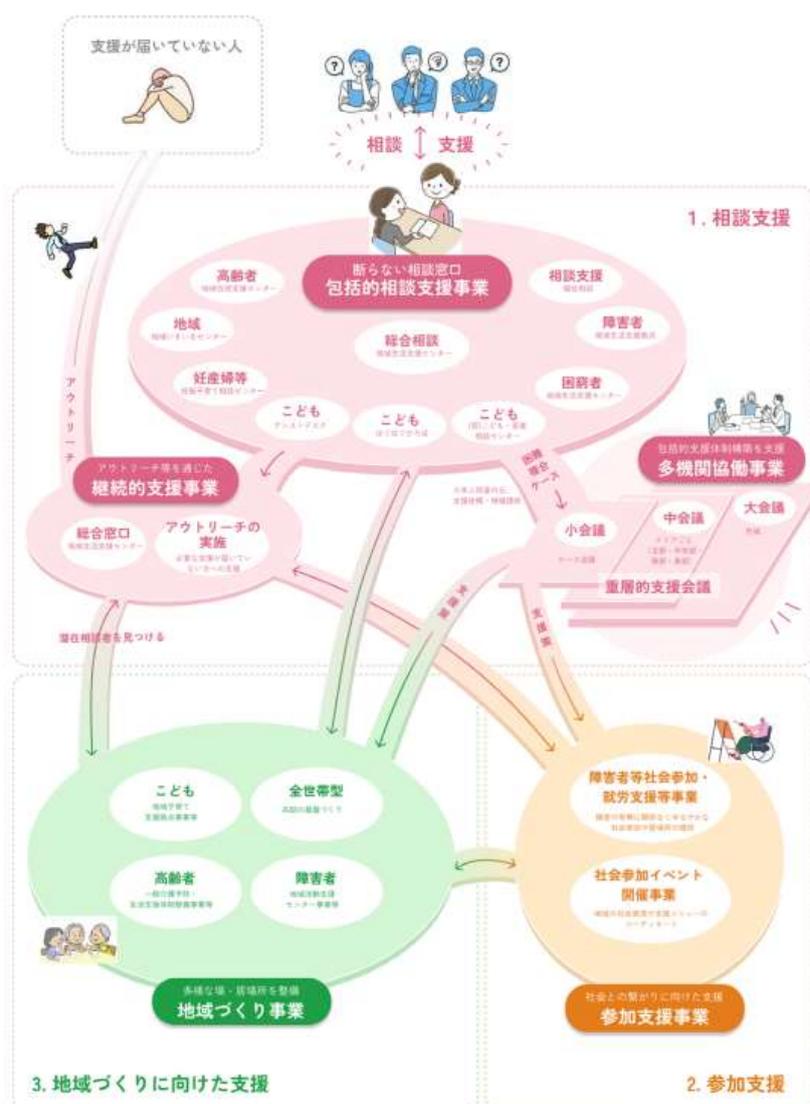
<sup>11</sup> 福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上でのさまざまな課題

図表1-4 柏市における地域健康福祉の考え方



なお本市では、すべての市民が住み慣れた地域で充実した生活を営めるよう、令和4(2022)年度から重層的支援体制整備事業を実施しています。複雑化・複合化した地域の生活課題にも対応できる地域住民の助け合いや居場所づくりなどの取組に加え、課題解決が困難な事例に対して専門機関が知恵を出し合う取組として「福祉の総合相談窓口」を設置しました。相談窓口では、様々な課題を受け止め、専門の相談支援機関に適切につなげられるよう、分野の垣根を越えた包括的な支援体制を構築しています。また、解決が困難な課題に対しても専門機関等が知恵を出し合い、支援策を検討し、連携しながら課題解決に向けた伴走支援を行っています。これらの取組を有機的につなぐことで、より充実した重層的支援体制の整備を進めています。さらに、取組の推進においては、まちづくりやこれまでの地域福祉活動との整合を図るため、地域の区分に応じた機能や役割を踏まえながら体制整備をすすめています(図表1-5)。

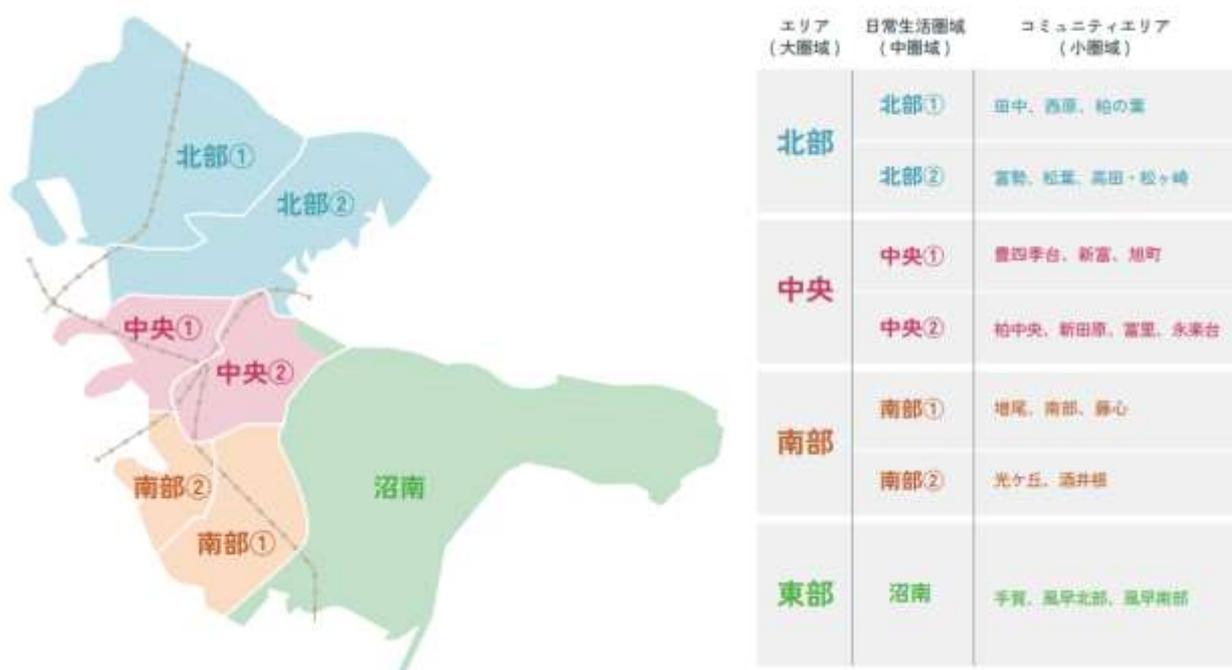
図表1-5 柏市における重層的支援体制の全体像



本市では、市域を4つの圏域で区分し、これらの圏域を踏まえながら地域の特性に応じたまちづくりを展開することとしています。施策やマネジメントを地域ごとに行う際に用いる大圏域(4エリア 北部・中央・南部・東部)とし、また、介護保険法など地域密着型サービスの基盤整備の単位となる「日常生活圏域」を中圏域(7つの圏域)で設定しています。さらに、最も身近な地域の交流や活動を行う単位である「コミュニティエリア」を小圏域(21コミュニティ)に区分し、設定しています。

第5期計画では、大圏域(4エリア)では、広域的な視点から施策を推進し、地域全体の調和ある発展を目指します。一方で、中圏域(7圏域)および小圏域(21コミュニティ)においては、地域の実情に即したきめ細かい福祉サービスの提供や、地域資源を活かした地域づくりの視点を重視し、より身近な生活圏での支援体制を整えています。これにより、地域全体のバランスを取りながら、住民一人ひとりが安心して暮らせる環境を整備しています。

図表1-6 柏市における地域(圏域)の設定



大圏域	中圏域	小圏域	主な相談支援機関			
エリア	日常生活圏域	コミュニティエリア	地域包括支援センター	地域生活支援拠点等	いきいきセンター	その他機関
北部	北部1	田中	柏北部 柏北部第2 北柏 北柏第2	地域生活 相談センタ ーシャル	田中 松葉町 富勢	はぐはぐひ ろば若柴
		西原				
		柏の葉				
	北部2	富勢				
		松葉				
		高田・松ヶ崎				
中央	中央1	豊四季台	柏東口 柏東口第2 柏西口 柏西口第2	たんぼぼ センター	新富 豊四季台 新田原	
		新富				
		旭町				
	中央2	柏中央				
		新田原				
		富里				
		永楽台				
南部	南部1	増尾	光ヶ丘 柏南部 柏南部第2	ぶるーむ の風	光ヶ丘 南部 増尾	
		南部				
		藤心				
	南部2	光ヶ丘				
		酒井根				
東部	沼南	手賀	沼南	サポートセ ンター沼南	風早南部 風早北部	はぐはぐひ ろば沼南
		風早北部				
		風早南部				

#### (4)SDGsと地域共生社会の考え方

平成27(2015)年9月の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」と、令和12(2030)年を期限とする「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。SDGsでは持続可能な世界を実現するための17の目標(ゴール)と、具体的に達成すべき169のターゲットを設定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が示されています(図表1-7)。

少子高齢化が進み、さらなる人口減少の到来が想定される中、さまざまな地域課題はいつそう複雑化・複合化することが想定され、「持続可能な地域づくり」が喫緊の課題となっています。地域共生社会を実現させるためには、「支え手」・「受け手」に分かれることなく、すべての人が役割を持ちお互いが支え合うことが必要であり、地域の中にはさまざまな人がいるということ(多様性)を理解し、それを受けとめるということ(社会的包摂)が求められています。本計画は「誰一人取り残さない」という考え方や協働の推進など、SDGsに掲げている目標や方向性を同じくするものであることから、計画に掲げる取組を着実に推進することが、SDGsの推進につながると考えています。

図表1-7 SDGsが掲げる目標



### 3 計画の位置づけと策定プロセス

#### (1) 柏市地域健康福祉計画とは

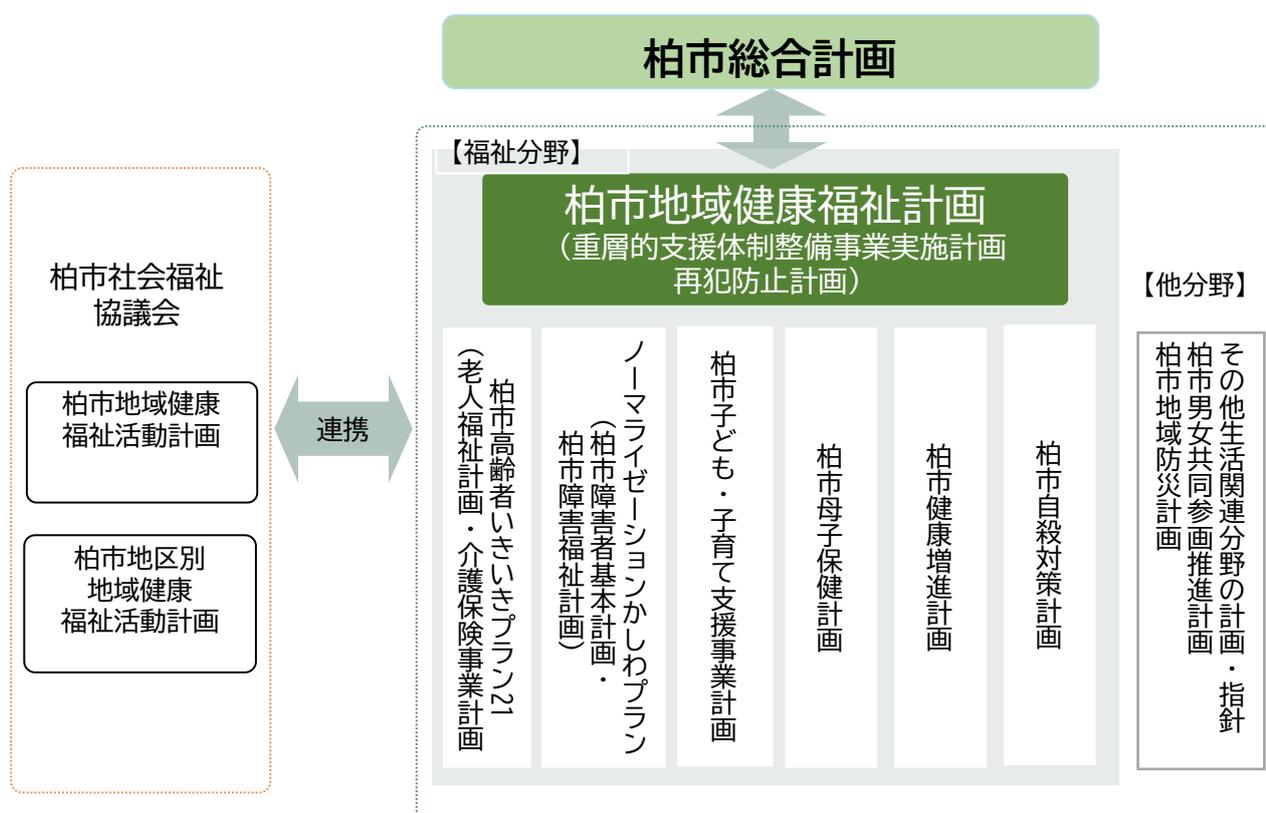
柏市地域健康福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけるものです。本計画は、地域健康福祉に関する理念や方向性を定めることを主たる目的としています。これに基づき、地域で起きている地域健康福祉課題について、地域に主眼を置きながら、そこに住む様々な世代の人々とともに解決をしていくことを目的としています。

#### (2) 上位計画、分野別計画・関連計画との関係

本計画は、諸計画を総合化する視点に基づき、上位計画である柏市総合計画、高齢者や障害者、子ども・子育てなどの分野別計画など、地域生活課題に関連する諸計画等との調和、計画体系をふまえた上で、策定を行っています。

区分	概要
総合計画	本計画は、柏市第六次総合計画を上位計画とする福祉の分野別計画です。
分野別計画	本計画は、分野別計画である「柏市高齢者いきいきプラン21」「ノーマライゼーションかしわプラン」「柏市子ども・子育て支援事業計画」「健康増進計画」等の上位計画として位置づけられており、地域福祉の推進に関する分野横断的な施策を示しています。
内包する計画	厚生労働省通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について(平成26年3月27日社援発0327第13号)」に基づく「生活困窮者自立支援」及び社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」を内包しています。
柏市地域健康福祉活動計画 (柏市社会福祉協議会)	地域住民や各種団体が自主的・主体的な地域福祉の推進を目指す活動計画となっており、本計画の方向性を踏まえた車の両輪の関係になります。相互の連携を図りながら、計画的に地域福祉を推進します。

図表1-8 上位計画, 分野別計画・関連計画との関係



### (3) 計画策定のプロセス

計画策定に当たっては、市民や地域の関係者の意見を反映し、市民・関係者・行政がそれぞれの役割を認識し、行動し、めざす姿を実現する「実効性」のある計画にするため、地域関係者と市による「柏市健康福祉審議会地域健康福祉専門分科会」を設置するとともに、庁内の関連部課の代表で構成される「地域共生社会の連携会議」で検討しました。

図表1-9 計画策定のプロセス



## 4 計画期間

本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和12(2030)年度までの6年間です。社会情勢の変化や制度の改正、本市の総合計画等に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度 (2025 年度)	令和 8年度 (2026 年度)	令和 9年度 (2027 年度)	令和 10年度 (2028 年度)	令和 11年度 (2029 年度)	令和 12年度 (2030 年度)
総合計画	第五次総合計画基本構想 平成28年度～				第六次総合計画基本構想 令和7年度～令和16年度					
地域福祉計画	第4期柏市地域健康福祉計画				第5期柏市地域健康福祉計画					
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第8期柏市高齢者 いきいきプラン 21			第9期柏市高齢者 いきいきプラン 21						
ノーマライゼーション かしわプラン	第4期障害者基本計画(前期)			第4期障害者基本計画 (後期)						
	第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画						
	第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画						
子ども・子育て 支援事業計画	第2期柏市子ども・子育て支援事業計画 令和2年度～令和6年度				第3期柏市子ども・子育て支援事業計画 令和7年度～令和11年度					
柏市母子保健計画	柏市母子保健計画 平成28年度～令和7年度									
健康増進計画	柏市健康増進計画 平成25年度～令和6年度				柏市健康増進計画 令和7年度～令和18年度					
柏市特定健康 診査等実施計画	第3期柏市特定健康診査等 実施計画 平成30年度～令和5年度			第4期柏市特定健康診査等実施計画 平成6年度～令和11年度						
柏市地域健康 福祉活動計画	第4期柏市地域健康福祉活動計画 令和元年度～				第5期柏市地域健康福祉活動計画 令和7年度～令和11年度					

## 5 計画の推進体制

本計画は、本市の地域健康福祉に係る課題を複合的に捉え、各分野で共通して取り組むべき事項や方向性を示しています。計画の実行性を高めるためには、各個別計画を横につなぎながら、分野横断的に施策を展開していく必要があります。そのためには、進捗状況の組織的な把握・共有ができるマネジメント体制と、職員が相互にコミュニケーションを図りながら、現状や課題を共有し、組織力の向上につながる仕組みづくりが必要です。

そこで、地域健康福祉に関わる庁内関係各部署や社会福祉協議会による「地域共生社会の連携会議」において、各種計画の課題を共有し、最適な取組の在り方を議論していきます。

図表1-10 「地域共生社会の連携会議」イメージ



## 6 計画の進捗管理と評価

### (1) 計画の進捗管理

本計画の進捗状況を把握するため、計画を実施する各担当課において事業の進捗管理を行うとともに、地域共生社会の連携会議で進捗状況を共有します。毎年度、各事業の実施・評価をとりまとめるとともに、改善点を明らかにし、次年度の施策につなげていきます。

また、柏市健康福祉審議会地域健康福祉専門分科会において、客観的・中立的な視点で、事業の進捗や評価結果の点検・検証を行います。

### (2) 計画の評価

本計画では、基本方針毎にアウトカム指標として「結果指標」を設定しています。結果指標は市民アンケート調査に基づき評価します。

昨今は、地域社会を取り巻く状況の変化が激しく、法改正等に伴う各種制度の変更などが生じることが想定されます。そこで、本計画の折り返し地点である3年後を目処に、中間評価を行います。行政による評価(内部評価)だけでなく、市民アンケート調査を実施し、市民による評価(外部評価)と合わせて、結果指標の評価を行います。評価結果に基づき、必要な場合は個別施策の見直しを図るなど、状況変化に適切に対応します。また、計画期間満了年度の前年度には、市民アンケート調査等を実施し、結果指標の最終評価を行います。

施策の評価においては、事業の取組状況や、市民の意識・取組などの定量的な数値評価に加えて、施策や事業を推進する過程で見られる変化のプロセスを意識し、施策の進捗状況としてどのような変化が生じているか、職員や市民ワークショップ等を通じて定性的な評価を行い、包括的な視点で各事業の進捗・評価を行っていきます。



# 第 2 章

## 柏市の地域福祉を取り巻く現状と課題

### 1 人口の推移等

#### (1) 総人口の推移と将来推計

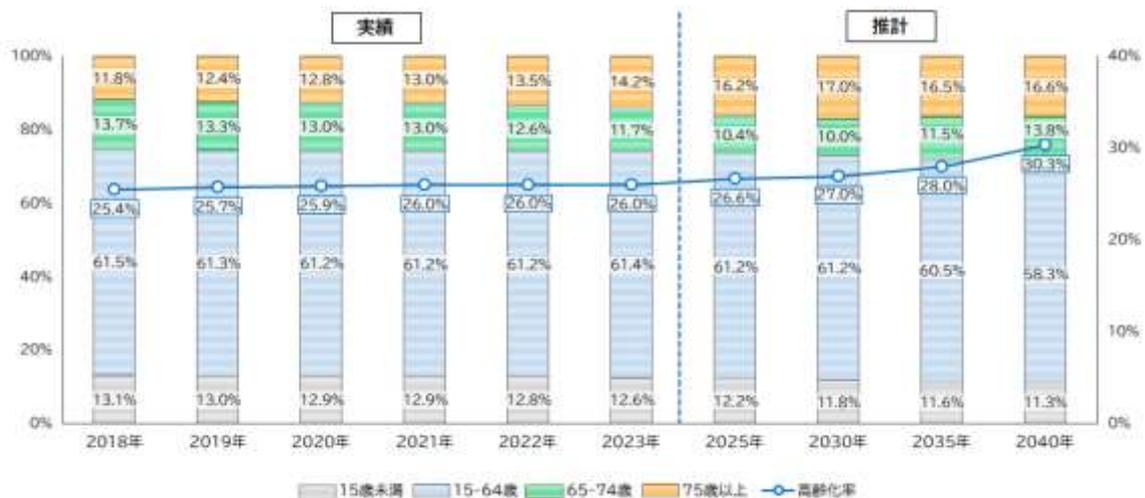
- 本市の総人口は増加し続けており、2023年は434,156人となっています。
- 総人口は2035年まで増加し、2040年以降は減少に転じることが予測されています。
- 団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年には、65歳以上の人口は134,793人となり、総人口の3割を超えることが見込まれています。

図表2-1 総人口の推移と将来推計



資料：住民基本台帳（各年4月時点）柏市将来人口推計報告書（2023年推計）

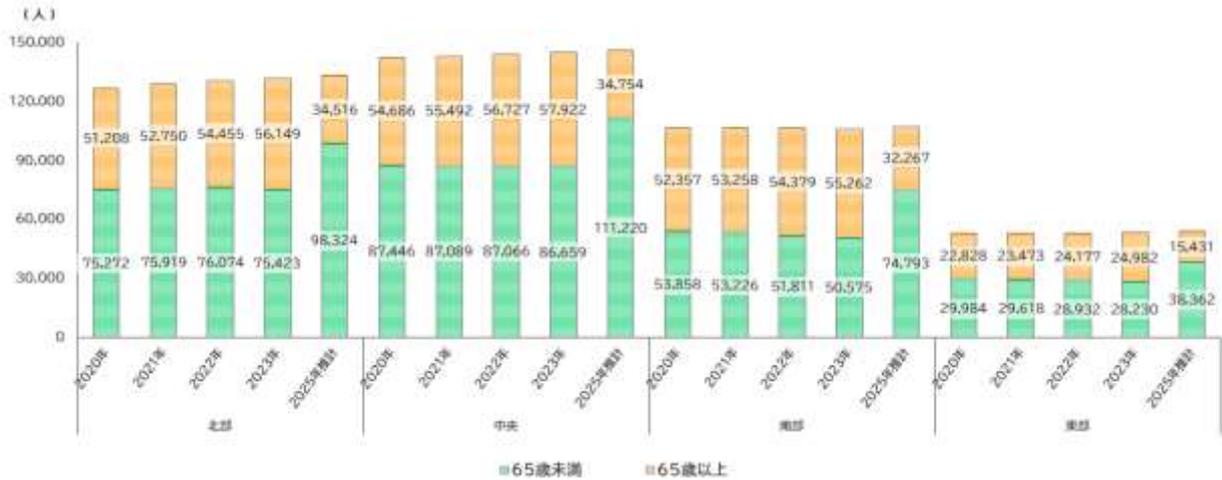
図表2-2 人口構成割合の推移と将来推計



資料：住民基本台帳（各年4月時点）柏市将来人口推計報告書（2023年推計）

図表2-3 4エリア(北部, 中央, 南部, 東部)別構成割合の推移と将来推計

年	北部		中央		南部		東部	
	65歳未満人口(人)	65歳以上人口(人)	65歳未満人口(人)	65歳以上人口(人)	65歳未満人口(人)	65歳以上人口(人)	65歳未満人口(人)	65歳以上人口(人)
2020年	75,272	51,208	87,446	54,686	53,858	52,357	29,984	22,828
2021年	75,919	52,750	87,089	55,492	53,226	53,258	29,618	23,473
2022年	76,074	54,455	87,066	56,727	51,811	54,379	28,932	24,177
2023年	75,423	56,149	86,659	57,922	50,575	55,262	28,230	24,982
2025年推計	98,324	34,516	111,220	34,754	74,793	32,267	38,362	15,431

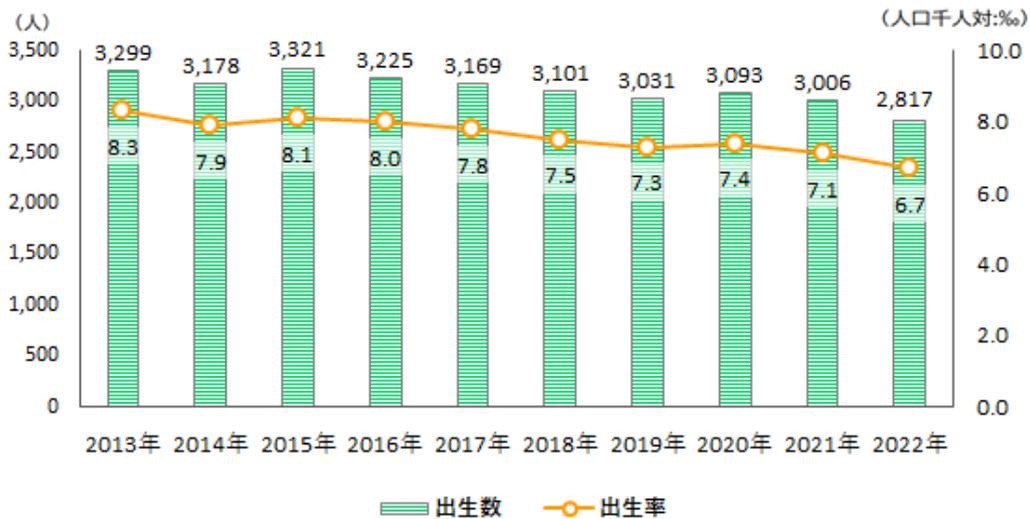


資料：柏市将来人口推計報告書（2023年推計）

(2) 出生数・出生率の推移

- 出生数は増減があるものの減少傾向で、2022年には3,000人を下回りました。また、出生率も減少傾向で、2022年は2013年と比較して、1.6ポイント減少しました。

図表2-4 出生数・出生率の推移



資料：柏市統計書

### (3) 転入・転出者の推移

- 本市では、転入者数が転出者数を上回る「転入超過」が続いています。

図表2-5 転入・転出者の推移

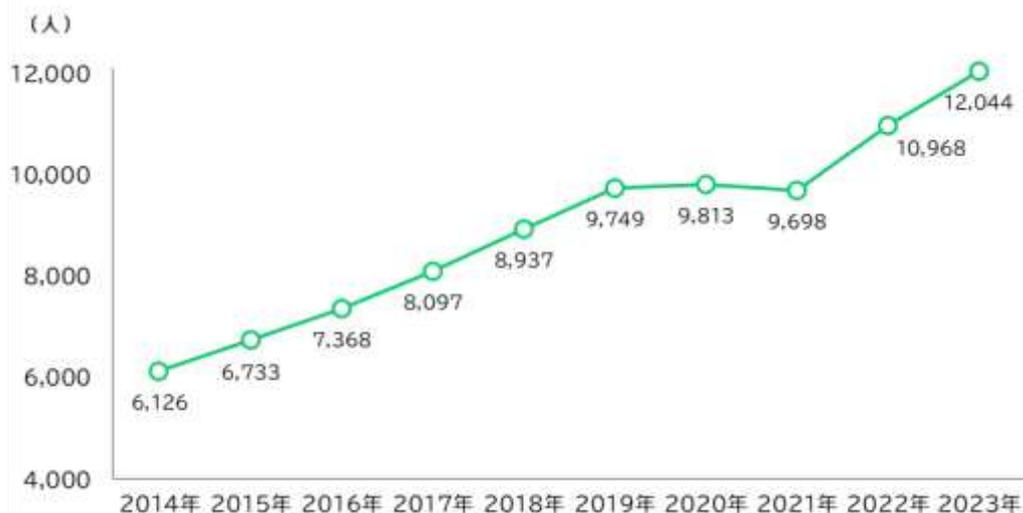


資料：柏市統計書

### (4) 外国人住民の推移

- 外国人住民の人数は増加傾向で、2022年には1万人を超えています。

図表2-6 外国人住民の推移



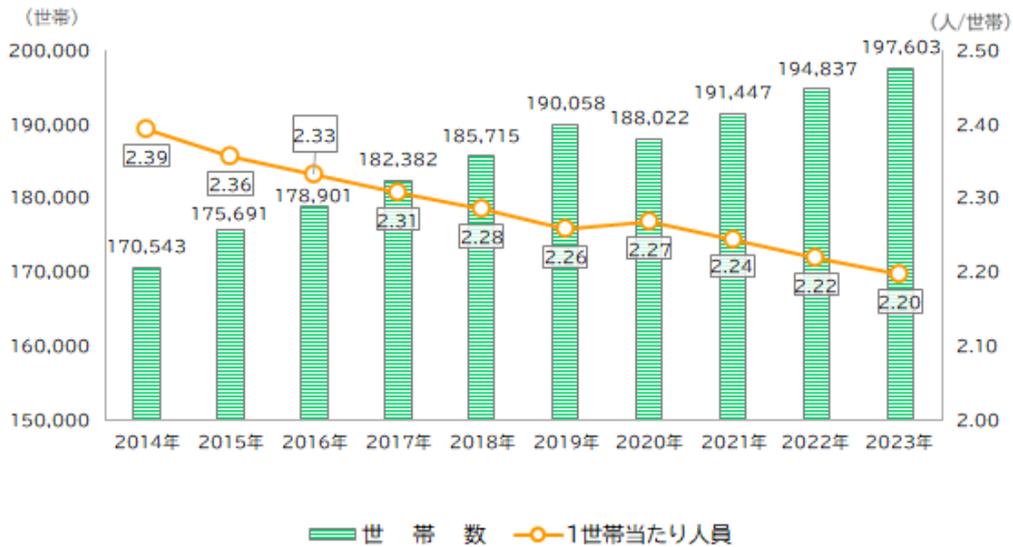
※平成24年7月9日住民基本台帳法改正により、外国人住民についても住民基本台帳法の適用対象(改正前は外国人登録法による登録制度)となったことから、対象者及び一部国籍・地域に変更あり。

資料：柏市統計書

## (5)世帯の推移

- 世帯数は増加傾向で、2023年は2014年と比較して27,060世帯増えています。
- 一方で、1世帯あたり人員は減少し続けており、2023年は2.2人となっています。

図表2-7 世帯の推移

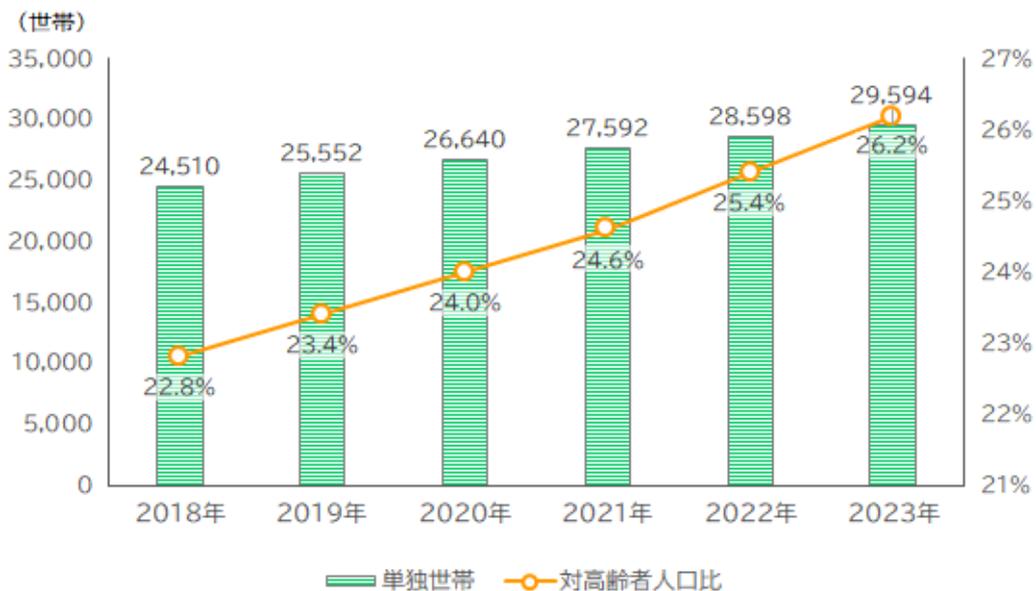


資料：柏市統計書

## (6)ひとり暮らし高齢者の推移

- ひとり暮らし高齢者は、2018年は24,510世帯でしたが、2023年には29,594世帯となっており、高齢者人口の26.2%を占めています。

図表2-8 高齢者のみ世帯の推移

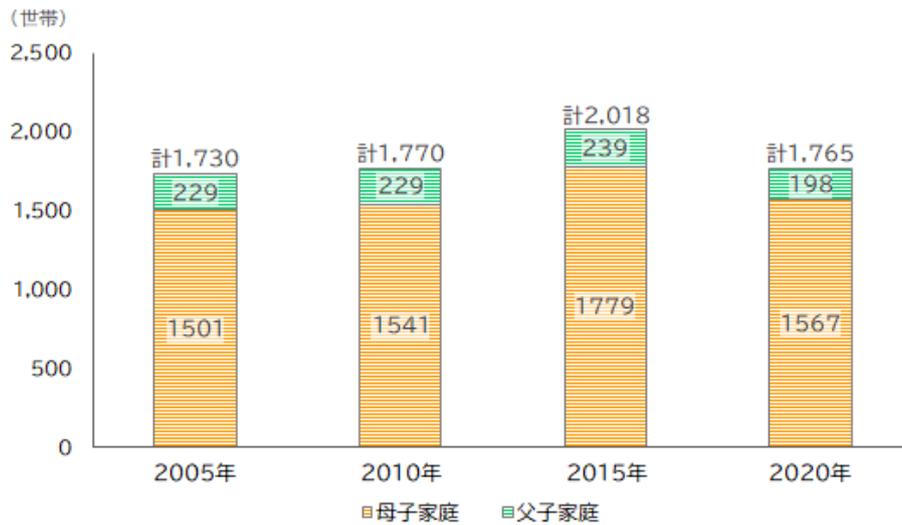


資料：第9期柏市高齢者いきいきプラン21

## (7)ひとり親世帯の推移

- 2020年のひとり親世帯は2015年と比較して減少しており、1,765世帯となっています。

図表2-9 ひとり親世帯の推移

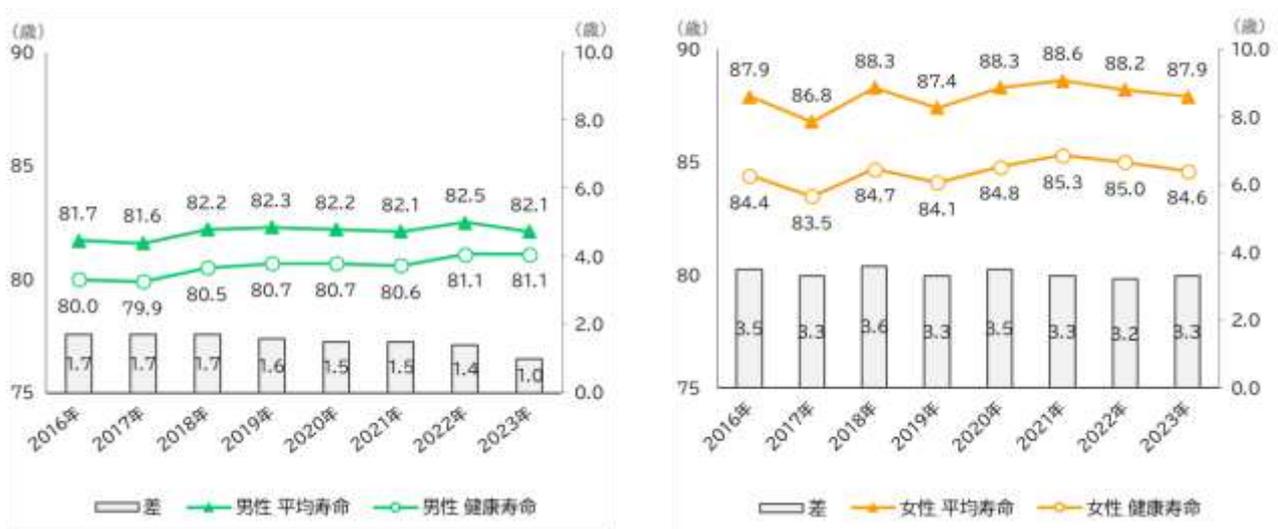


資料:国勢調査

## (8)平均寿命・健康寿命の推移

- 2023年の男性の平均寿命は82.1歳、健康寿命は81.1歳で、平均寿命と健康寿命の差は1.0歳と短縮傾向です。一方、女性の平均寿命は87.9歳、健康寿命は84.6歳で、平均寿命と健康寿命の差は3.3歳と横ばいです。

図表2-10 平均寿命と健康寿命の推移



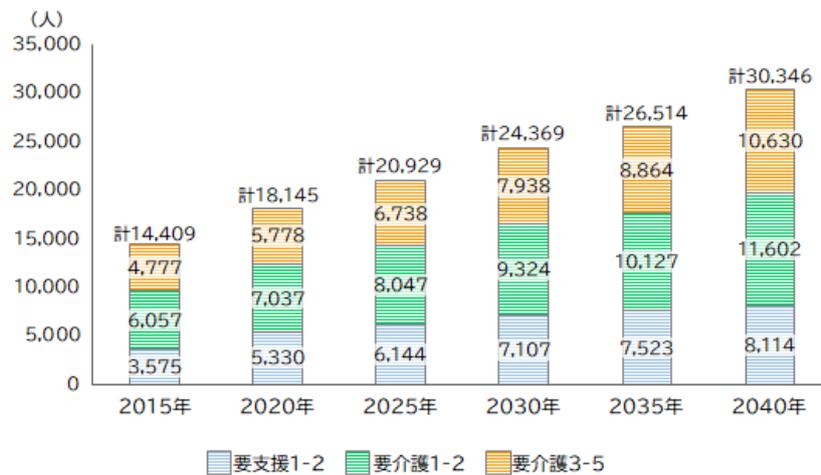
資料:国保データベース(KDB)システム

## 2 支援ニーズの現状

### (1) 介護認定者の推移と見込み

- 2020年の要介護認定者数は18,145人ですが、後期高齢者の増加に伴い、2040年には約3万人に増加すると予測されています。
- 2040年には、認定者の中でも医療・介護ニーズの高い、要介護3～5の認定者の占める割合が増加する見込みです。

図表2-11 要介護認定者の推移

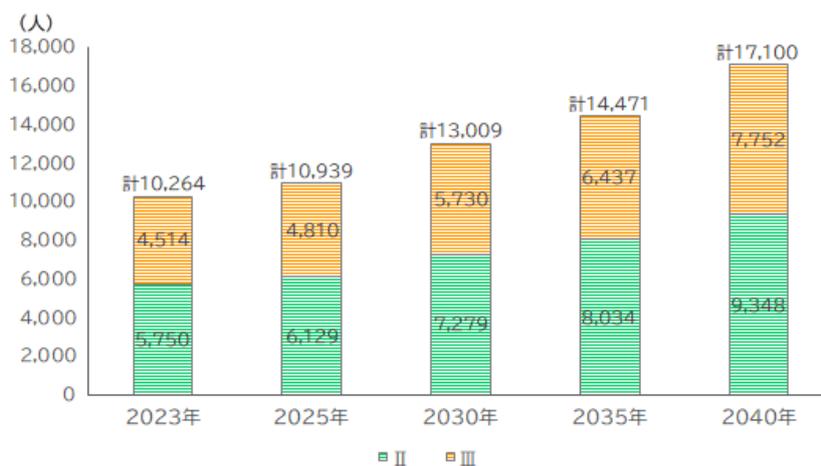


資料：第9期柏市高齢者いきいきプラン21

### (2) 認知症高齢者と将来の見込み

- 認知症自立度Ⅱa以上※の高齢者は、2023年で10,264人となっていますが、高齢者割合の増加に合わせて増え続け、2040年には17,100人となる見込みです。

図表2-12 認知症高齢者の状況



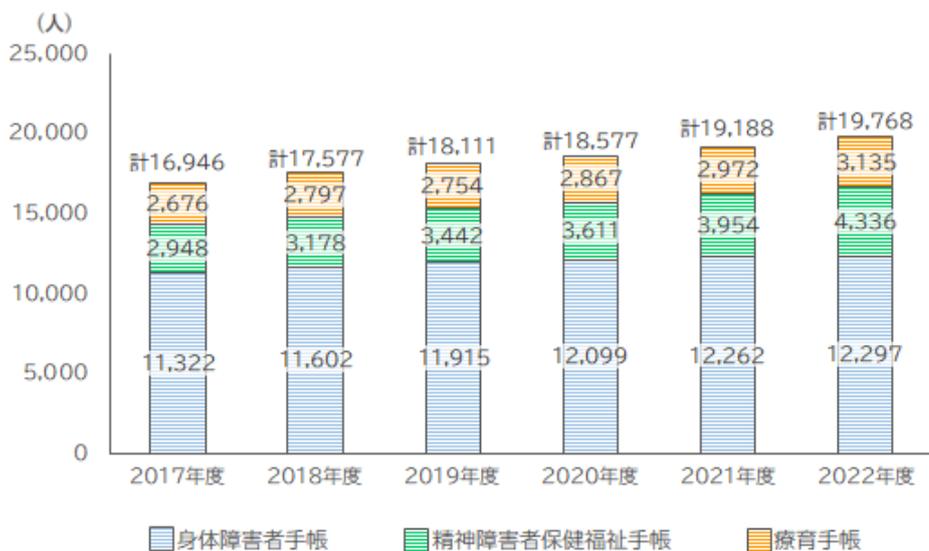
※日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難が出現している状態

資料：第9期柏市高齢者いきいきプラン21

### (3) 障害者手帳所持者数の推移

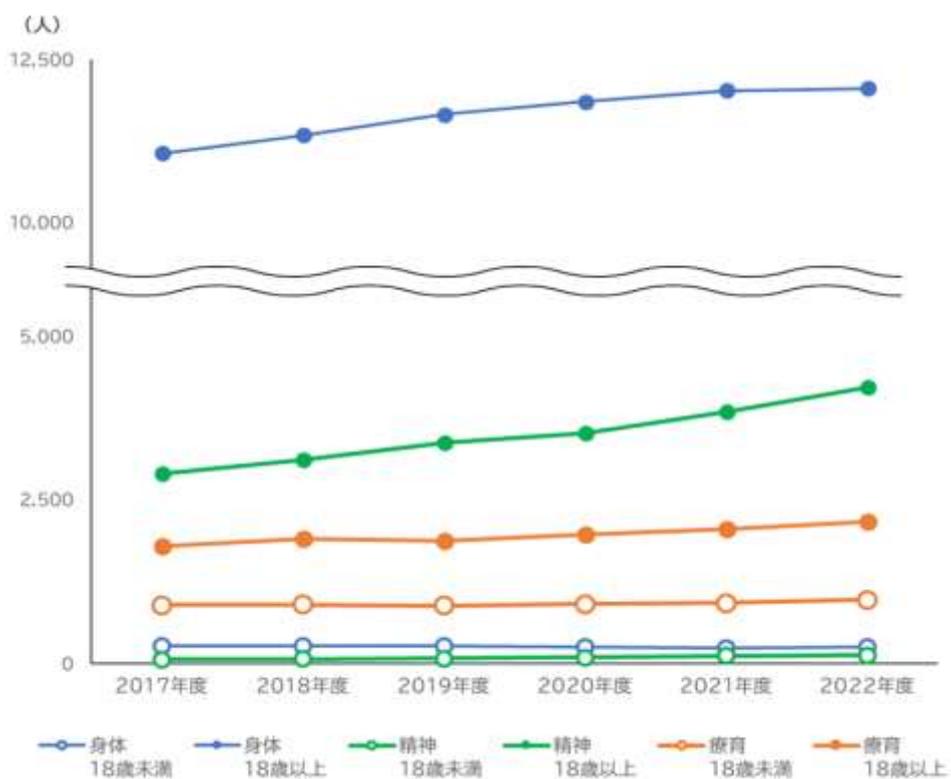
- 身体・知的・精神障害の手帳所持者数はいずれも増加しており、5年間で約2,800人増加しています。
- 手帳保持者全体の中では精神障害の手帳保持者の割合が増加しています。

図表2-13 障害者手帳所持者数の推移(全体)



資料：障害福祉課

図表2-14 障害者手帳所持者数の推移(年齢別)

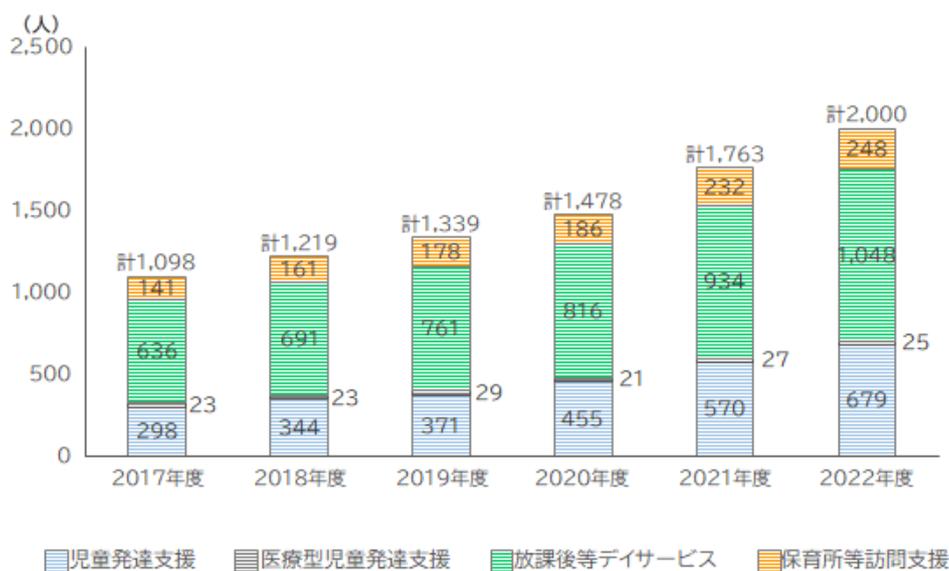


資料：障害福祉課

#### (4) 放課後等デイサービス利用者・児童発達支援利用状況（支給決定者数）

- 児童発達支援, 医療型児童発達支援, 放課後等デイサービス, 保育所等訪問支援の利用はいずれも増加しており, 2022年度は2,000件となっています。

図表2-15 放課後等デイサービス利用者・児童発達支援利用状況(支給決定者数)



資料:障害福祉課

#### (5) 児童相談・児童虐待相談件数

- 児童虐待に関する相談対応件数は, 2019年度以降おおよそ1,700~1,800件程度で推移しています。
- そのうち, 虐待に関する相談件数は増えており, 2021年度以降は1,000件を超えています。

図表2-16 児童相談・児童虐待相談件数

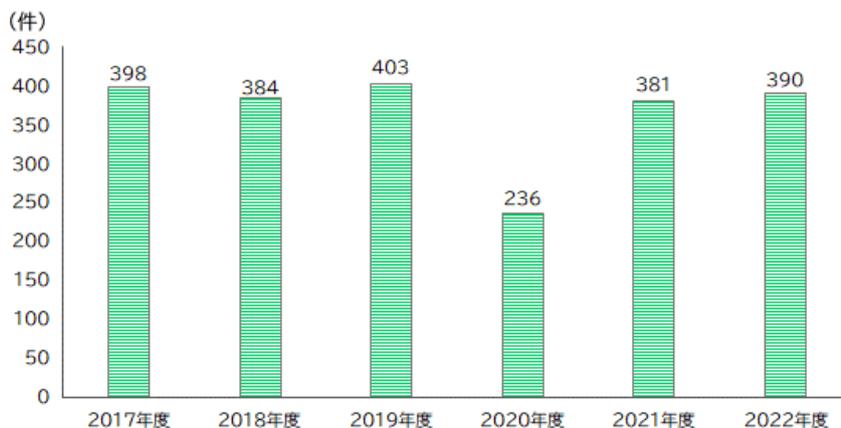


資料:こども相談センター

## (6)DV（ドメスティック・バイオレンス）<sup>12</sup> 相談件数

- DVの相談件数は、2020年度に大幅に減少していますが、毎年400件弱で推移しています。

図表2-17 DV相談件数

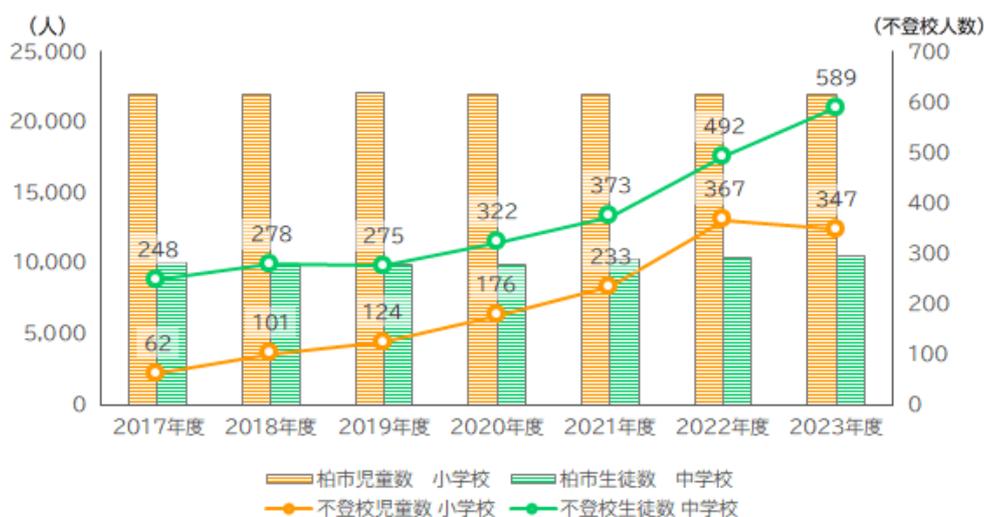


資料:男女共同参画推進計画実績報告書

## (7)不登校児童・生徒数<sup>※</sup>の推移

- 不登校児童・生徒数は、いずれも増加傾向にあります。
- 特に、小学校児童の不登校数が増えており、2023年度は2018年度と比較して3倍以上増えています。

図表2-18 不登校児童・生徒数の推移



※何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある児童生徒の数(ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く。)

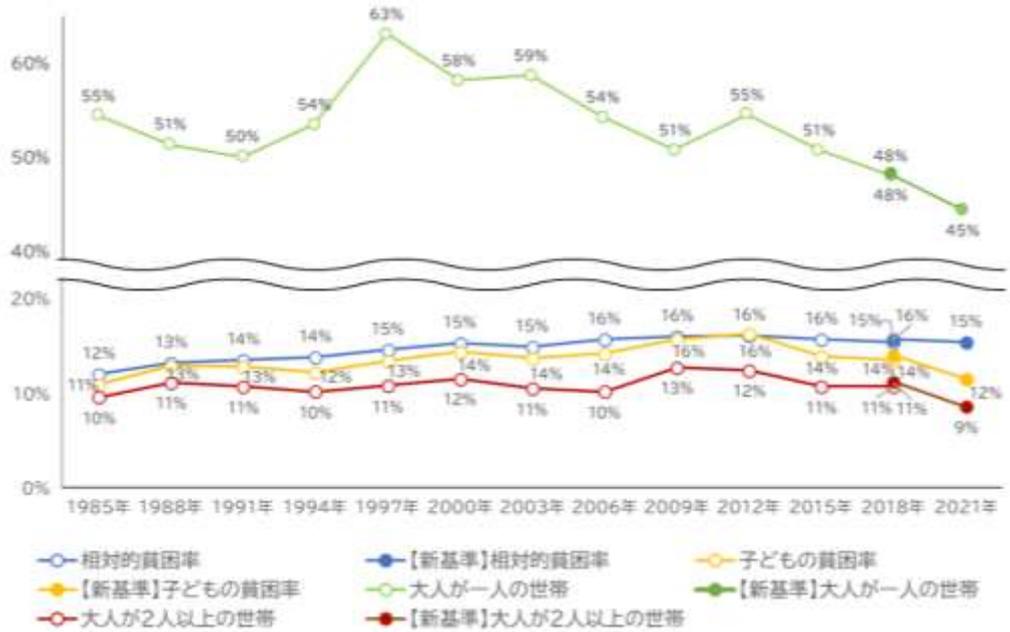
資料:児童生徒課

<sup>12</sup> 配偶者や恋人等、親密な関係にある相手からの身体的・精神的・経済的・性的暴力等のあらゆる暴力のこと。

## (8) 子どもの貧困率

- 全国的な傾向として、子どもの貧困率は2015年以降減少しています。しかし、相対的貧困率(一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合)は緩やかに増加傾向にあります。

図表2-19 子どもの貧困率(全国)

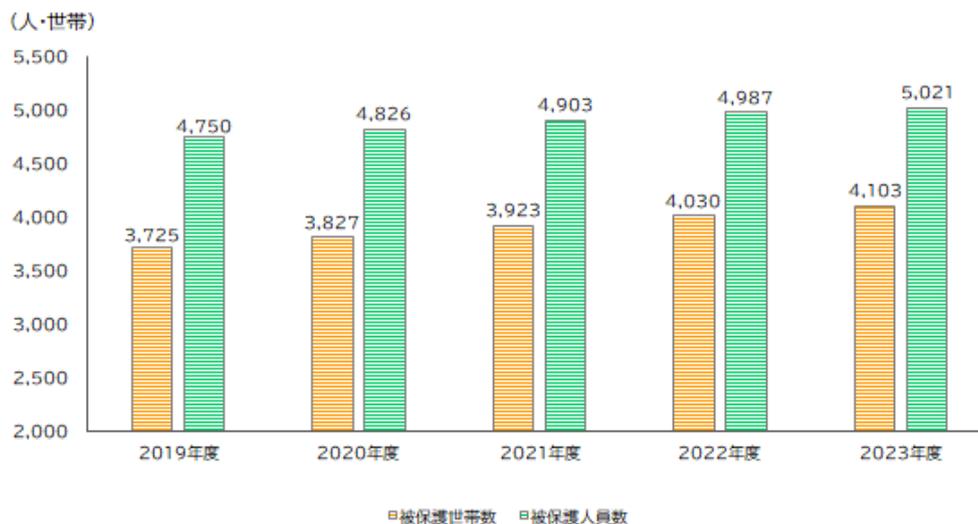


資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

## (9) 生活保護被保護世帯・人員の推移

- 生活保護の被保護世帯・人員は増加し続けており、2023年は2019年度と比較して、被保護世帯数が378世帯、被保護人員が271人増加しています。

図表2-20 生活保護被保護世帯・人員の推移

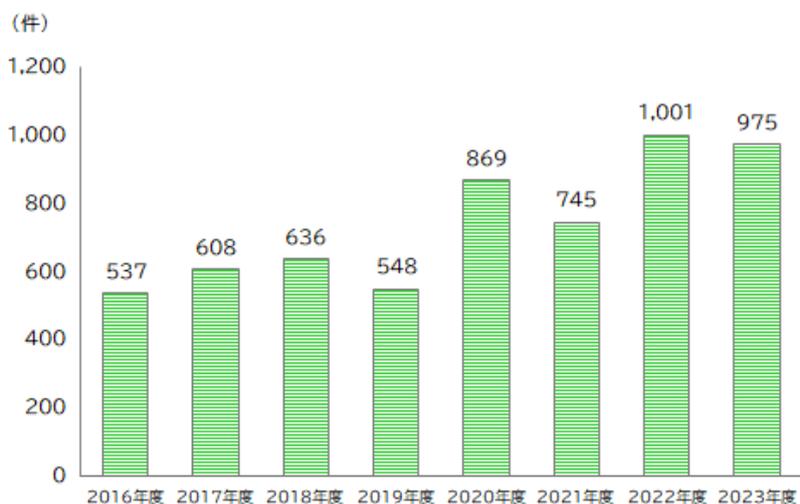


資料：柏市統計書

## (10)生活困窮相談件数

- さまざまな事情で経済的にお困りの方からの相談は、新型コロナウイルスの感染が拡大した2020年度以降、感染拡大前の約1.5倍に増加し、2022年度には1000件を超える相談がありました。

図表2-21 生活困窮相談件数の状況



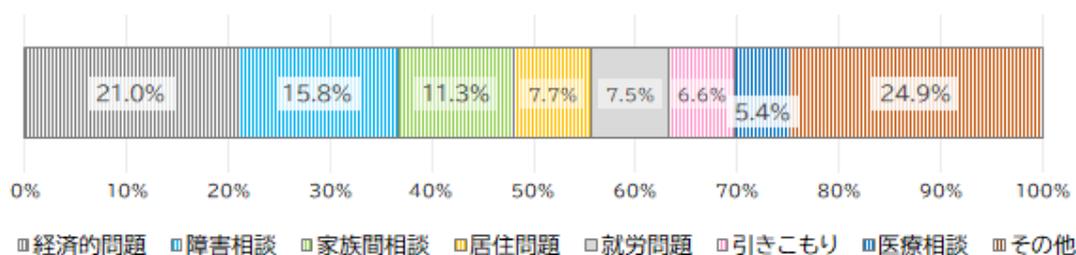
資料：生活支援課

## (11)福祉の総合相談窓口への相談件数

- 2023年度の福祉の総合相談窓口への述べ相談回数は7,046回でした。1人あたりの相談回数は3.2回で、1回では解決できない複雑な問題を抱えている方が多くなっています。
- 相談は多岐にわたっており、最も多いのは経済的問題でした。

図表2-22 総合相談の相談件数と内容(2023年度)

相談件数 (件)	延べ相談回数 (回)	相談者数(人)		1人あたり相談 回数(回)
		新規	継続	
3,459	7,046	904	1,321	3.2

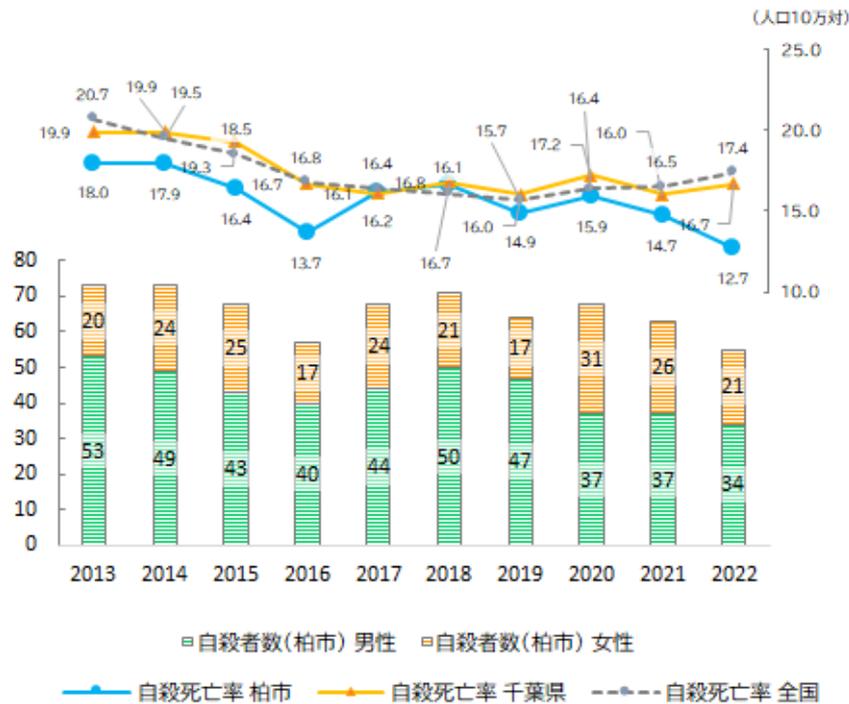


資料：福祉政策課

## (12) 自殺者数の推移

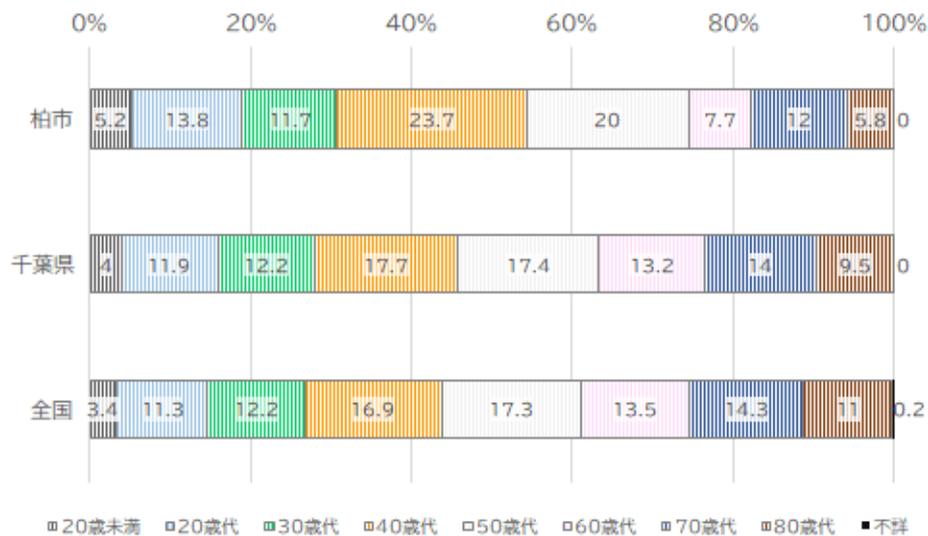
- 本市の2022年の年間自殺者数は55人で、2020年以降減少傾向にあります。
- 年代別で見ると、全国や県と比較して本市は20代以下、40代、50代の占める割合が高くなっています。

図表2-23 自殺者数と自殺死亡率の推移



資料:第2次柏市自殺対策計画

図表2-24 自殺者の年齢構成(平成30年~令和4年)

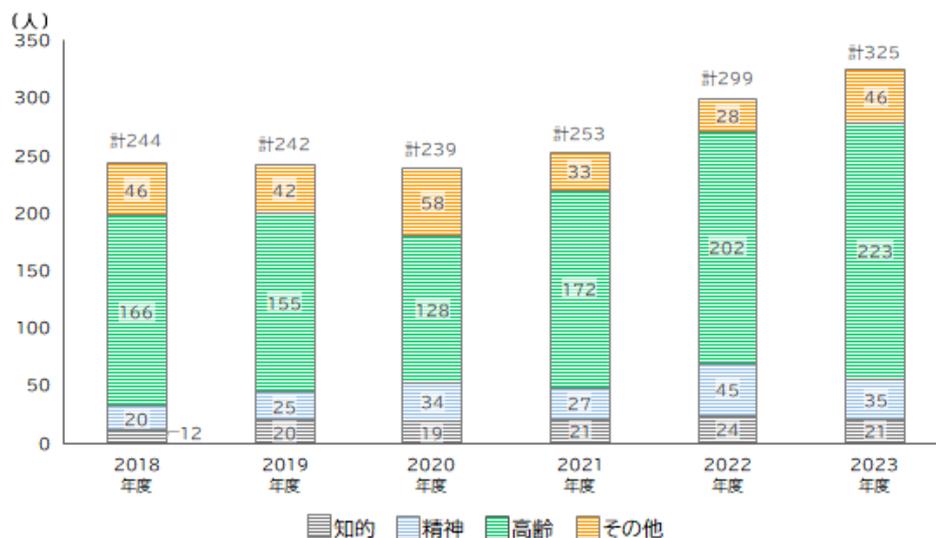


資料:第2次柏市自殺対策計画

### (13) 成年後見制度<sup>13</sup>に関する相談者数

- 成年後見制度の相談者数は増加傾向にあり、2023年度は325人となっています。
- 対象となる方の内訳は、高齢化に伴い、「高齢」の相談者数が増えています。

図表2-25 成年後見制度に関する相談者数



資料： 柏市社会福祉協議会

### (14) 犯罪件数の推移

- 警察庁が取りまとめている犯罪統計書に記載される検挙人数のうち、再犯者数の占める割合の推移を見ると、本市は2020年以降、全国や県と比較して高くなっています。

図表2-26 再犯者率の推移



資料： 法務省矯正局

<sup>13</sup> 認知症・知的障害・精神障害などで判断能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで本人を法的に支援する制度

### 3 地域福祉の支え手・地域組織活動の現状

#### (1) 民生委員・児童委員<sup>14</sup>活動状況の推移

- 2022年度の民生委員・児童委員の委嘱者数は、529人となっています。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、2020～22年は訪問数が大幅に減少しています。
- 2020年に相談件数は大幅に減少しましたが、増加に転じています。

図表2-27 民生委員・児童委員活動状況の推移



資料: 柏市民生委員児童委員協議会

#### (2) コミュニティ・スクール<sup>15</sup>設置状況

- コミュニティ・スクールは、2023年時点で全ての学校に設置されています。

図表2-28 コミュニティ・スクール設置校数



資料: 学校教育課

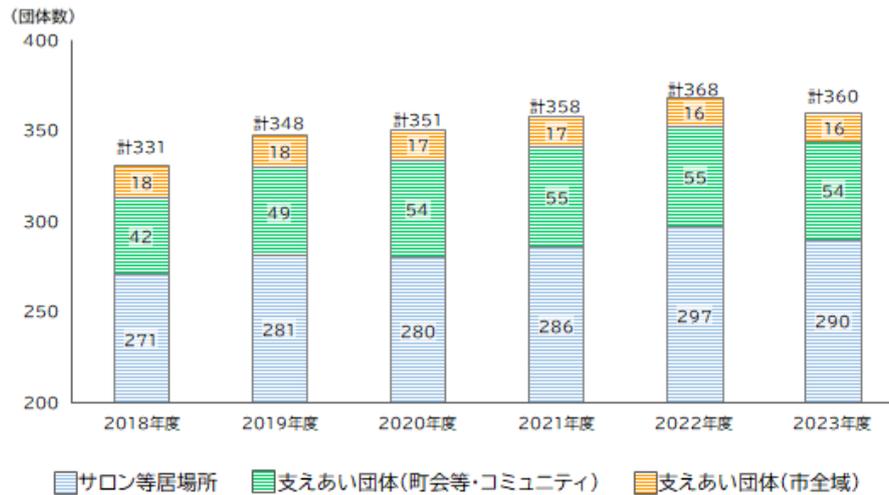
<sup>14</sup> 民生委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の特別職の公務員で、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進を務める。また、児童福祉法に基づき児童委員を兼ね、地域の子どもたちが安心して暮らせるよう子ども及び妊産婦の福祉の増進にも務める。

<sup>15</sup> 学校運営協議会を設置した学校のこと、学校運営協議会とは、地域住民や保護者、教師などが集まり、地域の学校に通う地域の子どもたちがどのように育ってほしいか、そのために何ができるかを話し合い、知恵を出し合う合議制の組織

### (3) 「支えあい活動」団体数の推移

- 「支えあい活動」の団体数は増加傾向で、2023年度は2018年度と比較して29団体増加し、360団体となっています。
- サロン<sup>16</sup>等の居場所も増加しており、2023年度には290か所となっています。

図表2-29 「支えあい活動」団体数の推移

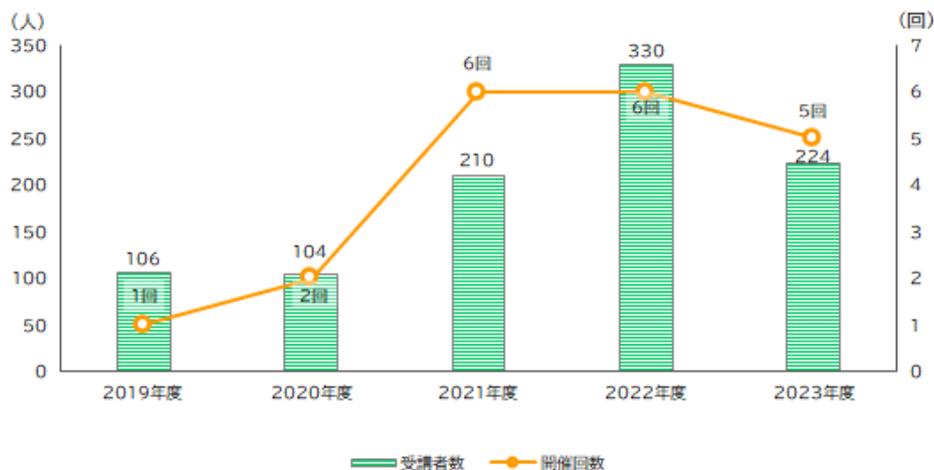


資料: 柏市社会福祉協議会

### (4) ゲートキーパー<sup>17</sup>研修の開催回数・受講者数

- 2023年度に実施したゲートキーパーの育成に向けた研修は5回で、受講者数は224人となっています。

図表2-30 ゲートキーパー研修の開催回数・受講者数



資料: 福祉政策課

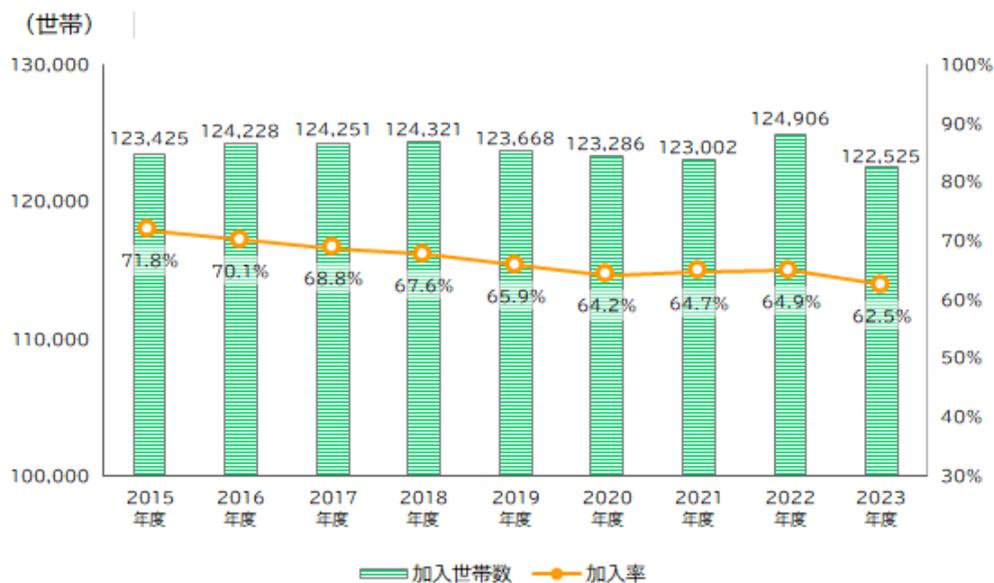
<sup>16</sup> 地域の中で、仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。

<sup>17</sup> 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

## (5) 町会加入世帯数・加入率の推移

- 町会加入世帯数及び加入率は減少傾向で、2023年度は122,525世帯、62.5%となっています。

図表2-31 町会加入世帯数・加入率の推移

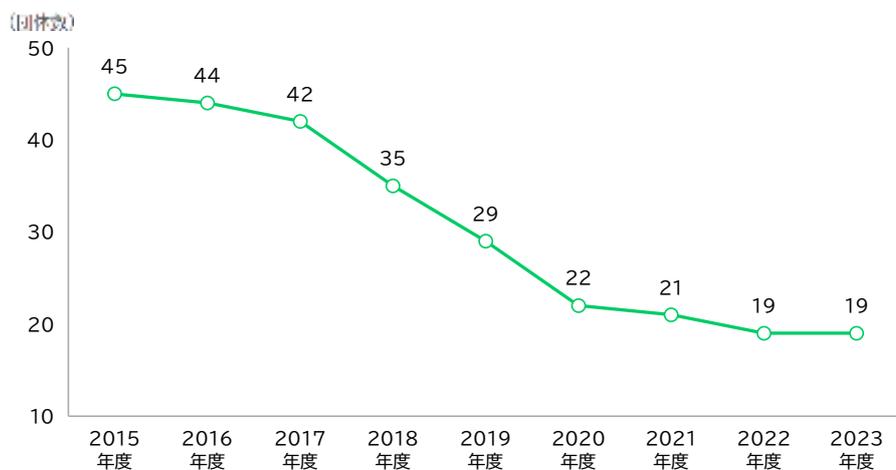


資料:市民活動支援課

## (6) 子ども会団体数の推移

- 柏市子ども会育成連絡協議会<sup>18</sup>に加入している子ども会団体数は減少しており、2023年度は19団体となっています。

図表2-32 子ども会団体数の推移



資料:生涯学習課

<sup>18</sup> 各町会・自治会に存在する子ども会の相互の連携を密にし、子ども会活動がより活発に、より望ましい姿に成長することを目的とした任意組織

## (7) 老人クラブ・加入者数の推移

- 老人クラブ数及び加入者数はともに減少傾向で、2023年度は67クラブ 3,591人となっています。

図表2-33 老人クラブ・加入者数の推移

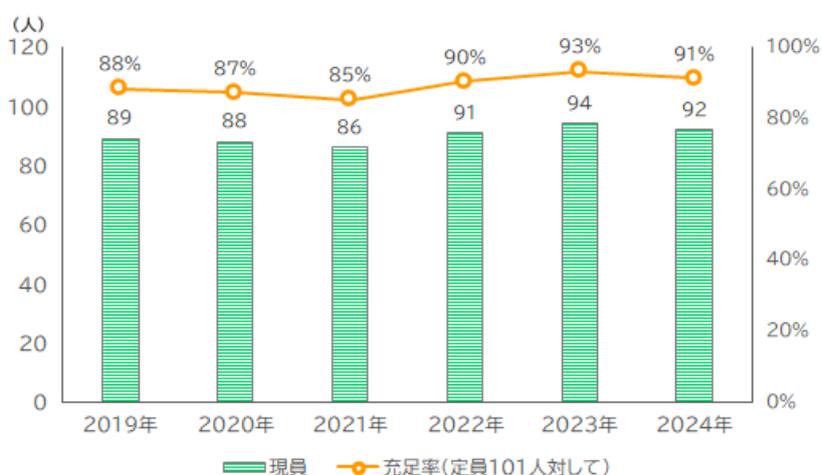


資料：高齢者支援課

## (8) 保護司<sup>19</sup>の推移

- 法務大臣からの委嘱を受け、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないように、その立ち直りを地域で支える保護司は、2024年4月1日時点で92人います。

図表2-34 柏地区保護司会※人数(各年4月1日時点)



※柏地区保護司会は柏市，我孫子市，流山市の3市から構成

資料：千葉保護観察所

<sup>19</sup> 犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員

## 4 アンケート調査・ワークショップ結果から見える地域の現状

### (1) 市民アンケート調査・学生アンケート調査結果の概要

本調査は、市民の福祉観、地域での関わりなどの実態を把握し、これまでの計画の結果指標を図るとともに、地域活動に必要なことなどの意見を広く把握することを目的として実施しました。

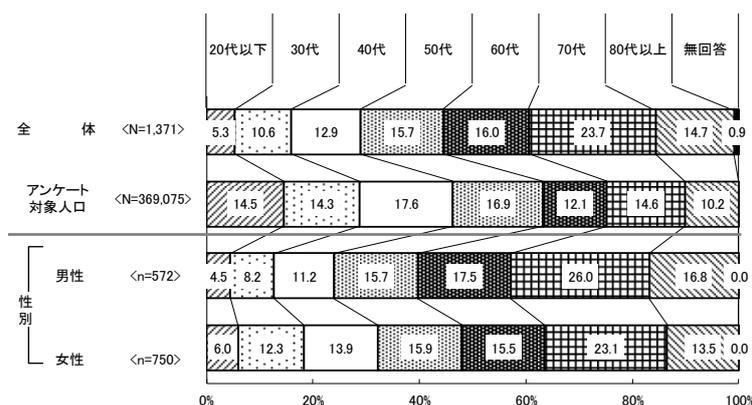
結果の概要は、第4期柏市地域健康福祉計画の基本方針である柱1～柱4のテーマ別に主な調査結果を記載しています。

	市民アンケート調査	学生アンケート調査
対象	無作為で抽出した4,000人	柏市在住の中学生と柏市在学の高校生(調査協力が得られた学校)
実施期間	令和5年11月1日～11月30日	令和5年11月30日～12月25日
回答者数(回収率)	1,371人(34.3%)	4,667人
調査内容	調査項目(全29問)	調査項目(全22問)
調査結果	令和5年度市民アンケート調査 	令和5年度学生アンケート調査 

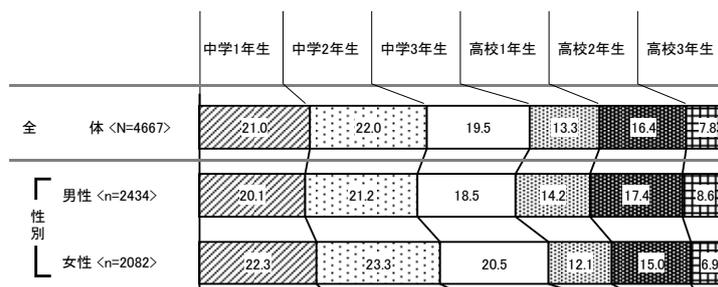
#### 【回答者の属性】

市民アンケートおよび学生アンケートの回答者の属性は、以下に示すとおりです。

図表2-35 市民アンケート調査の回答者属性



図表2-36 中高生アンケート調査の回答者属性

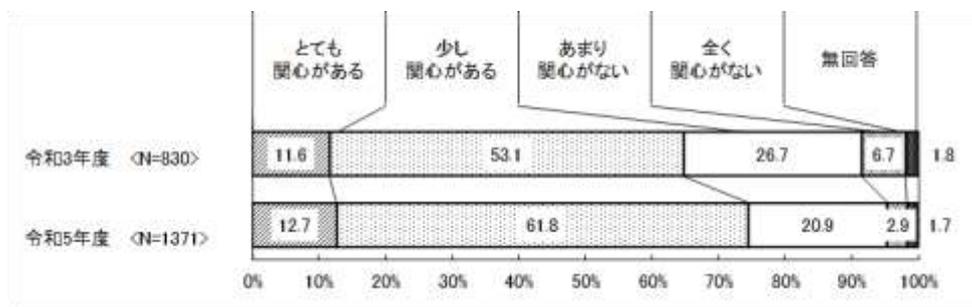


## 基本方針【柱1】 だれもが身近な地域の問題に関心を持ち共に支えあう地域づくり

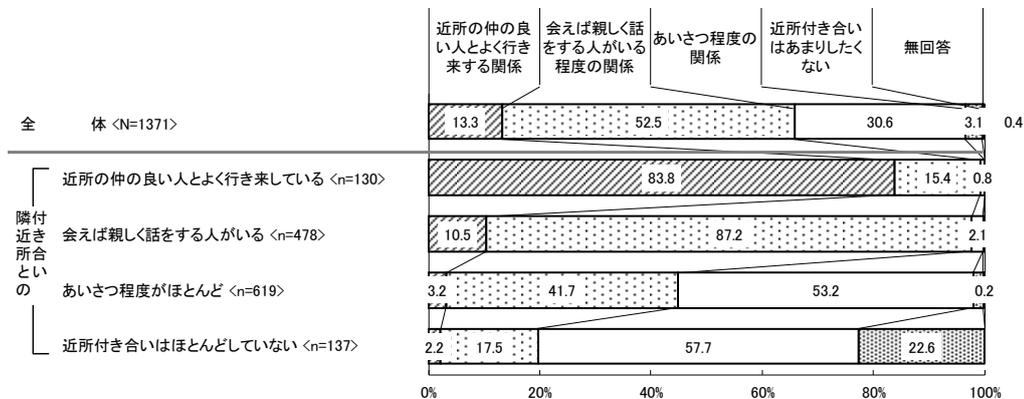
### <市民アンケート調査結果におけるポイント>

- 「地域での支えあいや助けあいへの関心度」は、令和5年度は、令和3年度と比較して「少し関心がある」が増えており、関心は高まっている傾向にあります(図表2-37)。
- 「今後望む近所との付き合い方」は、現状の近所付き合いよりも親密な付き合いを求めている傾向がみられます(図表2-38)。
- 「ボランティアの参加割合」は、令和5年度は、令和3年度と比較して減少傾向にあります。活動できていない方の理由の中には、「活動を知らない」、「きっかけがない」などが聞かれ、より情報提供を工夫し、きっかけや仲間づくりの機会を増やすことで、地域活動の仲間を増やせる可能性があることがうかがえます(図表2-39)。

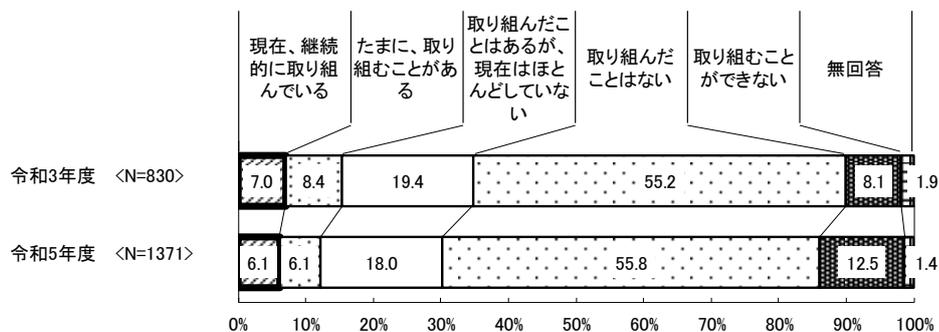
図表2-37 地域での支え合いや助けあいに対する関心度



図表2-38 現状の付き合いと今後望む隣近所の人との付き合い方



図表2-39 地域福祉に関するボランティアや市民活動などの取り組み状況

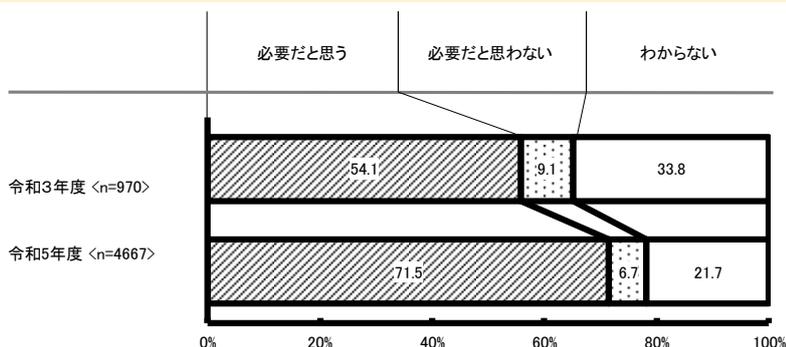


## 基本方針【柱1】 だれもが身近な地域の問題に関心を持ち共に支えあう地域づくり

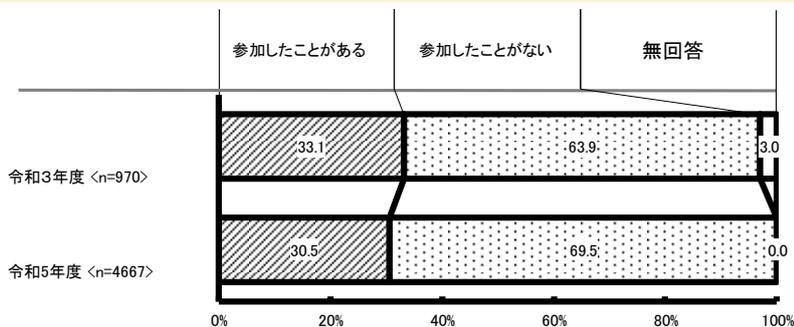
### <学生アンケート調査結果におけるポイント>

- 学生の感じている「地域の支えあいや関わりあいの必要性」については、「必要だと思う」が最も多く7割以上を占め、令和5年度は、令和3年度と比較して増加しており、さらなるつながりを必要としている傾向がうかがえます(図表2-40)。
- ボランティア活動の参加経験については、「参加したことがある」が3割程度で前回調査と同程度です(図表2-41)。ボランティア参加者が活動を知ったきっかけは、「家族・友人」からが5割、「学校」からが3割、「地域の掲示板など」が2割となっています(図表2-42)。
- 未参加の理由として、「きっかけがない」、「知らない」などの意見も見られることから、ボランティア活動の認知や参加者を増やすために、広報周知を工夫していく必要があります。

図表2-40 地域での支え合いや助けあいの必要性

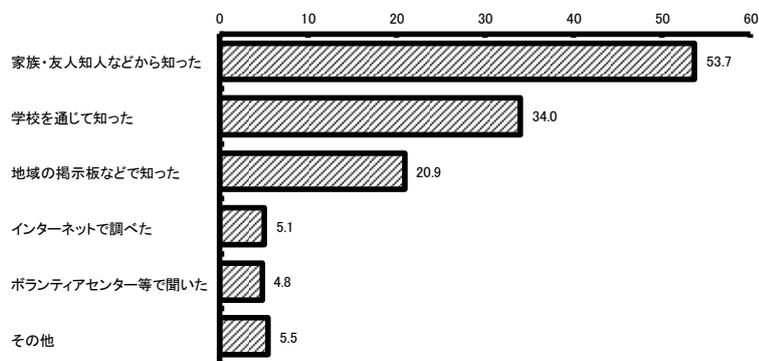


図表2-41 ボランティアの参加状況



図表2-42 ボランティア活動を知ったきっかけ(ボランティア活動参加者)

<N=1424>

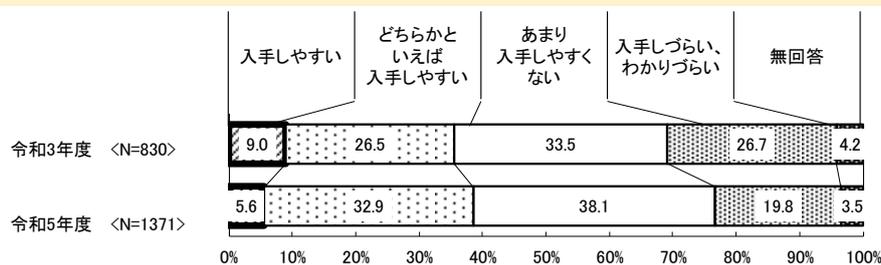


## 基本方針【柱2】 たれもか暮らしの問題を相談でき解決できる仕組みづくり

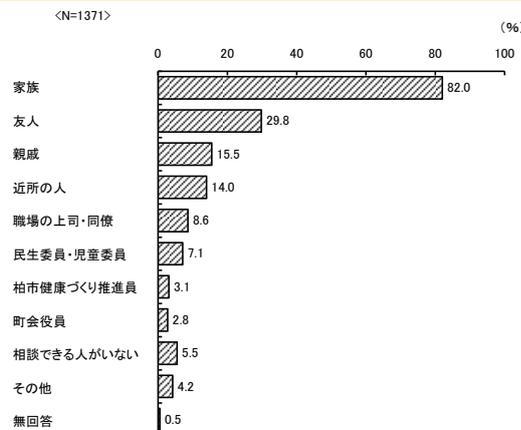
### <市民アンケート調査結果におけるポイント>

- 「健康・福祉情報の入手のしやすさ」は、入手しづらい人の割合は現状減少傾向にあります。依然として6割程度は課題を感じています(図表2-43)。その要因として、デジタルサービスの普及・多様化による情報量の増大なども影響していると思われます。
- 「身近な相談相手の存在」については、相談相手がいない人の割合は減少しています。相談相手は、「家族」が圧倒的に多い状況ですが(図表2-44)、少子高齢化社会がより加速する中で、単身者の割合の増加も懸念され、家族以外の相談相手や相談機関とつながりも必要です。
- 今住む地域で、充実したい・充実してほしいこと、必要だと思うことで最も多い意見は、「何か困った時に相談できる、身近な相談窓口」で、5割以上の方が求めており(図表2-45)、相談体制の充実に対する市民ニーズがうかがえます。

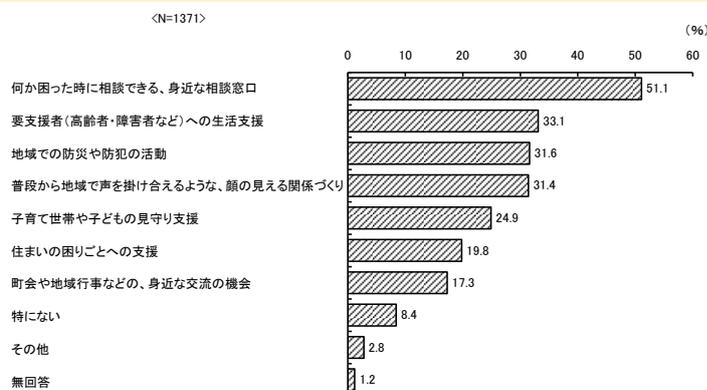
図表2-43 健康や福祉に関する情報の入手のしやすさ



図表2-44 「身近な相談相手」の存在



図表2-45 今住む地域で、充実したい・充実してほしいこと

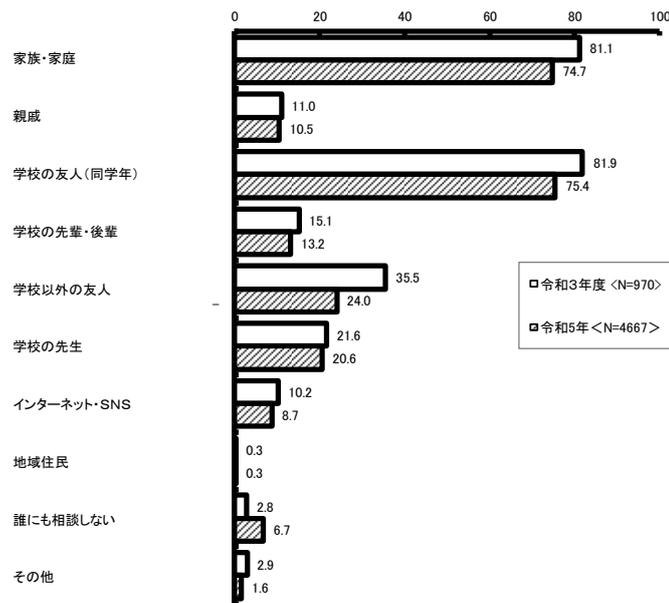


## 基本方針【柱2】 たれもか暮らしの問題を相談でき解決できる仕組みづくり

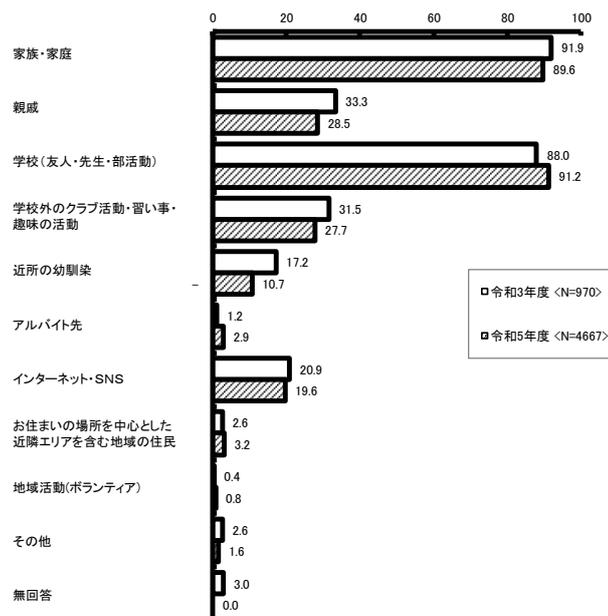
### <学生アンケート調査結果におけるポイント>

- 悩んだ時に相談する場所や人について聞くと、「学校の友人」(75.4%)と「家族・家庭」(74.7%)が主な相手となっています。一方で、「誰にも相談しない」が6.7%であり、令和3年度の調査と比較してやや増加しています(図表2-46)。
- あなたが普段から重視しているコミュニティ(人とのつながりなど)は、「学校」、「家族・家庭」が主で、令和3年度と比較してもほぼ同様の傾向にあります(図表2-47)。

図表2-46 悩んだ時の相談先



図表2-47 普段から重視しているコミュニティ(人とのつながりなど)

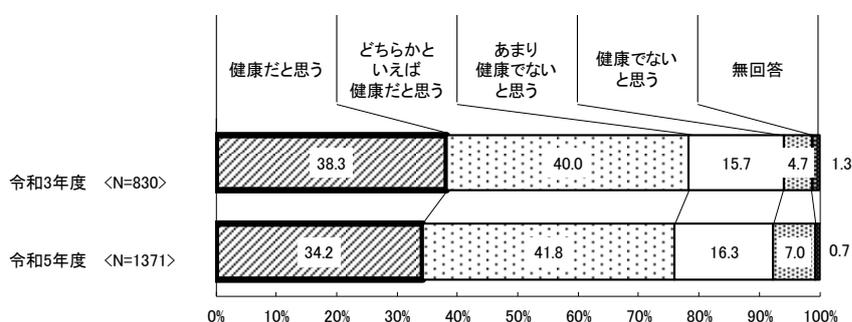


## 基本方針【柱3】 だれもが健康でいきいきと暮らせる地域づくり

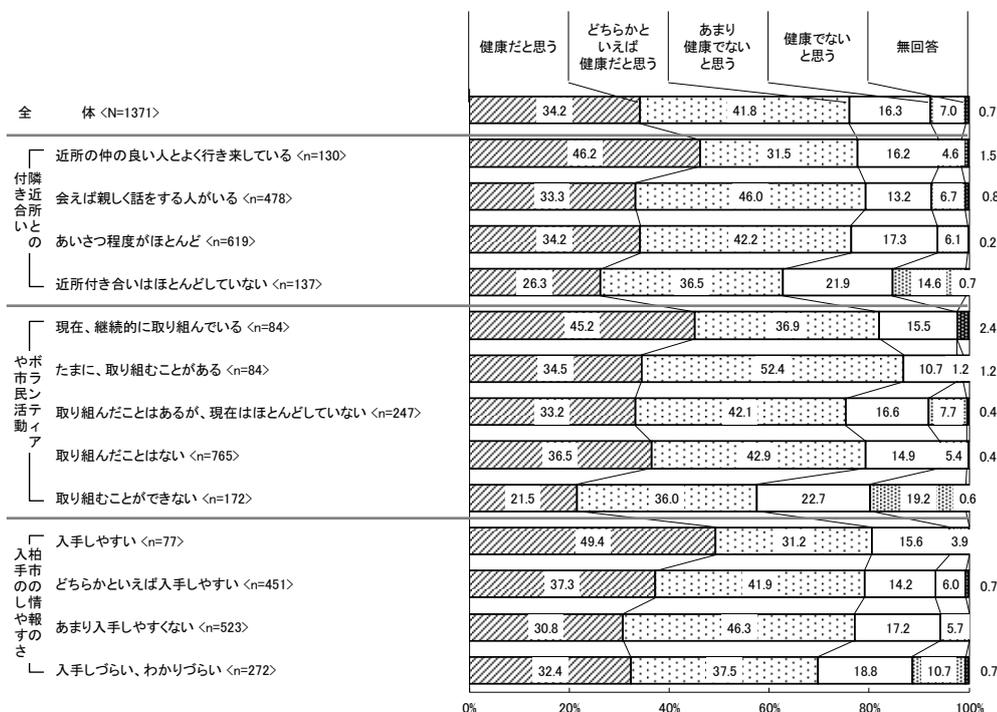
### <市民アンケート調査結果におけるポイント>

- 「健康だと感じている人」の割合は、計画策定時から横ばいで(図表2-48), 新型コロナウイルスの感染拡大を受けて, 社会活動の低下や不安や悩みなどのストレスが増えたことも影響していると考えられます。
- 隣近所との付き合い別に見ると, 付き合いが密なほど「健康だと思う」の割合も高くなっており, ボランティアや市民活動への取り組み別に見ると, 「現在, 継続的に取り組んでいる」人で「健康だと思う」の割合が45.2%と最も高いなど, 近隣との付き合いや地域活動への参加割合が高い人ほど, 主観的健康観も高い傾向にあることがうかがえます(図表2-49)。

図表2-48 健康だと感じている人の割合



図表2-49 社会参加の状況と健康度

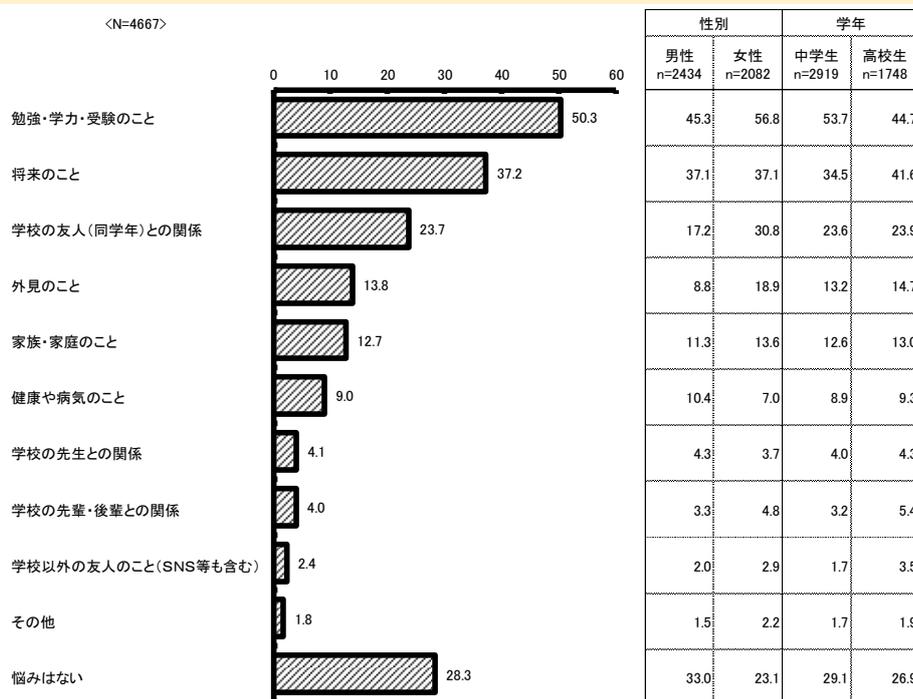


## 基本方針【柱3】 だれもが健康でいきいきと暮らせる地域づくり

### <学生アンケート調査結果におけるポイント>

- 過去や現在における悩みは、「勉強・学力・受験のこと」がトップで半数の人があげており、次いで「将来のこと」、「学校の友人との関係」となっています(図表2-50)。
- 子どもの不登校の割合が増加していますが、学生が感じる地域の中の必要な居場所として共通する要素は、安心感やリラックスできる環境が挙げられています。自分の時間を確保できるプライベート空間としては、屋内の自習室や自分の部屋など挙げられており、オープン空間のニーズとしては、友人との交流や地域の人々との繋がりを築く機会を求めている傾向がうかがえます(図表2-51)。

図表2-50 過去・現在の悩み事



図表2-51 地域の中に必要な居場所

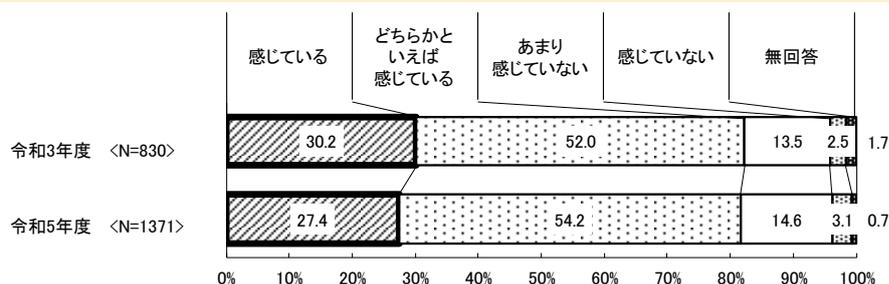
	屋内	屋外
プライベート空間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1人になれる場所</li> <li>・ 自習室</li> <li>・ 自分の部屋</li> <li>・ トイレ</li> <li>・ 相談室(話を聞いてくれる人がいる場所)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園(ベンチ)</li> </ul>
オープン空間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅、友達の家</li> <li>・ フリースペース、勉強ができる空間</li> <li>・ お店(ショッピングモール、スーパー、コンビニ、カラオケ、ショップ、カフェ、ゲームセンター、映画館等)</li> <li>・ 図書館</li> <li>・ ジム、ダンススタジオ</li> <li>・ バイト先</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グラウンド</li> <li>・ 公園(スポーツができる、大きい・広い公園)</li> <li>・ バスケットコート</li> <li>・ 柏駅(駅周辺)</li> </ul>
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ みんなが繋がれたり、交流できたり、遊べたり、気軽に行ける場所</li> <li>・ 地域の人と関われる場所</li> <li>・ ゆっくりできる空間、リラックスできる場所</li> <li>・ 安心できる場所</li> </ul>	

## 基本方針【柱4】 だれもが安全・安心に暮らせる環境づくり

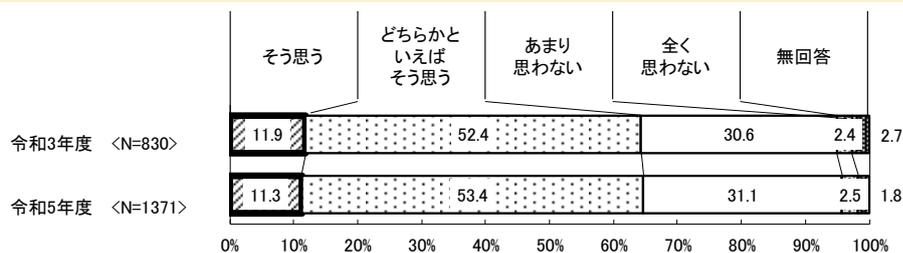
### <市民アンケート調査結果におけるポイント>

- 安心して生活できていると感じている割合は、令和3年と比べるとやや減少しています。(図表2-52)。
- 支援が必要な人が安心して生活できる地域と感じている割合もやや増加傾向にあります(図表2-53)。
- 災害が起きた時に支援してくれる人としては、「家族」が8割で最も高く、「親戚」「近所の人」「友人」が2割程度となっており、家族が在宅でない場合も起こりえることから、近隣とのつながりや支援体制の検討が必要です(図表2-54)。

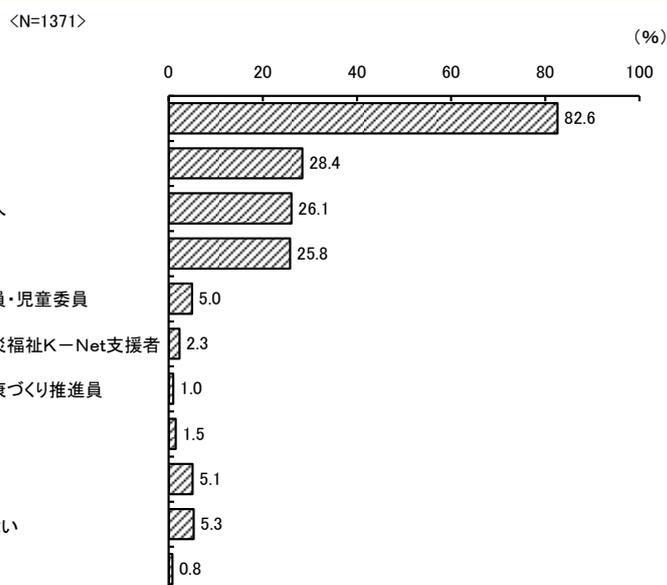
図表2-52 安心して生活できていると感じている割合



図表2-53 支援が必要な人が安心して生活できる地域と感じている割合



図表2-54 災害が起きた時に支援してくれる人の状況

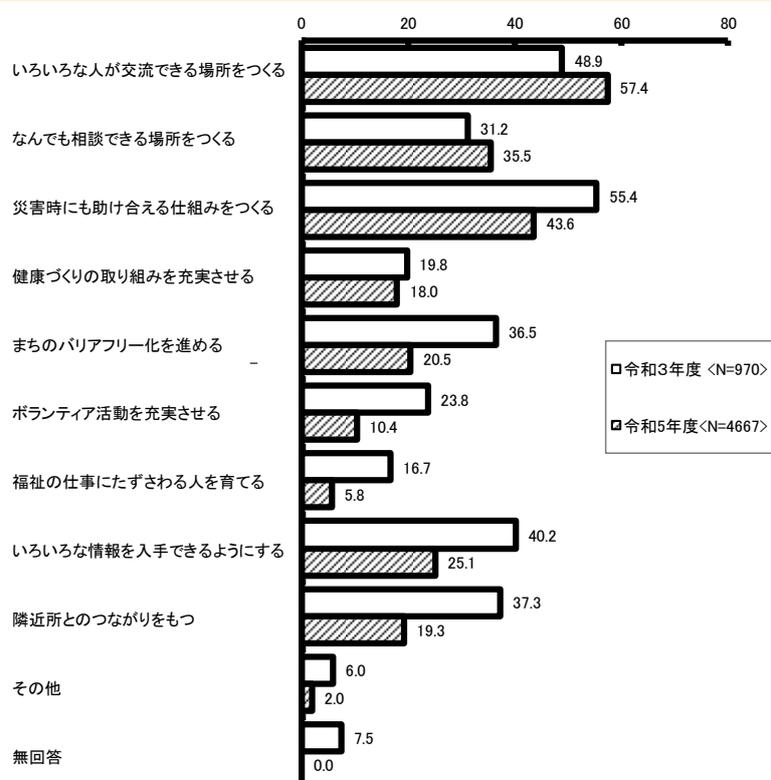


## 基本方針【柱4】 だれもが安全・安心に暮らせる環境づくり

### <学生アンケート調査結果におけるポイント>

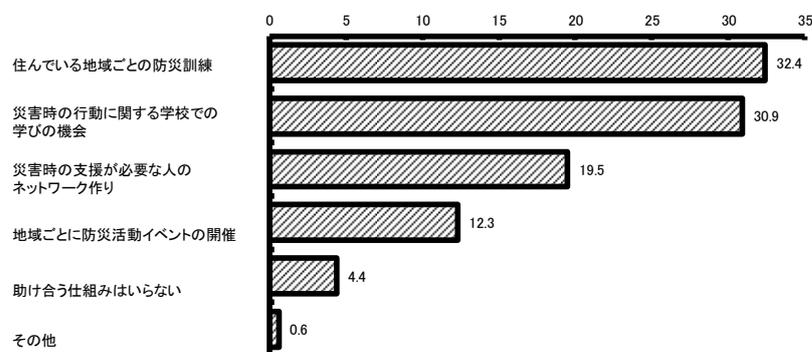
- 安心して生活するために重要だと思う項目をあげてもらくと、「いろいろな人が交流できる場所をつくる」(57.4%)が最も多く、次いで「災害時にも助け合える仕組みをつくる」、「なんでも相談できる場所をつくる」、などあげられています(図表2-55)。
- 災害時に支援が必要そうな人を助け合えるようにする取り組みとしては、「住んでいる地域ごとの防災訓練」(32.4%)が最も多く、次いで「災害時の行動に関する学校での学びの機会」(30.9%)を必要と感じている傾向が見られています(図表2-56)。

図表2-55 安心して生活するために重要だと思う事項



図表2-56 災害時に地域で助け合うために必要だと思う取り組み

<N=4667>



## (2) 市民ワークショップ結果の概要

令和7年度から6年間の柏市における地域健康福祉に関する計画を策定するにあたり、市民の皆さんと一緒に柏のまちづくりについて、意見やアイデアを出し合い、柏の未来の在り方を考えるワークショップを開催しました。

対象	柏市在住の一般市民(幅広い層)を対象に実施
実施期間	令和6年1月21日(日) 9:30~12:30
参加者数	17名
ワーク内容	ワークツールを活用した対話型ワークショップ

### ワークショップで聞かれた市民の声



地域の方から声をかけてもらえると(出勤前に地域の方に手を貸してもらえた)幸せを感じられる。

- 地域の人と関わりやすい状況を作れたらいい
- 本音でしゃべる機会を作りたい
- 地域活動に主体性を持って参加できる人を増やせるといい
- 健全者も障害者も隔たりなく生活ができたらいい
- 全部に目が届くような社会になったらいいな
- 高齢者に目が向きがちだが、どんな人にとっても平等であつたらいい



班長として近所の方に集金へ行くと、高齢の方は話をすごくしてくるので、話を聞いてほしいんだなと感じる。

- 全ての方が集まれるまち。幸せ感じられそう。
- 行政職員と関わる機会がない
- マンション住まいで頼れる人はいない。近所ではない親に頼っている
- 母子家庭で育ったが、母が十分なサポートを受けていなかった。わからないのだと思う。
- 障害を持つ方に身構えてしまう。接し方がわからなくて自分にバリアを張っている。



「困難なこと」と「幸せなこと」の架け橋  
困りごとがあっても周りの見守りがあれば地域で楽しく暮らせる

- 年齢・性別・障害関係なく少しずつ協力する
- 色々な環境や状況の方の存在を認め合える
- 支える人支えられる人でなく、誰もが平面の中の一人として互いを見守る社会
- 「わからない」ことが多い。自分自身が他社に関心を持つことで大きなパワーになる
- 異なる個性を持った人が互いの得意不得意を補いながら壁や差を感じず共に生活していけるサポートが「福祉」

ここでは、前述の各種統計や調査結果をひまえ、第4期柏市地域健康福祉計画の基本方針である柱1～柱4の施策と目標値に対する評価を行い、第4期計画の総括をおこないました。

### 基本方針(柱1)の概要

基本方針(柱1)では、だれもが、地域の課題に関心を持ち、主体的に参画し、解決につなげられることができるよう、市民の福祉意識の醸成や市民同士や団体が交流し、支えあいや助けあいの活動に積極的に取り組み、かつ連携しあうことで、みんなで支えあう地域を目指し取り組みを推進してきました。

#### 基本方針【柱1】だれもが身近な地域の問題に関心を持ち共に支えあう地域づくり

基本施策	取組を実施した結果指標
(1)地域での支えあい、助けあい活動の促進	① 支えあい・助けあいの関心度の増加 ② ボランティアに参加している割合の増加
(2)地域福祉活動団体への支援及び活動拠点の整備	
(3)地域福祉を担う人材の育成	

### 取組の進捗評価

令和5年度市民アンケート調査結果より

#### ①支えあい・助けあいの関心度の増加

第4期計画 目標値	平成29年度 実績値	令和3年度 実績値	令和5年度 実績値	進捗評価
75.0%	66.0%	64.7%	74.5%	増加傾向

#### ②ボランティアに参加している割合の増加

第4期計画 目標値	平成29年度 実績値	令和3年度 実績値	令和5年度 実績値	進捗評価
25.0%	13.5%	15.4%	12.1%	減少傾向

### 現状と課題(前期計画の総括)

	現状と課題
地域福祉を取り巻く現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域組織の加入状況を見ると、町会加入世帯数・加入率や子ども会団体数、老人クラブ・加入者数など既存組織の数および加入数は、いずれも縮小傾向にあります。</li> <li>● 一方で、「支えあい活動」の団体数は増加傾向にあり、サロン等の居場所も増加傾向にあります。</li> </ul>
アンケートワークショップの結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「地域での支えあいや助け合いへの関心度」は増加傾向にあり、学生アンケートにおいても、その必要性を重視している傾向がうかがえます。</li> <li>● ボランティア活動の未参加の理由には、「活動を知らない」、「きっかけがない」などの意見もあり、情報提供や参加のきっかけ、仲間づくりの機会を増やすことで、地域活動の仲間を増やせる可能性がうかがえます。</li> <li>● ワークショップでは、「地域に頼れる人がいるか」という点で、つながりが薄く課題であるという意見が聞かれており、地域内での交流やつながりをつくる取組みの必要性がうかがえます。</li> </ul>

### 今後に向けた検討の視点

- 従来の地縁が希薄化する中、地域内でのつながりや信頼関係を強化するためには、行政、市民、地域が連携し、交流の場や個人と地域がつながる機会を創出し、支え合いや助け合いの取り組みを地域全体で推進していくことが求められます。
- 社会環境の変化に対応し、地域福祉の体制を充実・強化するためには、地域活動の基盤となる人材の育成・確保に取り組むことが求められます。

## 基本方針(柱2)の概要

基本方針(柱2)では、だれもが、地域健康福祉の問題について気軽に相談でき、その人の生活課題に応じた的確な支援が受けられ、解決につながる仕組みづくりを行います。また、地域の資源を効果的につなげるため、市民、地域(町会等)、福祉関係者、さらに庁内等連携会議により行政内の連携を図り相談体制の充実に取り組んできました。

### 基本方針【柱2】 たれもか暮らしの問題を相談でぎ解決でぎる仕組みづくり

基本施策	取組を実施した結果指標
(1)相談窓口の充実	① 健康・福祉情報の入手しやすさについては、入手しづらい人の減少 ② 身近な相談相手のいない人の減少
(2)課題解決に向けたネットワークの構築	
(3)情報発信の充実	

## 取組の進捗評価

令和5年度市民アンケート調査結果より

### ①健康・福祉情報の入手しやすさについては、入手しづらい人の減少

第4期計画目標値	平成29年度実績値	令和3年度実績値	令和5年度実績値	進捗評価
10.0%	21.0%	26.7%	19.8%	➡減少傾向

### ②身近な相談相手のいない人の減少

第4期計画目標値	平成29年度実績値	令和3年度実績値	令和5年度実績値	進捗評価
25.0%	35.4%	35.7%	5.5%	➡減少傾向

## 現状と課題(前期計画の総括)

	現状と課題
地域福祉を取り巻く現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1世帯あたりの人員は減少傾向にあり、ひとり暮らし高齢者の割合は増加傾向にあります。また、認知症高齢者の割合は増加傾向にあり、今後も増え続けることが見込まれます。</li> <li>● 総合相談の相談件数は増加傾向にあり、1回の相談では解決が難しい相談が増えていきます。また、各種福祉サービスの利用者も増加傾向にあります。</li> </ul>
アンケートワークショップの結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康・福祉情報は入手しやすいと感じている割合は増えているものの、デジタルサービスの普及・多様化による情報量の増大がますます進むことから、対象者に必要な情報を届けるための検討と工夫がより求められます。</li> <li>● 身近な相談相手は、「家族」が多く、「相談相手がない」人の割合は大幅に減ってます。また、学生の相談相手としては、「学校の友人」と「家族・家庭」が多く、「誰にも相談しない」と回答した割合が前回より増えています。</li> <li>● ワークショップでは、市からのサポートを受けるためには、いろいろ調べないと相談先につながらないといった意見も聞かれており、身近でわかりやすい相談ルートの周知と適切な支援が求められていることがうかがえます。</li> </ul>

## 今後に向けた検討の視点

- 抱える課題も複雑化・複合化しており、相談先がからないといった声や、福祉の総合相談の窓口にも認知度も低めで、今後相談窓口の充実などのニーズも高いことから、相談窓口の周知や対象者に必要な情報がきちんと届けるための広報啓発の工夫をより図っていく必要があります。
- 核家族化や単身世帯が増える中、地域の中で家族以外のつながりを持ち、気軽に相談できる関係性づくりが必要です。また、行政がよりも身近な存在となり、必要な方が相談機関につながりやすくなるための体制づくりが求められます。

## 基本方針(柱3)の概要

基本方針(柱3)では、だれもが、地域でいつまでもいきいきと暮らし、地域の中で様々な活動をする事ができるように、ライフステージや個人の心身の状態に合わせた健康づくりや生きがい活動に取り組み、いつまでも健康でいきいきと暮らせる地域を目指します。

### 基本方針【柱3】だれもが健康でいきいきと暮らせる地域づくり

基本施策	取組を実施した結果指標
(1)地域を核とした健康づくりの促進	① 健康だと感じている人の割合
(2)地域医療の充実	
(3)社会参加の促進	

## 取組の進捗評価

令和5年度市民アンケート調査結果より

### ①健康だと感じている人の割合

第4期計画 目標値	平成29年度 実績値	令和3年度 実績値	令和5年度 実績値	進捗評価
85.0%	75.4%	78.3%	76.0%	➡ 横ばい

## 現状と課題(前期計画の総括)

	現状と課題
地域福祉を取り巻く現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年の男性の平均寿命と健康寿命の差は1.0歳で短縮傾向であり、女性の平均寿命と健康寿命の差は3.3歳と横ばいです。</li> <li>令和元年の要介護認定者数は約18,000人ですが、後期高齢者の増加に伴い、令和22年には約3万人に増加する予測です。</li> <li>市の年間自殺者数は、令和2年以降減少傾向ですが、全国や県と比較して20代以下、40代、50代の占める割合が高くなっています。また、不登校児童・生徒数は、いずれも増加傾向にあります。</li> </ul>
アンケートワークショップの結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>「健康だと感じている人」の割合は、計画策定時から横ばいで、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、社会活動の低下なども影響していると考えられます。また、近隣との付き合いや地域活動への参加割合が高い人ほど、健康だと感じている割合が高い傾向にあります。</li> <li>学生のアンケートにおいて、過去や現在における悩みごとは、「勉強・学力・受験のこと」を半数の人があげており、次いで「将来のこと」、「学校の友人との関係」となっている。</li> <li>市民ワークショップでは、病気や高齢になっても暮らしやすい医療・福祉・生活支援の整備については、まずは制度周知などを充実していく必要性に関する意見が聞かれました。また、社会参加の機会となる生涯学習や健康増進施設は概ね充足しているという意見が聞かれています。</li> </ul>

### 今後に向けた検討の視点

- 生活様式の変化、高齢化や社会との繋がりが希薄化する中、「だれもが健康でいきいきと暮せる地域づくり」を今後より推進していくには、市民ひとり一人が主体的に心身の健康増進に向けた取組が図れるような支援施策の充実を図る必要があります。
- 社会的なつながりは、メンタルヘルスやフレイルなどの心身の健康度に影響し、死亡リスクの軽減にもつながることから、ゲートキーパーなど支援人材の育成や、つながりや社会参加のきっかけとなる地域の居場所づくりなどの環境づくりを進めていくことも必要です。

## 基本方針(柱4)の概要

基本方針(柱4)では、だれもが、地域でいつまでも安心して暮らせるよう、日頃から地域の助けあいの中で防災・減災や防犯に取り組むことで緊急時に備えるとともに、一人ひとりの権利が守られ、安全安心に暮らせる地域を目指します。

### 基本方針【柱4】だれもが安全・安心に暮らせる環境づくり

基本施策	取組を実施した結果指標
(1)防災・防犯対策の充実	① 生活の安心感を感じている人の割合の増加 ② 支援の必要な人が安心して生活できる地域だと思える人の割合の増加
(2)居住・移動支援の充実	
(3)権利擁護の推進	

## 取組の進捗評価

令和5年度市民アンケート調査結果より

### ①生活の安心感を感じている人の割合の増加

第4期計画 目標値	平成29年度 実績値	令和3年度 実績値	令和5年度 実績値	進捗評価
85.0%	77.3%	82.2%	81.6%	➡ 増加傾向

### ②支援の必要な人が安心して生活できる地域だと思える人の割合の増加

第4期計画 目標値	平成29年度 実績値	令和3年度 実績値	令和5年度 実績値	進捗評価
70.0%	57.6%	64.3%	64.7%	➡ 増加傾向

## 現状と課題(前期計画の総括)

	現状と課題
地域福祉を取り巻く現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 犯罪統計を見ると、再犯者数の占める割合は増減していますが、全国や県と比較して高くなっています。</li> <li>● 成年後見制度の利用者数は、高齢化に伴い増加傾向にあります。</li> </ul>
アンケートワークショップの結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「生活の安心感」や、「支援が必要な人が安心して暮らせる」と感じている割合は、全体的に増加傾向にあります。</li> <li>● 災害が起きた時に支援してくれる人としては、「家族」が主であり、家族が在宅でない場合などにも対応の検討が必要です。</li> <li>● 学生アンケートでは、安心して生活するためには、「いろいろな人が交流できる場所をつくる」という意見は半数以上と最も多く、多世代交流の場を求めている傾向がうかがえます。</li> <li>● 市民ワークショップでは、高齢者や障がい者が安心して暮らせるには課題感を感じている意見が多く、支援環境づくりへのニーズがうかがえます。</li> </ul>

### 今後に向けた検討の視点

- 高齢化や世帯人数の減少が進む中、「生活の安心感」や、「支援が必要な人が安心して暮らせる」ためには、本人の権利を守るための成年後見など権利擁護の支援など体制強化が必要です。また、再犯率の高い地域であることから、地域と市が連携しながら再犯防止に向けた安心・安全な環境づくりも重要となります。
- 災害時の支え合いの強化や、高齢者や障がい者、子ども(子育て世帯)が安心して暮らせる環境整備を市民、地域と連携しながら進めていく必要があります。

# 第 3 章

## 計画の全体像

### 1 基本理念と地域共生社会の全体像

#### (1) 地域健康福祉像

本市では第3期計画において、「地域が、だれにとっても生まれてから生涯を全うするまで、暮らしやすい場となること」への想いを込めて、地域健康福祉像を「だれもが、その人らしく、住み慣れた地域で、共に、いきいきと暮らせるまち 柏」と定め、地域福祉を推進してきました。

本計画では、第3期計画から掲げる目指す地域健康福祉像を継承し、地域共生社会の実現に向け、地域健康福祉の推進を目指します。



構成要素	構成要素に含まれる意味や想い
だれもが	年齢・性別・障害の有無・国籍などを超えたすべての人を対象に考えていくという意味を込めています。
その人らしく	一人ひとりが持つ能力を最大限に活かして、心豊かに自分らしく生きていける社会にしていきたいという想いを込めています。
住み慣れた地域で	柏に慣れ親しみ、愛着を持っていただいた地域で、高齢や障害等により、他者のサポートが必要になったとしてもいつまでも暮らしていけるようにという想いを込めています。
共に	多様な人々や資源(関係機関)がつながり、共に助けあい支えあう「共助」の関係をもちながら暮らしていけるようにという想いを込めています。
いきいきと暮らせるまち	社会から孤立することなく、多様な主体との関わりの中で生きがいを持ち、安心して暮らせるまちになるようにという想いを込めています。



# 第4章

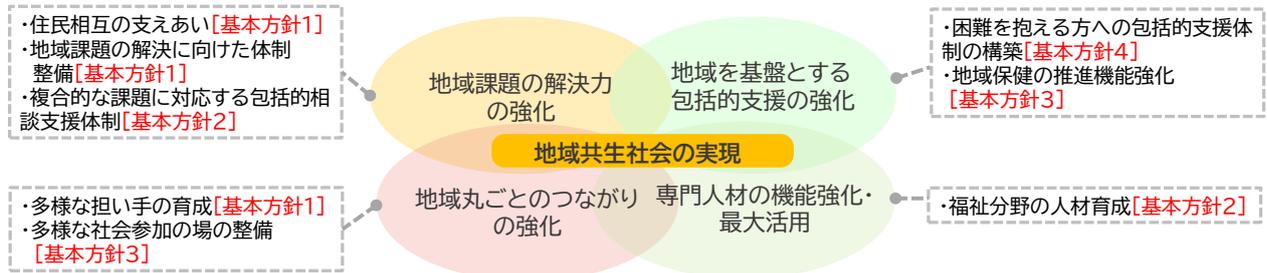
## 基本方針別の基本施策と取組の推進

### 1 4つの基本方針

国は地域共生社会の実現に向けた取組の視点として、「地域課題の解決力の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの骨格を示しています。

これら国の方針を踏まえた上で、本市では地域共生社会及び地域健康福祉像の実現に向けて、4つの基本方針とこれらに基づく基本施策を定めた上で、取組を推進していきます。

#### 地域共生社会の実現に向けた国が示す4つの骨格に対応する本計画の4つの基本方針



**基本方針1** → だれもが身近な地域の問題に関心を持ち共に支えあう地域づくり

**基本方針2** → だれもが暮らしの問題を相談でき解決できる仕組みづくり

**基本方針3** → だれもが健康でいきいきと暮らせる地域づくり

**基本方針4** → だれもが安全・安心に暮らせる地域づくり





## 2 基本方針別の基本施策と取組

### 基本方針1:だれもが身近な地域の問題に関心を持ち共に支えあう地域づくり

だれもが地域の課題に関心を持ち、主体的に参画し、解決につなげることができるよう、市民が地域課題や地域の活動について知る・学べる機会を増やすとともに、活動に参加意欲がある人の仲間づくりや、地域での活動等に参加・経験できるような仕組みづくりを行います。これにより、市民の福祉意識の醸成や市民同士や団体が交流し、支えあいや助けあいの活動に積極的に取り組み、かつ連携しあうことで、みんなで支えあう地域を目指します。

#### (1) 市の現状・課題

- 地域の支えあいの重要性については市民意識が向上している傾向がありますが、さらなるつながりにより、親密な関係性(隣近所の人々と親しく付き合い助け合いながら共に生活すること)を求めている傾向がみられます。そのため、地域内でのコミュニケーションを促進し、信頼関係を強化するための取り組みが必要です。
- ボランティア活動については、活動に関心や意欲があるものの、機会を喪失している現状が見られます。これまで参加をしたことがない市民が参加しやすいように、容易に取り組めるような制度づくりなど、参加へのハードルを下げる取り組みを行い、活動の促進を図る必要があります。また、コロナ禍後におけるボランティア活動の検討及び推進が求められます。
- 地域の現状や課題、既存の取組内容を可視化し、行政内部、地域住民、地域団体・企業などと、対話を通じて共有できる場づくりが重要となります。また、対話の場をきっかけに、地域への理解を深めながら、地域活動の源泉となる人材の育成・確保につなげていくことが重要です。

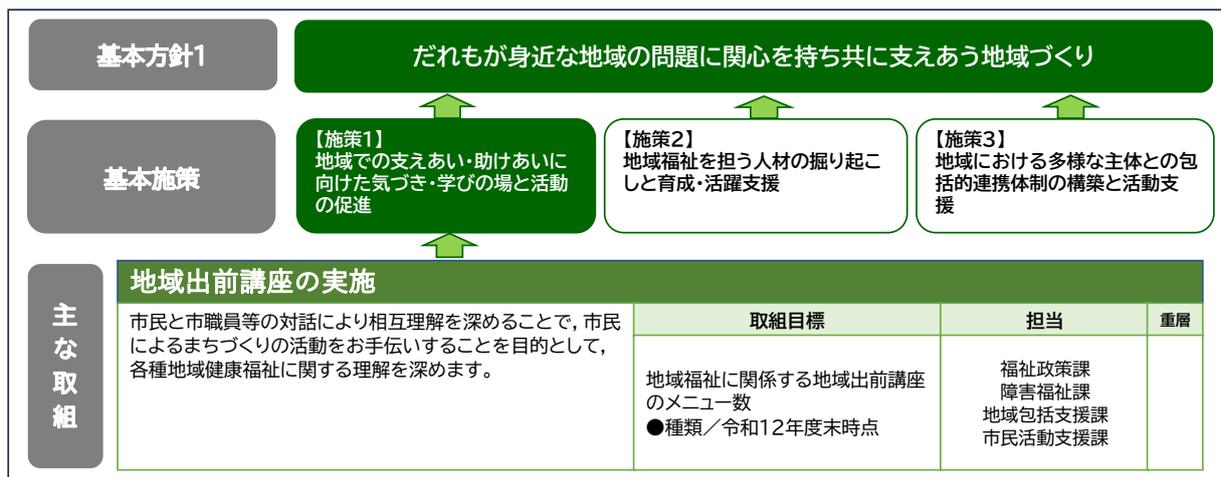
#### (2) 基本施策と施策展開の方向性

基本施策		施策展開の方向性
①	地域での支えあい、助けあいに向けた気づき・学びの場と活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が地域生活課題を学び・共有できる場の提供</li> <li>・地域交流・居場所づくりの推進</li> <li>・住民参加による地域活動の活性化にむけた取り組みの強化</li> </ul>
②	地域福祉を担う人材の掘り起こしと育成・活躍支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな「担い手」「つなぎ手」の養成</li> <li>・地域福祉に携わる関係者同士の連携強化</li> <li>・地域課題の解決に関わる多様なサポーターの育成と確保</li> </ul>
③	地域における多様な主体との包括的連携体制の構築と活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉活動団体や企業等を含む包括的な連携体制の推進</li> <li>・地域福祉団体への活動支援</li> <li>・住民主体による地域活動の活性化に向けた取組の強化</li> </ul>

## 基本施策1:地域での支えあい、助けあいにに向けた気づき・学びの場と活動の促進

地域住民が生活課題に気づき、学びを深める場を提供するとともに、住民同士のつながりを育み、交流や居場所づくりを推進します。これにより、地域での支え合いや助け合いの意識を醸成し、住民参加による地域活動の活性化に向けた取り組みを強化していきます。

### ■基本施策の実現に向けた主な取組



### 【施策1】の推進に向けた共創型オーガナイズアクション

対象	目指す成果に向けて生み出したい変化の過程(プロセス)		
	気持ちの変化	行動の変化	目指す成果
市民の取組	身の回りの福祉に関する課題に興味を持ち、さらに自分にもできることがあると感じるようになる。	出前講座を知り、参加するようになる。参加後、家族や友人に内容を伝えたり、関連する情報収集を行いながら、自分でできる地域活動を行うようになる。	市民、地域、市が一つのチームとなり、受け手や支え手という枠を超えて、誰もが様々な形で関わり活躍できる場が広がる。これにより、地域のコミュニティやネットワークが形成され、地域に活気が生まれる。また、多様な主体の社会参加の機会が増え、地域の健康福祉への関心も高まる。
地域の取組	自分たちの地域をより住みよいまちにしたいという思いが生まれ、地域で出前講座を実施する機運ができる。	講座を通じて多様な人々との対話を重ねる中で地域に必要な活動をみんなで企画し実践する。これにより、個人や地域の結び付きも生まれる。	
市の取組	市民に、地域の現状や課題を知ってもらい、地域福祉の理解を得ることが必要だと感じる。	他地域の取組も参考に、多様な学びや実践支援に向け、講座の種類や回数を増やすとともに、つながりづくりを支援する。	

### ■基本施策の推進に向けた各課の取組

取組・内容	担当	重層
男女共同参画促進のための啓発事業の実施 男女共同参画センターにおいて、関心の持たれやすいテーマを取り入れながら、講座の開催や情報発信により、女性活躍や性の多様性などへの理解促進を図ります。	共生・交流推進センター	
ふるさと協議会 <sup>20</sup> 連合会定例会等開催 ふるさと協議会の活性化、地域課題解決型の活動の取組を支援し、地域づくりに参画する新たな人材の発掘と育成を進め、市民参加型の地域づくりの実現を目指します。	市民活動支援課	
町会等支援事業 転入手続きの際に窓口で町会等加入促進のチラシを配付するなど、町会の活動の周知や、町会等への加入促進、町会活動の活性化を支援します。 また、新たに町会・自治会・区等の会長に就任される方を対象とした町会等の運営や活動に関する勉強会を開催し、先進的な事業を行っている町会等の活動事例を共有する場を設けます。	市民活動支援課	

<sup>20</sup> 昭和55年以降、心のふれあういきいきとした住みよいまちづくりを市民と行政が一体となって推進していく「ふるさと運動」の推進組織として、各地域に設立、近隣センターを拠点にして地域の実情に応じた様々な活動を実施

<b>地域づくり推進事業</b> まちづくり活動に関する専門的人材である市民協働支援員、地域づくりコーディネーターを市内各所に派遣し、地域の課題解決の取組を支援します。また、そのための財政支援等の事業を展開していきます。地縁団体と他の活動団体の連携促進のため、橋渡しの役割を果たします。	市民活動支援課	
<b>消費者教育事業</b> 柏市消費者教育推進連絡会(教育委員会と連携)及び柏市消費者行政推進協議会を開催します。柏市消費生活コーディネーター及び柏市消費生活サポーター <sup>21</sup> が地域で行う活動の支援を行います。	消費生活センター	
<b>介護予防センター運営</b> 高齢者の方々が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるよう、多様な社会参加の場の提供や地域の介護予防活動等の支援を行います。	地域包括支援課	
<b>地域ケア会議</b> 地域包括ケアシステム <sup>22</sup> を実現するため、地域の医療・介護に関わる多職種等が、専門知見を共有しながら、「個別ケースの支援」及び「地域に生じる課題」について検討し、ネットワークの構築を推進する会議を運営します。	地域包括支援課	○
<b>生活支援体制整備事業</b> 高齢者の支援ニーズと地域資源をマッチングするために、地域資源の発掘・開発やネットワークを構築し、多様な生活支援の充実を図ります。	地域包括支援課	○
<b>柏市民生委員・児童委員の活動支援</b> 市民の身近な相談役、つなぎ役として地域で活動する民生委員・児童委員の活動を支援していきます。民生委員活動を周知し、欠員をできるだけなくすことで活動しやすい環境づくりに努めます。	福祉政策課	
<b>防災福祉K-Net事業</b> 避難行動要支援者 <sup>23</sup> のうち、地域の方への情報提供に同意された方の情報を平常時から提供することで、災害発生時や発生が予想される時に安否確認や避難支援を地域の方に協力していただく制度です。 行政は本制度登録者をとりまとめ、地域の方に情報提供を行うとともに、平常時からの支援体制構築などの支援を行います。	福祉政策課	
<b>福祉喫茶コーナーの運営事業</b> 公共施設において、障害者が就労・作業する福祉喫茶コーナーを設置し、障害者の社会参加を促進するとともに、来館者との交流等を通じて市民の障害理解を深めます。	障害福祉課	
<b>障害理解啓発イベントの実施</b> 地域住民の障害理解を深めるとともに、障害者の社会参加や交流の機会を創出するため、障害者週間等にイベント等を実施します。	障害福祉課	
<b>ヘルプマーク・カードの配付</b> 地域住民の理解と協力を得るため、外見からは援助や配慮が必要であることがわからない人や周囲の人に配慮等を必要としていることを知らせるヘルプマークや、本人の状態や必要な配慮等について記入するヘルプカードを配付します。	障害福祉課	
<b>通いの場の運営支援</b> 高齢者をはじめとする地域の方が元気にいきいきと暮らせるよう、地域住民を主体に活動している通いの場の運営支援を行います。	社会福祉協議会	○

<sup>21</sup> 地域の消費者リーダーとして各ふるさと協議会会長から推薦され、市長から委嘱を受けた人。地域の人と連携しながら消費生活センターに寄せられる最新の情報を市民に伝え、市民からの情報をセンターに届けるなど、柏市民の安心・安全を守るための活動をする。

<sup>22</sup> 支援が必要な高齢者等に対し、生活上の安全・安心・健康を確保するために、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが適切に提供できるような地域での体制のこと。

<sup>23</sup> 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人

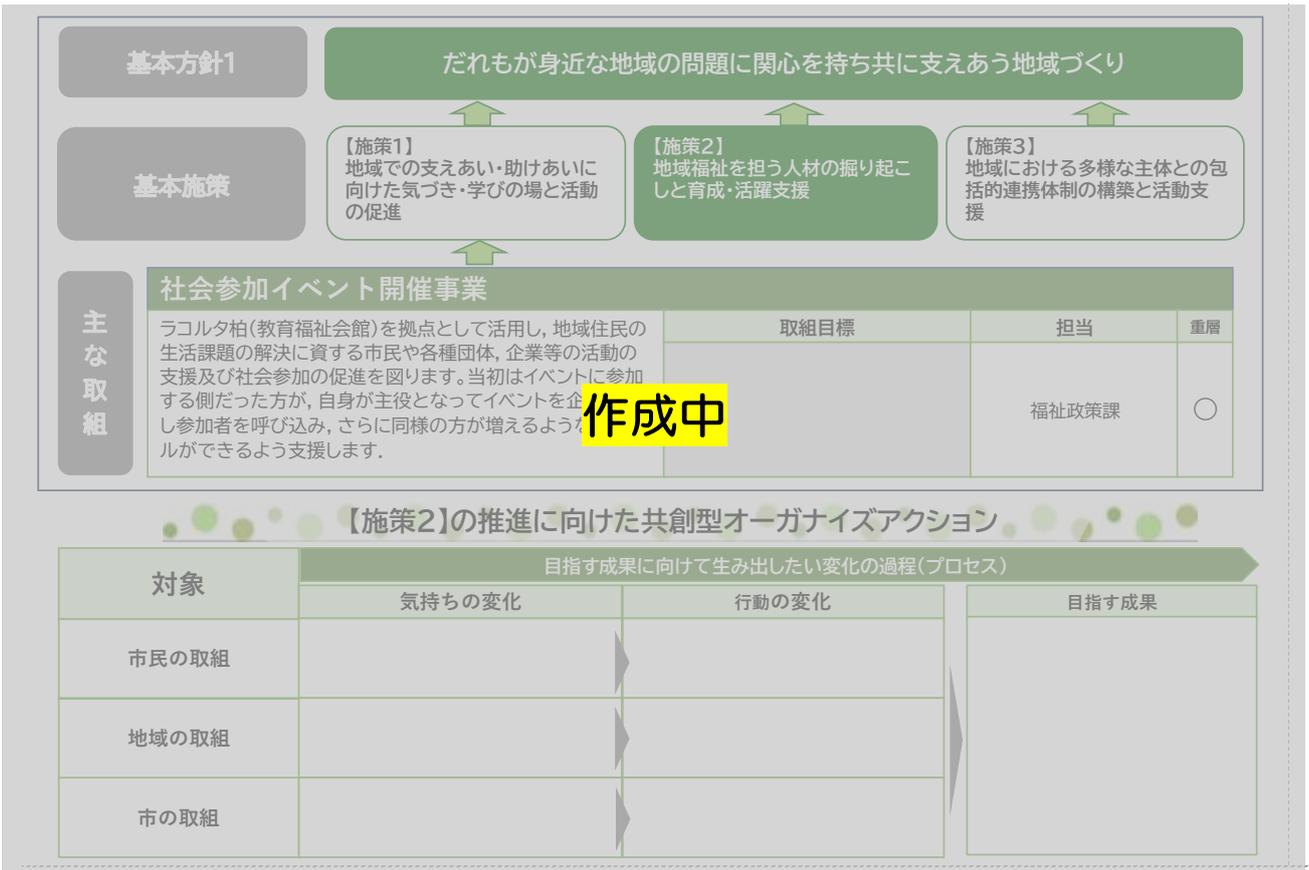
<p><b>地区社会福祉協議会<sup>24</sup>支援事業</b>  地区社会福祉協議会を始めとした地域団体が実施する地域福祉活動に対し、各地区にコミュニティーソーシャルワーカー(CSW)を配置し、効果的な福祉活動への支援を行います。</p>	<p>社会福祉協議会</p>	
<p><b>地域いきいきセンターの運営</b>  身近な福祉の相談窓口として、地域組織と連携し、地域の支えあい活動の推進、地域づくりを進めます。</p>	<p>社会福祉協議会</p>	
<p><b>住民参加型在宅福祉サービス事業(さわやかサービス事業)</b>  高齢者や障害者、妊産婦の方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住民相互の助けあいを基本とする会員制の在宅福祉サービスとして、生活支援や介護、産前産後支援を行います。</p>	<p>社会福祉協議会</p>	
<p><b>福祉教育事業</b>  地域福祉の理解を高め、すべての住民が差別や排除されることなく、共に支えあい生きる喜びを感じることができるよう「ともに生きる力」を育む福祉教育を推進します。</p>	<p>社会福祉協議会</p>	

<sup>24</sup> 地域住民や自治会・町内会、民生委員・児童委員、その他地区の各種団体から選出された代表者によって構成された、地域の中の支え合いの輪を育てていくための団体

## 基本施策2:地域福祉を担う人材の掘り起こしと育成・活躍支援

持続可能な地域福祉づくりに向けて、人材の育成に加え、新たな「担い手」や「つなぎ手」を発掘するとともに、育成した人材が活躍できる支援体制を構築します。また、関係者同士の連携を強化し、地域課題の解決に向けた多様なサポーターの育成と確保を進めます。

### ■基本施策の実現に向けた主な取組



### ■基本施策の推進に向けた各課の取組

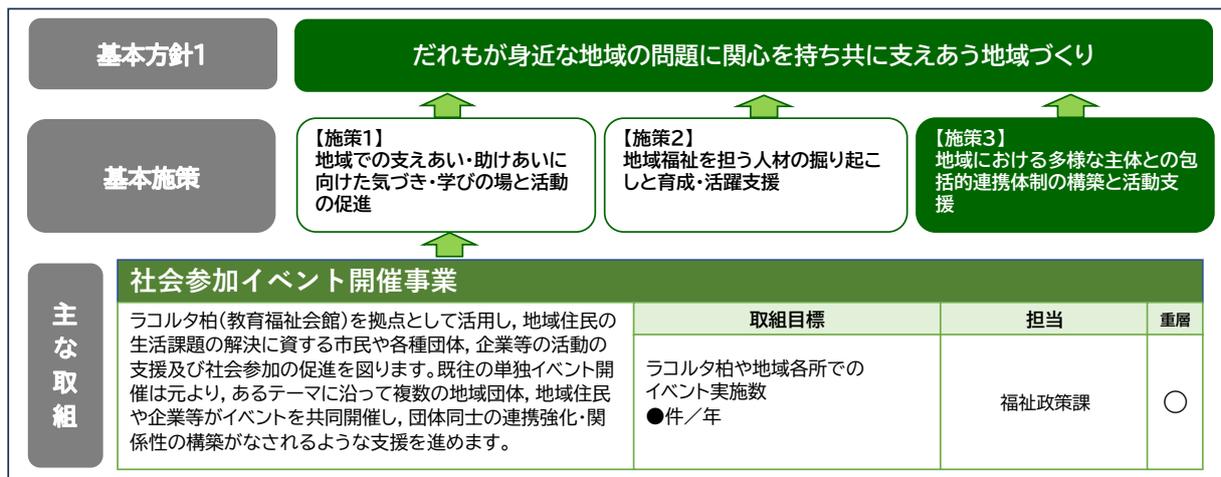
取組・内容	担当	重層
<b>地域づくり推進事業</b> まちづくり活動に関する専門的人材である市民協働支援員、地域づくりコーディネーターを市内各所に派遣し、地域の課題解決の取組を支援します。また、そのための財政支援等の事業を展開していきます。地縁団体と他の活動団体の連携促進のため、橋渡しの役割を果たします。	市民活動支援課	
<b>かじサポ</b> 介護の人材不足を解消するため、専門の資格がなくても介護現場に就職することができる「柏市訪問型生活支援サポーター(通称かじサポ)」を養成します。	地域包括支援課	○
<b>認知症サポーター養成講座</b> 認知症及び認知症のかたについて正しく理解した応援者「認知症サポーター」を増やし、認知症にやさしいまちづくりを進めます。	地域包括支援課	
<b>自殺対策ゲートキーパーの養成</b> 悩んでいる人に気づく、声をかけるなど、適切な支援につなげるゲートキーパーを養成します。また、市民の3人に1人がゲートキーパーということばを聞いたことがあるよう普及啓発への取組を強化します。	福祉政策課	

<p><b>意思疎通支援者の養成</b> コミュニケーション支援が必要な障害者の意思疎通等を支援できる人材を確保するため、各種養成講座を開催します。</p>	<p>障害福祉課</p>	
<p><b>柏市市民後見人の育成・活躍支援</b> 柏市社会福祉協議会が設置する「かしわ権利擁護センター」において、市民後見人として地域で活躍できる人材を増やすことができるよう、市民後見人養成講座の実施や、研修後のフォローアップ、実施指導まで行い、専門職以外の担い手を育成します。</p>	<p>地域包括支援課 障害福祉課</p>	
<p><b>子育て支援団体(支援者)の育成及びネットワーク活動支援</b> 第三期柏市子ども・子育て支援事業計画(令和7年3月)に基づき、子育て支援をしたいと考えている方等に向け情報提供や各種研修を行い、子育て支援者を育成します。また、市民実行委員による子育て情報誌の作成や子どもの育ちや子育てに関するフォーラムの企画・運営を通して構築される、子育て当事者・子育て支援団体等のネットワーク活動を支援します。</p>	<p>子育て支援課</p>	
<p><b>ボランティアセンターの運営</b> 地域やボランティア活動への関心を高めるとともに、講座の実施や情報提供、活動支援を実施し、幅広い人材の育成と参加を促進します。</p>	<p>社会福祉協議会</p>	
<p><b>地域いきいきセンターの運営</b> 身近な地域でのボランティアコーディネートや新たな人材発掘等に取り組み、多様な人が地域の中で活躍できる体制づくりを進めます。</p>	<p>社会福祉協議会</p>	

## 基本施策3:地域における多様な主体との包括的連携体制の構築と活動支援

地域福祉の充実には、行政の支援に加え、地域活動団体同士の連携・相互支援や、取り組み領域の拡充によるインフォーマルな支援環境の整備が不可欠です。地域団体、市民、企業などとの包括的な連携体制を構築し、地域福祉団体への活動支援を行うとともに、住民主体の地域活動を活性化させるための支援体制を整備します。

### ■基本施策の実現に向けた主な取組



### 【施策3】の推進に向けた共創型オーガナイズアクション

対象	目指す成果に向けて生み出したい変化の過程(プロセス)		
	気持ちの変化	行動の変化	目指す成果
市民の取組	自分の暮らす地域でつながりを作りたいと思う。	ラコルタのイベントに参加して連携の相手を探すとともに、イベントで知った情報や地域活動を家族や友人に紹介する。	市民・地域団体・企業が連携するイベントが増えることで、さまざまな主体が活動に積極的に参加するようになり、参加した人や団体同士の連携強化・関係性の構築がはかられ、地域の課題解決につながる取組が増える。
地域の取組	地域の団体や企業同士が連携の必要性を感じ、連携したいと思う。	ラコルタのイベントに参加して連携の相手を探す。また、地域団体や企業が市民活動を後押しできる活動を行う。	
市の取組	市民、地域団体、企業同士の連携が必要だと感じるとともに、そのような場づくりを進めたいと思う。	各ステークホルダー同士が連携しやすい環境として、コーディネーターの配置や、イベントなどの機会をつくる。	

### ■基本施策の推進に向けた各課の取組

取組・内容	担当	重層
<b>地域づくり推進事業</b> まちづくり活動に関する専門的人材である市民協働支援員、地域づくりコーディネーターを市内各所に派遣し、地域の課題解決の取組を支援します。また、そのための財政支援等の事業を展開していきます。地縁団体と他の活動団体の連携促進のため、橋渡しの役割を果たします。	市民活動支援課	
<b>ふるさと運動事業(ふるさと協議会等の支援)</b> ふるさと協議会の活性化、地域課題解決型の活動の取組を支援し、地域づくりに参画する新たな人材の発掘と育成を進め、市民参加型の地域づくりの実現を目指します。	市民活動支援課	
<b>町会等支援事業</b> 町会等への加入促進、町会活動の活性化を支援します。転入手続きの際に、窓口で町会等加入促進のチラシを配付するなど、町会の活動を周知します。また、新たに町会・自治会・区等の会長に就任される方を対象とした町会等の運営や活動に関する勉強会を開催し、先進的な事業を行っている町会等の活動事例を共有する場を設けます。	市民活動支援課	

<b>地域見守りネットワーク事業</b> 民間事業者等が地域住民と接する活動中の異変に気付いた際に、通報してもらえるよう協定を締結し、必要に応じ適切な福祉サービスにつなげます。社会的孤立を未然に防止し、地域で安心した生活ができるよう、地域全体で見守りを行う取組を実施します。	福祉政策課	
<b>障害者活動センター運営事業</b> 障害者やボランティア団体の継続的な活動を支援するため、これら団体が自主的に活動する拠点を確保するとともに、団体に所属しない障害者や市民との交流機会を創出します。	障害福祉課	○
<b>障害福祉関係団体への支援・ネットワーク</b> 障害者やボランティア団体間のネットワークを形成し、市や団体が実施する事業を協働して推進するとともに、団体の活動が広がりを見せるよう支援します。	障害福祉課	
<b>当事者団体活動助成</b> 障害者団体が実施する各種事業に対し助成を行い、事業の実施を支援します。	障害福祉課	
<b>地域いきいきセンターの運営</b> 身近な地域の中で多様な団体等との包括的な連携体制の構築に取り組むとともに、住民主体活動の後方支援を実施します。	社会福祉協議会	
<b>ボランティアセンター事業の運営</b> ボランティア活動の相談やボランティアコーディネート、活動団体への助成金の交付やボランティア活動の普及啓発、人材育成、ボランティア団体・当事者団体との連携・支援を行います。	社会福祉協議会	
<b>地区社会福祉協議会支援事業</b> 地区社会福祉協議会を始めとした地域団体が実施する地域福祉活動に対し、各地区にCSWを配置し、効果的な福祉活動への支援を行います。	社会福祉協議会	

## 基本方針2:だれもが暮らしの問題を相談でき解決できる仕組みづくり

分野や対象にとらわれず、だれもが暮らしの問題について気軽に相談でき、多様な生活課題に応じて的確な支援が受けられ、解決につながられる仕組みづくりを行います。また、地域の資源を効果的に生かすため、行政からの一方向だけの情報発信だけでなく、地域福祉のプラットフォーム<sup>25</sup>として市民との積極的な対話の場づくりを行いながら、市民や地域(町会等)、福祉関係者、行政との連携を図るとともに、庁内等連携会議により行政内の連携を図り、相談体制を拡充します。

### (1)市の現状・課題

- 健康・福祉情報の入手しやすさは前回調査より改善されてきているものの、複雑化・複合化した課題をどこに相談すればよいかわからないといったケースも増えてきています。市民に必要な正しい情報をわかりやすく適切に届け、アクセスの容易な支援体制を構築することが必要です。
- 「身近な相談相手」としては、家族が大多数を占めていますが、少子高齢化社会がより加速する中で、社会的に孤立する人の増加が懸念されます。家族や友人といった近しい間柄以外の相談相手や相談機関とのつながりを持つためのきっかけづくりを行うとともに、情報や相談機関にアクセスしづらい社会的弱者の方へも配慮した仕組みづくりが必要です。
- 「だれもが暮らしの問題を相談でき解決できる仕組みづくり」を今後より推進していくには、分野にとらわれない相談窓口等の相談体制や、個別支援に対応できる仕組みの充実が求められます。日頃から地域との交流やつながりを持てる場の充実等を図ることで、「困ったときにすぐ相談できる」関係や環境を構築していく必要があります。

### (2)基本施策と施策展開の方向性

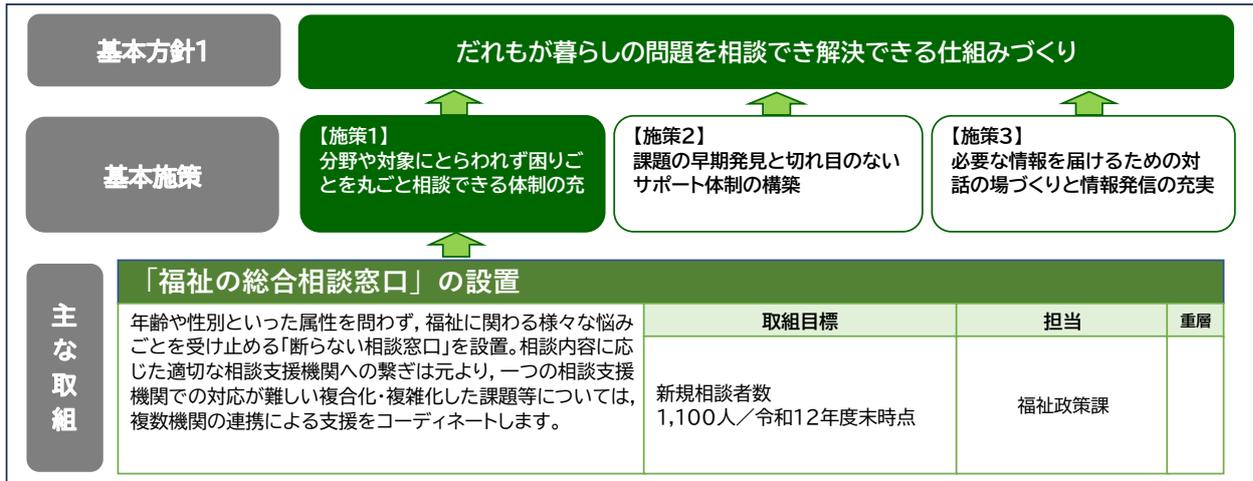
基本施策		施策展開の方向性
①	分野や対象にとらわれず困りごとを丸ごと相談できる体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉の総合相談窓口の機能強化</li> <li>・地域の生活課題に取り組む関係者による分野横断的な連携支援体制の強化</li> <li>・福祉関係者などの相談支援スキル・質の向上</li> </ul>
②	課題の早期発見と切れ目のないサポート体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスの充実と提供体制の構築</li> <li>・地域の生活課題や住民の個別課題を発見・把握する仕組みの充実</li> <li>・地域の生活課題や住民の個別課題を解決する活動の充実</li> </ul>
③	必要な情報を届けるための対話の場づくりと情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域との交流やつながりを持てる場や機会の充実</li> <li>・福祉情報のわかりやすい発信</li> </ul>

<sup>25</sup> 住民同士の支えあい・助けあいや多様な主体の連携・協働を推進するために、お互いを「知り」、お互いが「つながり」、ともに「行動する」ことを実現していくための場

## 基本施策1:分野や対象にとらわれず困りごとを丸ごと相談できる体制の充実

市民が抱える複合的な課題を、丸ごと受け止めながら迅速な支援につなげていくために、関係者間の分野横断的な連携体制を整備し、福祉の総合相談窓口の体制を強化します。また、福祉関係者の相談支援スキルの向上を図り、市民が身近な場所で気軽に困りごとを相談できる環境づくりを進めます。

### ■基本施策の実現に向けた主な取組



### 【施策1】の推進に向けた共創型オーガナイズアクション

対象	目指す成果に向けて生み出したい変化の過程(プロセス)		目指す成果
	気持ちの変化	行動の変化	
市民の取組	困りごとや不安を相談したいと思う	相談する窓口にてTELや足を運んでみる。また直接の相談が難しい場合も、オンラインなどを利用して、必要な情報を集めたり、匿名でも相談したりすることができる。	誰もが躊躇なく相談できワンストップの体制を構築することで、抱えている不安や悩みが解決して安心おだやかに生活できる。また、相談内容に応じた関係機関同士が横のつながりを構築し、チームのような形で機能するようになる。
地域の取組	日頃からまわりの人で困っている人がいなか気かけようと思う。	集いの場(しゃべりば)を作るとともに、話相手となるおせっかいやくの地域人材となる。また、地域の中と外でもつながりをもてる。	
市の取組	傾聴でおえず適切なつなぎ先につなげられるよう連携したいと思う。相談窓口を積極的に案内しようと思う。	相談支援機関同士が知り合う場の提供をするとともに、相談員を適正に配置し、福祉関係者が活躍しやすい環境づくりに取り組む。	

### ■基本施策の推進に向けた各課の取組

取組・内容	担当	重層
<b>外国人相談窓口の運営</b> 外国人アドバイザーによる、外国人住民のかたが行政手続きを行う際の通訳等のサポートや、日常生活における困りごとに関する相談支援を行います。	共生・交流推進センター	
<b>男女共同参画推進のための相談事業</b> 家庭や職場などでの女性の悩み事などに対して、専門の女性カウンセラーが相談に応じる「女性のこころと生き方相談」を実施し、関係機関と連携しながら支援を行います。	共生・交流推進センター	
<b>消費生活相談事業</b> 消費生活相談員による消費生活相談や、消費生活相談員に対する研修を実施します。全国消費生活情報ネットワークシステムへの消費生活相談内容の適正な報告をします。	消費生活センター	

<b>介護支援専門員支援事業</b> 柏市介護支援専門員協議会と連携の上、地域包括支援センター単位で、地域包括ケア地区別研修会、事例検討会等の実施及び市域での主任介護支援専門員研修会を行い、介護支援専門員の資質向上と多職種・多機関と連携し、高齢者の自立支援・重度化防止を適切かつ効果的に実施できるネットワークづくりを行います。	地域包括支援課	
<b>高齢者の総合相談(地域包括支援センター<sup>26</sup>)</b> 地域包括支援センターの専門職が高齢者の様々な相談を受け、行政の関係部署、医療機関、介護サービス事業所、地域の関係機関と連携し、支援を行います。そのために、関係機関とのネットワーク構築や地域への啓発活動、支援の質向上のための研修等を行います。	地域包括支援課	○
<b>柏市妊娠子育て相談センター</b> 柏市妊娠子育て相談センターで、妊娠期から子育て期にわたるまでの相談支援を実施します。妊娠届出時に専門職による面談を実施し、支援の必要な妊婦には、関係機関と連携をした支援を早期に実施します。	地域保健課	○
<b>福祉の総合相談事業(悩み相談AIチャットシステム)</b> 対面・電話・メールによる相談員への相談にハードルを感じる方に対し、AI相談チャットシステムを実施しています。相談分野を問わず、AIがどのような悩みも受け止めてくれます。まずは心を軽くすることから始め、相談員への相談を希望する場合には、同チャット入室画面から相談員とコンタクトが取れます。	福祉政策課	○
<b>自立支援協議会相談支援部会の運営支援</b> 相談支援体制強化のため、基幹相談支援センター <sup>27</sup> を中心に相談支援専門員の支援スキル向上に資する研修会等の企画・運営を行い、ケアマネジメントに従事する質の高い相談支援人材についての養成・確保を図ります。	障害福祉課	
<b>障害者の福祉に関する相談窓口(地域生活支援拠点)</b> 地域の身近な障害福祉に関する相談窓口を設置し、様々な障害福祉に関する相談に応じます。また、緊急時を含め24時間365日対応できる体制とし、地域での生活の安心に繋がります。	障害福祉課	○
<b>かしまるネット<sup>28</sup>(ビデオ通話相談)</b> 各専門相談支援機関の窓口で、複合課題を抱える相談者をその場で他の専門相談支援機関へつなぎ、本人を含めた複数機関で同時に相談が可能になり、相談者がたらい回しにならない相談体制を整えます。	生活支援課	○
<b>地域生活支援センター事業(生活困窮者自立相談支援等)</b> 生活困窮及び生活困窮に陥りそうな方からの相談に応じ、相談者が抱えている課題を解決するために支援計画を作成し、市役所内外の様々な制度の利用や関係機関との連携を行いながら、自立へ向けた伴走型の支援を行っていきます。	生活支援課	○
<b>利用者支援事業(子育て支援アドバイザー)</b> 子ども及びその保護者や妊娠している方等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供等を行い、併せて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施・支援する利用者支援事業(子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の1つ)の基本型を行っています。	子育て支援課	○
<b>子どもに関する総合相談窓口の設置((仮称)柏市こども若者相談センター)</b> (仮称)柏市こども・若者相談センター内に、すべての子どもや家庭を取り残すことなく、妊娠、出生から子ども自立まで、一貫性で継続性のある、切れ目ない相談・支援体制の充実を図ります。	こども相談センター	
<b>心配ごと相談事業</b> 民生委員などが相談員となり、日常生活における身近な相談窓口として、様々な悩み事や心配ごとを傾聴し、アドバイスや適切な窓口を案内します。	社会福祉協議会	
<b>地域いきいきセンター運営</b> 身近な福祉の総合相談窓口として分野を問わず相談を受け止め、専門機関への橋渡しや必要に応じた伴走支援を実施します。円滑な支援体制を築くため、関係機関との連携強化に取り組みます。	社会福祉協議会	○

<sup>26</sup> 高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、介護、保健、医療、福祉などのサービスを元気な時から要介護状態となった時まで、継続して利用する支援を行う機関

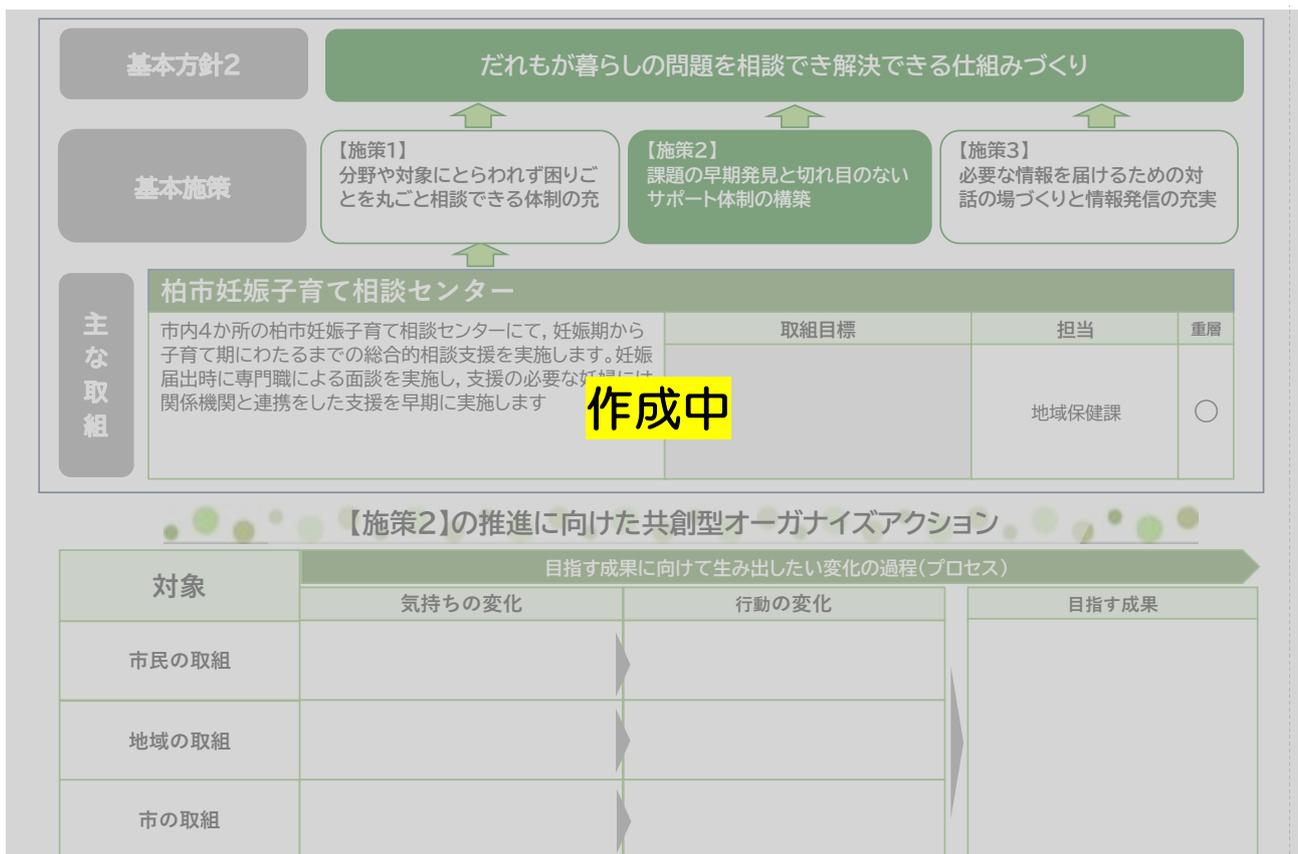
<sup>27</sup> 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者等からの一般的な相談支援のほか、地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援や自立支援協議会に關与した地域づくり業務を行うセンターのこと

<sup>28</sup> 市内各地にある福祉の一部専門相談機関の窓口で、各相談機関同士や市の生活支援課等とビデオ通話により相談ができるサービス

## 基本施策2:課題の早期発見と切れ目のないサポート体制の構築

地域と連携した見守り活動により、地域の生活課題や市民の個別課題を発見・把握する仕組みづくりを行うとともに、庁内連携会議などを通じた行政内での連携体制を構築します。これにより、福祉サービスの充実と、切れ目のない支援体制の構築を図ります。

### ■基本施策の実現に向けた主な取組



### ■基本施策の推進に向けた各課の取組

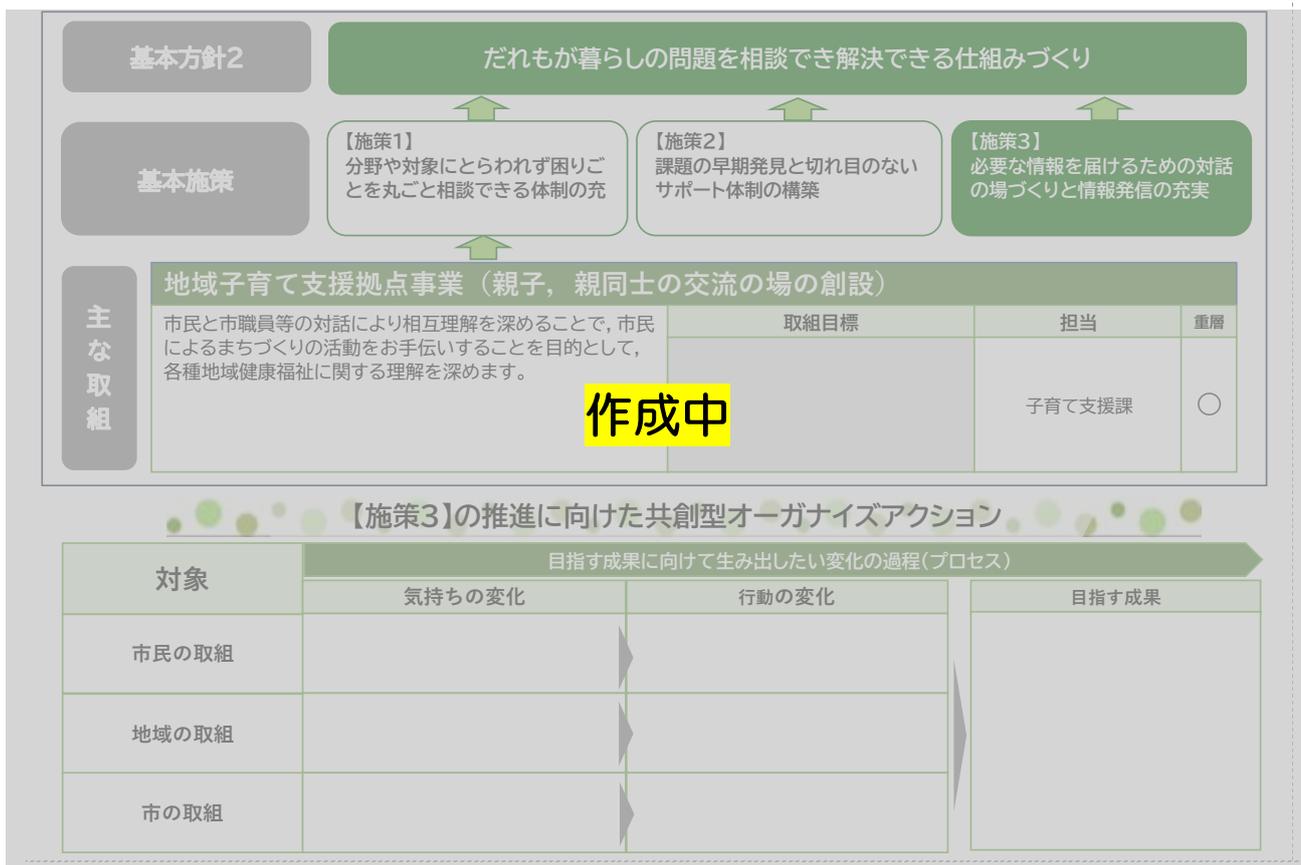
取組・内容	担当	重層
<b>高齢者の総合相談事業(地域包括支援センター)</b> 地域包括支援センターの専門職が高齢者の様々な相談を受け、行政の関係部署、医療機関、介護サービス事業所、地域の関係機関と連携し支援します。そのために、関係機関とのネットワーク構築や地域への啓発活動、支援の質向上のための研修等を行います。	地域包括支援課	○
<b>柏市市民後見推進事業</b> 成年後見制度の一環として、財産の管理や日々の生活を支援する市民後見人を養成・育成し、権利擁護体制への市民参画を推進します。	地域包括支援課 障害福祉課	
<b>地域ケア会議の推進</b> 高齢者が安心して生活できるように、多職種協働により、個別課題の解決や自立支援・重度化防止のためのケアマネジメントを推進していきます。また、これらを通して地域課題を把握し、地域関係者と情報共有や地域における対策を検討していきます。	地域包括支援課	○

<p><b>在宅医療・介護連携推進事業</b>  医療・介護の多職種連携を深め、在宅医療を中心とした地域医療体制の整備を推進するため、「在宅医療・介護多職種連携協議会」を設置し、多職種連携のルール作りを行うとともに、医療・介護多職種連携のための情報共有システムの普及、多職種研修の企画運営、市民向けの在宅医療の普及・啓発活動を行います。また、柏地域医療連携センターを地域医療の拠点として、在宅医療や介護に関する相談対応、在宅医療が必要な市民への調整支援を行います。</p>	地域医療推進課	
<p><b>多機関協働事業(かしまる)</b>  複雑化・複合化した課題を持った世帯等に対し、課題の解きほぐしを行い、かしまる会議の開催に向けた必要な支援機関の選出、役割分担と支援の方向性の整理・調整、支援プランの作成、プランに基づくチーム支援の実施等を行います。</p>	福祉政策課	○
<p><b>柏市民生委員・児童委員の活動支援</b>  市民の身近な相談役、つなぎ役として地域で活動する民生委員・児童委員の活動を支援していきます。民生委員活動を周知し、欠員をできるだけなくすことで活動しやすい環境づくりに努めます。</p>	福祉政策課	
<p><b>再犯防止計画の策定・運用</b>  市の実情に応じた再犯防止計画に基づき、犯罪をした人の社会復帰に向けた支援や地域全体での再犯防止に向けた取組体制について示すとともに、関係支援機関等との連携、協力関係づくりや活動を促進します。</p>	福祉政策課	
<p><b>就労支援業務委託(あ・えーるワークス)</b>  ひきこもりをはじめとした、相談支援に繋がっていない世帯について、福祉の総合相談窓口などの相談支援機関との連携によりアウトリーチを行い、課題の更なる重篤化を防ぎます。  信頼関係構築後は、将来の就労を視野に入れて、まずは自宅を出てラコルタ柏2階にあるあ・えーるワークスへの定期的な通いを目指します。</p>	障害福祉課 福祉政策課	○
<p><b>地域生活支援拠点の運営</b>  障害者の相談・体験の機会、緊急の対応等、障害者の地域生活を一体的に支える地域生活支援拠点を中核とし、市内の関係事業者・医療機関・関係団体・機関等が有機的に結びつく「地域循環ネットワークシステム」の構築を目指します。</p>	障害福祉課	
<p><b>就労準備支援事業</b>  就労に向けた準備が整っていない生活困窮者及び生活保護受給者に対して、一般就労に向けた基礎的能力を身につけながら、利用者に合わせた支援を行います。</p>	生活支援課	
<p><b>利用者支援事業(子育て支援アドバイザー)</b>  子ども及びその保護者や妊娠している方等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供等を行い、あわせて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し支援する利用者支援事業(子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の1つ)の基本型を行っています。</p>	子育て支援課	○
<p><b>子ども家庭相談・支援体制の強化(仮称)柏市こども若者相談センター</b>  (仮称)柏市こども・若者相談センターで、すべての子どもや家庭を取り残すことなく、妊娠、出産から子どもの自立まで、一貫性で継続性のある、切れ目ない相談・支援体制の充実を図ります。</p>	こども相談センター	
<p><b>福祉資金、生活福祉資金貸付事業</b>  緊急一時的に経済的な課題を抱える低所得世帯や高齢者・障害者等が生活に必要な生活費や車両・福祉用具の購入、住宅改修などの福祉資金の貸付を行います。また、相談者が抱える複合的な福祉課題の整理や制度・専門相談機関へのつなぎ等、課題解決に向けた支援を行います。</p>	社会福祉協議会	

### 基本施策3:必要な情報を届けるための対話の場づくりと情報発信の充実

市民の現状やニーズを適切に把握しながら、必要な情報が適切に届くようにするために、行政からの一方向だけの情報発信だけでなく、地域福祉のプラットフォームとして、市民との積極的な対話の場づくりを行うとともに、関係各部署が連携しながら情報発信の充実を図ります。

#### ■基本施策の実現に向けた主な取組



#### ■基本施策の推進に向けた各課の取組

取組・内容	担当	重層
<b>災害情報発信事業</b> 災害時には、ライフラインの損傷等が想定されることから、防災行政無線やSNS、ホームページ等の複数の情報伝達ツールを用いた積極的な情報発信に努めます。また、防災アプリを用いた情報発信等、情報伝達手段の拡充に努めます。	防災安全課 広報広聴課	
<b>制度の適切な利用等についての周知啓発</b> 介護保険制度の趣旨及び適切な利用の普及を図るため、市民向けパンフレット等の作成・配布、市民出前講座の実施等により、市民への制度説明を行います。	高齢者支援課	
<b>地域包括支援センターの周知</b> 課題の早期発見のため、全世代に向け地域包括支援センターを周知していきます。	地域包括支援課	

<p><b>柏市民健康づくり推進員</b> 地域ぐるみの子育て支援活動や健康づくり活動を保健師等と一緒に実施します。</p>	地域保健課	
<p><b>社会参加イベント開催事業</b> ラコルタ柏(教育福祉会館)を拠点として活用し、地域住民の生活課題の解決に資する市民や各種団体、企業等の活動の支援及び社会参加の促進を図ります。 既存の単独イベント開催は元より、あるテーマに沿って複数の地域団体、地域住民や企業等がイベントを共同開催し、団体同士の連携強化・関係性の構築がなされるような支援を進めます。</p>	福祉政策課	○
<p><b>地域活動コーディネート支援事業</b> 「未来の柏市をこうしたい」という思いを実現するために、市民を主役として地域活動を行います。将来は、教育福祉会館や市内に開設されている地域いきいきセンターを拠点とし、ホームページや SNS を利用してメンバーや参加者を募るとともに、活動案内や報告をしながら、双方向で議論を進めます。</p>	福祉政策課	○
<p><b>自殺予防対策事業及びその事業に係る柏市相談窓口の周知啓発</b> インターネットで自殺等に関する検索をした人・児童生徒・その保護者・自死遺族等様々な属性の人に、メール・冊子・チラシ・動画等の手段で啓発を行います。 また、困りごと別に相談先を案内する冊子「柏市相談窓口(地図付き)」を作成し、関係機関へ配布します。</p>	福祉政策課	
<p><b>意思疎通支援事業(手話通訳者・要約筆記者の派遣)</b> 聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思の疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。</p>	障害福祉課	
<p><b>障害に配慮した情報提供の充実</b> 点字広報や声の広報の発行等を通じて、障害に配慮した情報発信ルートを確保するとともに、専門的情報提供に従事する人材育成を図ります。</p>	障害福祉課	

### 基本方針3:だれもが健康でいきいきと暮らせる地域づくり

子どもから高齢者まで、だれもが住み慣れた地域でいきいきと暮らせるために、地域医療の充実を図るとともに、ライフステージや個人の心身の状態に合わせながら、予防の視点をより重視した健康づくりを推進します。また、「受け手」・「支え手」といった役割を固定することなく、その人に合った形で活躍できる場づくりを行いながら、地域住民と共に地域課題の解決につながる活動を推進し、地域での健康で自立した生活を支援していきます。

#### (1) 市の現状・課題

- 「健康だと感じている」人の割合は、中間評価の時点よりも減少傾向にあります。新型コロナウイルスの感染拡大により、社会活動の低下やつながりが希薄化したことで、不安や悩みなどのストレスが増え、心の不調を感じる人の割合が増加していることも影響していると考えられます。身体的な健康に加え、心理面や人とのつながりなどの社会面での健康づくりが重要です。
- 「だれもが健康でいきいきと暮らせる地域づくり」をより推進していくためには、各種施策の推進において、「受け手」・「支え手」といった役割を固定することなく、市民ひとり一人が主体的に参画し、互いに連携しながら地域全体で健康づくりを支え、推進していくことができる環境づくりを行う必要があります。
- 本市の地域活動の充実度に対する市民の評価は比較的高く、社会参加のきっかけとして、地域の居場所の一つである「ラコルタ柏」の利用者も増えてきています。一方、市民アンケート調査では、地域活動以外の本市の地域福祉に関する取組は「充実していない」または「わからない」という回答が半数以上を占めています。市民の健康度を高めるために、市民ニーズを把握しながら、取組内容の周知を図り、必要な施策を充実・強化することが重要です。

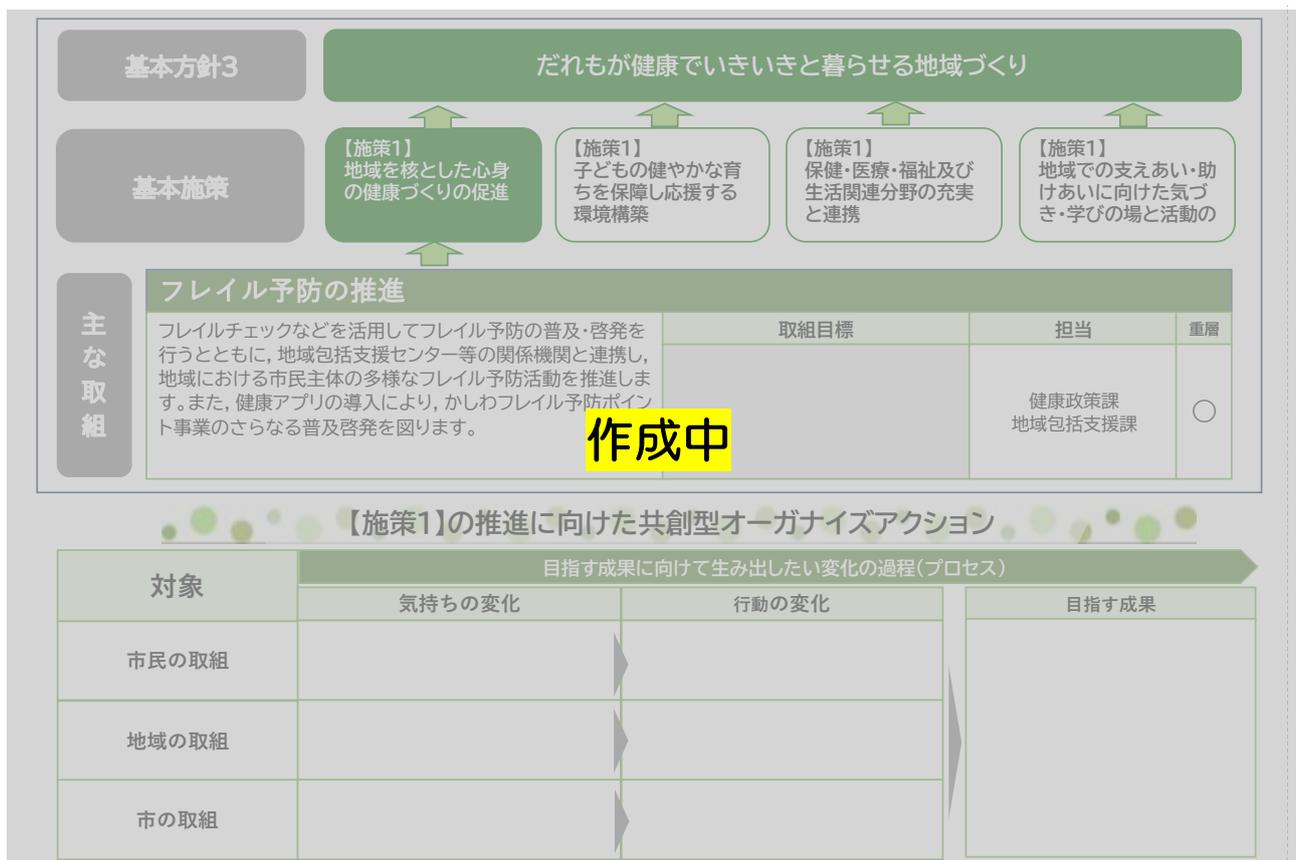
#### (2) 基本施策と施策展開の方向性

基本施策		施策展開の方向性
①	地域を核とした心身の健康づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生きがい・やりがい生まれる社会参加や交流の促進</li> <li>・認知症への理解促進と支援体制の充実</li> <li>・心身の健康に関する普及・啓発</li> </ul>
②	子どもの健やかな育ちを保障し応援する環境構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における子どもの居場所づくりの拡充</li> <li>・子ども生活・学習の支援</li> <li>・地域内での相互援助活動の活性化</li> </ul>
③	保健・医療・福祉及び生活関連分野の充実と連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療や福祉の専門職と地域の連携強化</li> <li>・介護予防・見守り活動の充実</li> </ul>
④	あらゆる人が役割を持ち自分らしく活躍できる環境の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・孤立・孤独対策の強化</li> <li>・高齢者・障害者の社会参加の促進</li> </ul>

## 基本施策1:地域を核とした心身の健康づくりの促進

ライフステージや個人の心身の状態に合わせながら市民の主体的な健康づくりを推進します。また、地域を核に社会参加や交流を促進し、身体的な健康に加え、心理面や人とのつながりなどの社会面での健康づくりを促進できるための環境づくりを行います。

### ■基本施策の実現に向けた主な取組



### ■基本施策の推進に向けた各課の取組

取組・内容	担当	重層
<b>高齢者の就労・社会参加促進事業</b> 高年齢者の雇用・社会参加機会の確保を促進する「柏市生涯現役促進協議会」へ参画し、同協議会事務局への支援等を行います。同協議会では、就労等の情報提供を行い、高齢者の生きがい就労を促進しております。	健康政策課	○
<b>健康アプリの導入</b> 市民に根付いてきた「かしわフレイル <sup>29</sup> 予防ポイント制度」(対象年齢40歳以上)を発展させ、新たに全世代対応(対象年齢18歳以上)のアプリを導入することで市民が自然と健康になれる環境をつくり、健康寿命延伸に向けた取組を推進します。	健康政策課 地域包括支援課 健康増進課	○

<sup>29</sup> 年をとって心身の活力(筋力、認知機能、社会とのつながりなど)が低下した状態。多くの人が健康な状態からフレイルを経て要介護状態になると考えられている。

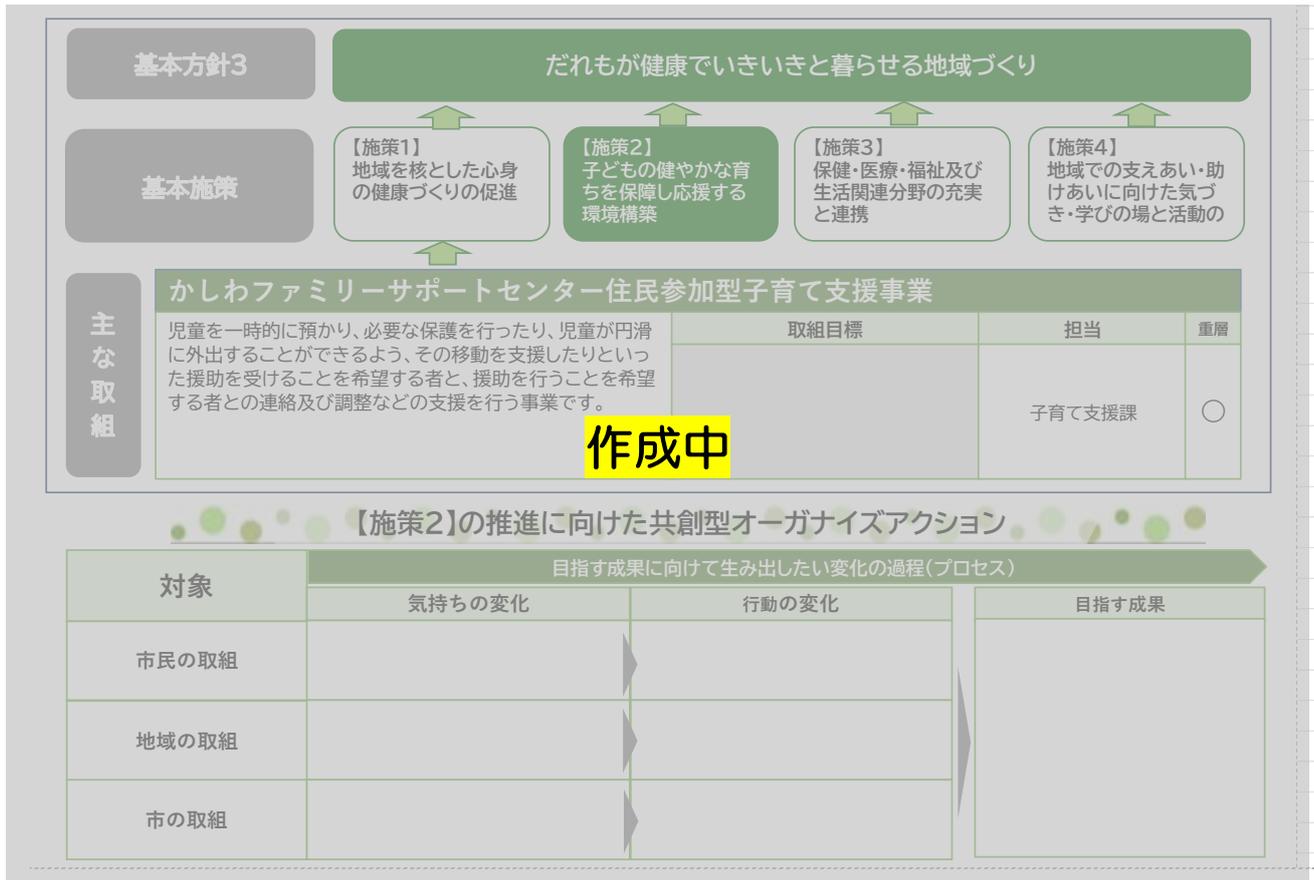
<b>認知症のかたと介護者の見守り体制の充実</b> 地域包括支援センターへの認知症地域支援推進員の配置や「かしわオレンジSOSネットワーク <sup>30</sup> 」の推進、各種相談窓口との連携により、地域で暮らす認知症のかたや介護者の日常生活を地域で見守り、孤立しないよう環境づくりを推進します。	地域包括支援課	○
<b>認知症理解の促進</b> 市民や企業への認知症サポーター養成講座の実施やかしわ認知症対応ガイドブックの活用、認知機能簡易チェック(かしわもの忘れチェック)、SNS配信などにより認知症相談窓口を広く周知することで、認知症になっても安心して暮らし続けることができるまちづくりを推進します。	地域包括支援課	○
<b>健康づくり普及啓発</b> 多様な機会を捉えて、がんや生活習慣病の予防について、普及・啓発を推進します。	健康増進課	
<b>特定健康診査及び特定保健指導事業</b> 40～74歳以下の柏市国民健康保険被保険者を対象に「メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)」に着目した特定健康診査を実施し、健診結果に応じた医師や保健師、管理栄養士が行う生活習慣改善のサポートとして特定保健指導を実施することにより生活習慣病の発症及び重症化を予防します。	健康増進課	
<b>自殺予防対策事業</b> 事前予防を中心とし、普及啓発や人材育成、相談事業、遺族支援などを実施していきます。また、外部委員を含めた自殺予防対策連絡会議を開催し、施策の検証・評価、今後の自殺対策事業の方向性を検討していきます。	福祉政策課	
<b>福祉の総合相談事業(悩み相談AIチャットシステム)</b> 「福祉の総合相談窓口」に配置された相談員に対する電話や対面等での相談にハードルを感じている方々に向けて、相談の第一歩として悩みを気軽に相談できる「悩み相談AIチャットシステム」を実施しています。パソコン・タブレット・スマートフォンのどの端末からも利用でき、いつでもどこでも何でも悩みを相談することができます。	福祉政策課	○

<sup>30</sup> 柏市及び柏警察署、その他関係機関・団体が一体となり、行方不明になった認知症高齢者及び若年性認知症者を早期に発見し生命・身体の安全を確保し、必要な援助につなげていくサービス

## 基本施策2:子どもの健やかな育ちを保障し応援する環境構築

子どもと親が心身の健康を維持・増進できるように、切れ目のないきめ細かな支援を充実していきます。また、地域における子どもの居場所づくりの拡充を図るとともに、地域内での相互援助活動の活性化を図ります。

### ■基本施策の実現に向けた主な取組



### ■基本施策の推進に向けた各課の取組

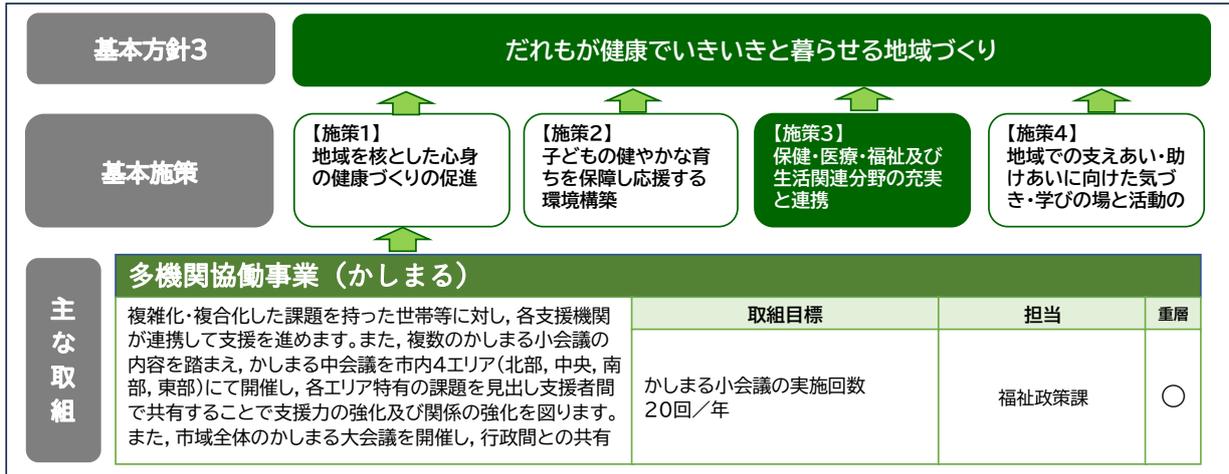
取組・内容	担当	重層
<b>こどもの生活・学習支援</b> 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の中学2年生から高校生の子どもを対象に、学習支援事業を実施します。特に中学生は、社会性を身に付けることは元より、来る高校受験に向けた学力向上を目指します。また、高校生は高校中退防止及び進路選択のきっかけ作りを行います。	生活支援課	
<b>地域子育て支援拠点事業(親子、親同士の交流の場の創設)</b> 就学前の乳幼児と保護者及び妊娠中のかたが気軽に利用できる場所を開設。親子で楽しく遊んだり、他の親子と交流して友達をつくったり、情報交換をしたりすることができる、ゆるやかな交流の場を提供しています。また、子育てに関する相談や、子育て情報の提供、子育てに役立つ育児講座を実施することで、育児に関する悩みの軽減を図ります。	子育て支援課	○

<p><b>こどもの生活・学習支援</b>          経済面や家庭環境などに左右されることなく、こどもたちが夢や目標をもつことができるように、小学4年生から中学2年生のこどもを対象に学習会を開催しています。こどもたちの個性や特性に合った指導等を実施し、今後も生活習慣と基礎学力の向上を支援していきます。</p>	<p>こども福祉課</p>	
<p><b>学用品支援事業</b>          困難を抱える世帯の児童及び生徒に対し、教育機関及び相談支援機関と連携し、ランドセルなどの学用品を支給します。</p>	<p>社会福祉協議会</p>	

### 基本施策3:保健・医療・福祉及び生活関連分野の充実と連携

医療・介護・住まい・生活支援など、医療や福祉の専門職と地域との連携による支援体制の強化を図ります。また、健康面で支援が必要な地域住民の早期発見や見守り活動の充実などにより、できる限り地域での自立した生活を支援するための環境づくりを行います。

#### ■基本施策の実現に向けた主な取組



#### 【施策3】の推進に向けた共創型オーガナイズアクション

対象	目指す成果に向けて生み出したい変化の過程(プロセス)		
	気持ちの変化	行動の変化	目指す成果
市民の取組	日常生活に課題を抱える市民が相談ができる機関があることに気づき、相談場所を知りたいと思う。	相談できる機関に出向き、相談に乗ってもらう。	日常生活に課題を抱える市民が適切な支援やサービスを利用することで、自立に向けて活動を始める市民が増える。
地域の取組	地域で複雑化・複合化した課題を抱える人々をサポートしたいと思う。	地域の助け合い団体や見守り活動に参加する人や活動自体を増やす。	
市の取組	地域で連携できる支援機関だけでなく、活用できる地域資源を把握することが重要だと気付く。	支援機関や地域の自主組織が連携できる体制を整えていく。	

#### ■基本施策の推進に向けた各課の取組

取組・内容	担当	重層
<b>がん対策</b> 柏市民のためのがんサポートハンドブックを発行するとともに、ホームページを通じて種々の案内を行っています。	健康政策課	
<b>認知症のかたと介護者の見守り体制の充実</b> 地域包括支援センターへの認知症地域支援推進員の配置や、かしわオレンジSOSネットワークの推進、各種相談窓口との連携により、地域で暮らす認知症のかたや介護者の日常生活を地域で見守り、孤立しないよう環境づくりを推進します。	地域包括支援課	○
<b>後期高齢者の健康診査やフレイルチェックを活用した介護予防</b> 後期高齢者健康診査等におけるフレイルハイリスク者へアプローチし、フレイル予防につなげるため、介護保険データや国保データベース(KDB)システム等を分析し、地域の健康課題に応じた支援を行います。	地域包括支援課	

<p><b>在宅医療・介護連携推進事業</b>  医療・介護の多職種連携を深め、在宅医療を中心とした地域医療体制の整備を推進するため、「在宅医療・介護多職種連携協議会」を設置し、多職種連携のルール作りを行うとともに、医療・介護多職種連携のための情報共有システムの普及、多職種研修の企画運営、市民向けの在宅医療の普及・啓発活動を行います。また、柏地域医療連携センターを地域医療の拠点として、在宅医療や介護に関する相談対応、在宅医療が必要な市民への調整支援を行います。</p>	<p>地域医療推進課</p>	
<p><b>救急医療対策事業</b>  小児救急をはじめとした救急医療の体制確保に向け、医師会等関係団体と継続的に協議を行い、適切な体制確保策を検討します。  必要な費用を本市が負担し、安定的な体制維持を図ります。</p>	<p>地域医療推進課</p>	
<p><b>周産期<sup>31</sup>母子医療体制整備事業</b>  NICU<sup>32</sup>を設置した「地域周産期母子医療センター」の認定を目指す医療機関に対して、支援を行うことで、分娩リスクの高い妊婦や高度な新生児医療等に対応できる医療体制を整備します。</p>	<p>地域医療推進課</p>	
<p><b>喀痰(かくたん)吸引等の特定行為ができる障害福祉職員の育成</b>  医療的ケアを必要とする子どもや障害者が安心して地域生活を送ることができるよう、喀痰吸引等の特定行為ができる障害福祉職員の養成を支援します。</p>	<p>障害福祉課</p>	
<p><b>家計改善支援</b>  生活困窮者自立支援制度の一事業として家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計に関するアセスメントを行い、家計の状況を「見える化」し、家計再生の計画・家計に関する個別のプランを作成し、家計管理の手伝いをします。具体的には、家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援です。</p>	<p>生活支援課</p>	
<p><b>住民参加型在宅福祉サービス事業(さわやかサービス事業)</b>  高齢者や障害等をおもちのかたが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の皆さんによる支え合いを基本に、柏市社会福祉協議会が独自の事業として実施している会員制の有償在宅福祉サービスです。  住民参加型の会員制による有償在宅福祉サービスとして、生活支援・介護、産前産後、移動支援を行います。また、地域のたすけあいサービスへの繋ぎや支援、人材確保・育成などを行います。</p>	<p>社会福祉協議会</p>	<p>○</p>

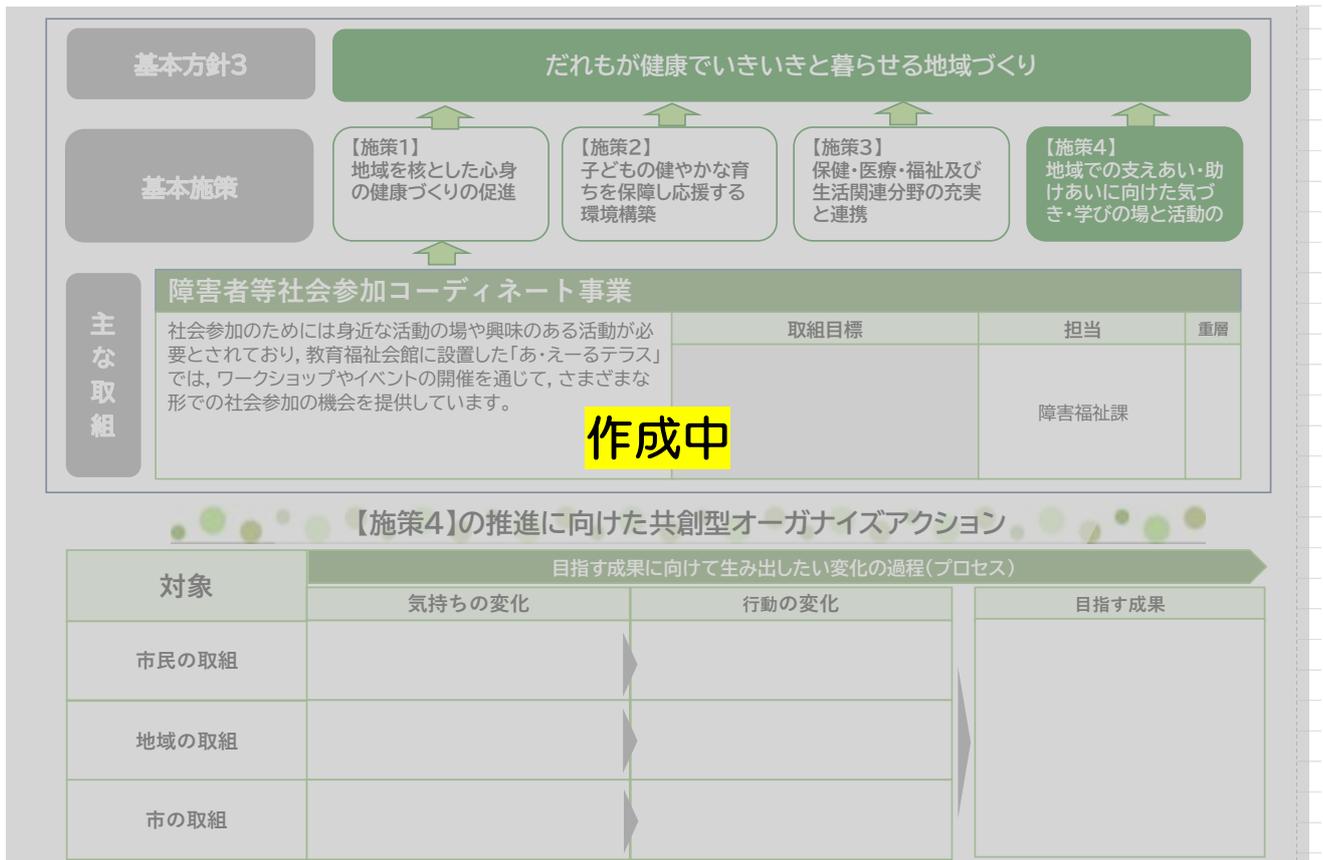
<sup>31</sup> 出産前後のことを指し、妊娠22週から生後7日までの期間

<sup>32</sup> 新生児集中治療管理室のことで、予定日より早く生まれた赤ちゃん(早産児)、体重が小さく生まれた赤ちゃん(低出生体重児)、または何らかの疾患のある赤ちゃんを集中的に治療・管理をする医療施設のこと。

## 基本施策4:あらゆる人が役割を持ち自分らしく活躍できる環境の構築

子どもから高齢者まで、また社会的弱者も含め、あらゆる人がその人にあった形で活躍できる環境づくりをすすめます。また、支え・支えられる関係が循環しながら、自分らしく活躍できる環境づくりをすすめます。

### 基本施策の実現に向けた主な取組



### 基本施策の推進に向けた各課の取組

取組・内容	担当	重層
<b>柏市国際交流センターの支援</b> 市民主体の国際化推進拠点である「柏市国際交流センター(KCC)」を通じて、在住外国人への支援や多文化共生の推進を図ります。	共生・交流推進センター	
<b>柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の運用</b> 「多様な生き方を認め合い 個性を生かせるまち柏」の実現を目指し、だれもが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく暮らしていけるよう支援します。	共生・交流推進センター	
<b>男女共同参画促進のための啓発事業の実施</b> 男女共同参画センターにおいて、関心の持たれやすいテーマを取り入れながら、講座の開催や情報発信により、女性活躍や性の多様性などへの理解促進を図ります。	共生・交流推進センター	

<b>高齢者の就労・社会参加促進事業</b> 高齢者が生きがいを持って生活できるよう就労やボランティア活動、趣味活動、学習、健康づくり等の施策の情報を一元化して、高齢者に提供し、高齢者の就労・社会参加を促進します。同事業を推進するため、平成28(2016)年6月から柏市生涯現役促進協議会に参画・連携し、高齢者向けの仕事の開拓や高齢者の希望に応じたコーディネートの実施、セミナーの開拓、ウェブ上での情報提供等を行います。	健康政策課	○
<b>社会参加イベント開催事業</b> ラコルタ柏(教育福祉会館)を拠点として活用し、地域住民の生活課題の解決に資する市民や各種団体、企業等の活動の支援及び社会参加の促進を図ります。当初はイベントに参加する側だった方が、自身が主役となってイベントを企画・開催し、参加者を呼び込み、さらに同様の方が増えるようなサイクルができるよう支援します。	福祉政策課	○
<b>障害理解啓発イベントの実施</b> 障害者も自分らしく活躍するためには、地域における差別や偏見がなくなることが必要とされているため、12月の障害者週間に合わせて、障害理解啓発イベントを実施します。	障害福祉課	
<b>障害者の施設整備</b> 居住系サービスは、地域生活移行の推進や介助を行う保護者の高齢化などにより、共同生活援助(グループホーム)へのニーズがさらに高まる見込みです。また、重度障害者に対する共同生活援助(グループホーム)について、施設の整備や支援者育成の支援等により、必要量の確保に努めます。	障害福祉課	
<b>障害者就業・生活支援センター等との連携による就労相談事業</b> 障害者就業・生活支援センターを中核とし、さまざまな関係機関と連携しながら就労と福祉の一体的な相談体制を構築し、定着支援までの一貫した就労支援を提供します。	障害福祉課	
<b>障害者等社会参加支援事業(あ・えーるテラス運営)</b> ひきこもり等の社会とのつながりが希薄な方や相談支援機関への相談を望んでいても相談に繋がらない人への相談及びアウトリーチを通じて信頼関係を構築し、社会参加のきっかけとなるような情報や支援の提供を行います。	障害福祉課	○
<b>生活困窮者就労準備支援</b> 直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、生活習慣形成のための指導・訓練(日常生活に関する支援)、就労の前段階としての必要な社会的能力の習得(社会自立に関する支援)、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の習得等の支援(就労自立に関する支援)の3段階で、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、1年間を基本として計画的かつ一貫して支援します。	生活支援課	
<b>こども食堂<sup>33</sup>の活動支援/食の支援</b> 柏市へ寄付を受けた食材を、市内のこども食堂など、子どもの居場所を提供する団体等へ配分することで、その活動を支援します。また、個人や企業などから、食材に限らず、紙皿や紙コップなどの使い捨て容器やキッチン用品、雑貨などの物資の提供も受け付け、こども食堂の活動につなげていきます。	こども福祉課	
<b>地域いきいきセンターの運営</b> 身近な福祉の相談窓口の機能を活かし、世代やその背景にかかわらず活躍したいと思う人の相談支援を実施し、活躍の機会につなげます。	社会福祉協議会	○

<sup>33</sup> 地域のボランティアで運営されており、子どもたちがだれでも無料または低料金で食事をすることができたり、一緒に遊んだり、ボランティアが勉強を教えてくれたりする居場所

## 基本方針4:だれもが安全・安心に暮らせる地域づくり

地域特性や人々とのつながりの特性を踏まえ、住民同士の支え合いや地域コミュニティの構築を支援し、住民の意識の醸成を図りながら地域での防災や災害時の対策を進めます。また、災害発生時において避難行動要支援者の安全・安心を確保する避難支援体制の構築をすすめます。さらに、防犯対策などの地域安全活動の推進や再犯防止に向けた地域における支援環境づくりを進めるとともに、虐待や成年後見制度等の権利擁護に関する理解を深め、必要な時に適切な支援につながる。ことのできる体制づくりを行い、だれもが尊重される地域づくりを推進し、安全・安心に暮らせるための環境づくりをすすめます。

### 市の現状・課題

- 生活に安心を感じている市民の割合は計画策定時より増加傾向ですが、今後も市民が生活の安心感を持てるよう、高齢者や障害者、子ども(子育て世帯)が安心して暮らせる支援体制のさらなる強化が必要です。
- 地域防災や防犯の観点では、市民の意識の向上や正しい情報を迅速に把握していく必要があるため、教育や啓発活動及び情報発信を継続して行うとともに、地域住民同士のつながり強化など、地域のつながりの再構築や避難行動要支援者等の支援体制の充実が必要です。
- すべての人の人格を尊重し、その人が自分のことを自分で決め、自分らしく生きることが出来る地域社会の充実に向けて、支援施策の拡充を進めていく必要があります。

### (2)基本施策と施策展開の方向性

基本施策		施策展開の方向性
①	防災対策と災害時の支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における避難行動要支援者の支援体制の充実</li> <li>・災害時に備えた平時からの地域連携の強化</li> <li>・災害発生時のボランティアコーディネート機能の充実</li> </ul>
②	地域安全活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯対策を意識した地域環境の整備</li> <li>・高齢者の在宅福祉サービスの充実</li> <li>・地域の防犯対策に関する意識醸成</li> </ul>
③	居住・就労・移動支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労の機会創出</li> <li>・住宅確保要配慮者への「住まい」の支援</li> <li>・移動支援の充実</li> </ul>
④	権利擁護と虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止対策の推進</li> <li>・虐待の早期発見と迅速な対応</li> <li>・権利擁護支援の理解促進と利用促進</li> </ul>



<p><b>町会等支援事業</b>          自助力・共助力の強化を図る上では自主防災組織<sup>34</sup>の活動が重要であるため、自主防災組織の設立に対し補助金を交付し、自主防災活動が活発に行われるよう支援します。交付においては、町会等に対する補助金窓口一本化により市民活動支援課にて実施します。          また、新たに町会・自治会・区等の会長に就任される方を対象とした町会等の運営や活動に関する勉強会を開催し、先進的な事業を行っている町会等の活動事例を共有する場を設けます。</p>	<p>市民活動支援課</p>	
<p><b>防災福祉K-Net事業</b>          避難行動要支援者のうち、地域の方への情報提供に同意された方の情報を平常時から提供することで、平常時から地域の方へ避難行動要支援者の情報を提供することで、災害発生時や災害の発生が予想される時に安否確認や避難支援を地域の方に協力していただく制度です。          行政は本制度登録者を取りまとめ、地域の方に情報提供を行うとともに、平常時からの支援体制構築などの支援を行います。</p>	<p>福祉政策課</p>	
<p><b>ヘルプマーク・カードの配付</b>          援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない人が、援助等を必要としていることを周囲に知らせるためのヘルプマーク及びヘルプカードを配付します。</p>	<p>障害福祉課</p>	
<p><b>災害ボランティアセンター<sup>35</sup>の運営</b>          平時から非常時の役割について行政や関係団体と調整し、災害ボランティアセンターの運営等の体制整備を図るとともに、住民や地域関係者とのネットワークを活かし、運営に携わるボランティアの育成を進めます。</p>	<p>社会福祉協議会</p>	

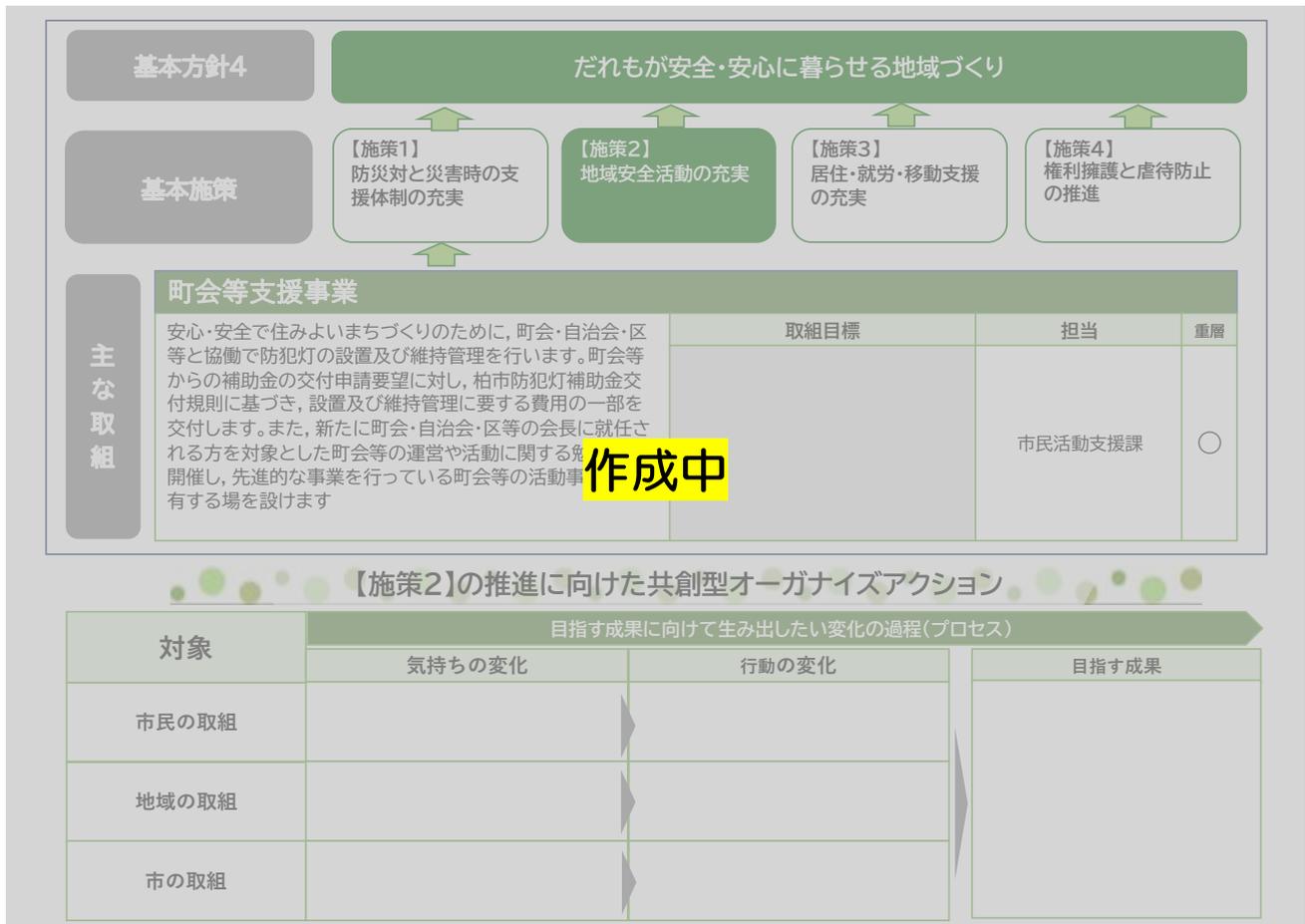
<sup>34</sup> 災害時に備え、災害を未然に防止し、又は被害を軽減するために、地域住民が連携・協同して自主的に設置し、地域で活動する組織

<sup>35</sup> 災害発生時に設置される被災地のボランティア活動を円滑に行うための拠点のこと。被災地域の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、個人ボランティアや団体の受け入れやマッチングの調整を行う。

## 基本施策2:地域安全活動の充実

住民の防犯意識の向上に向けた普及啓発や、防犯対策を意識した地域環境の整備を進めます。また、地域と連携し、日頃から防犯の視点を持って見守り活動を行うことで、安全・安心な地域づくりを進めます。

### ■基本施策の実現に向けた主な取組



### ■基本施策の推進に向けた各課の取組

取組・内容	担当	重層
<b>犯罪が起こりにくいまちづくり事業</b> 町会・自治会等による自主防犯活動が地域の防犯力として構築され、市内各地域においてきめの細かい防犯活動を展開するとともに、犯罪の抑止に配慮した公共空間の環境を整備することにより、犯罪が起こりにくいまちづくり(地域づくり)を推進していきます。	防災安全課	
<b>ふるさと運動事業(ふるさと協議会等の支援)</b> 災害時の避難等を迅速に行うためには、平常時から近隣住民同士の協力が不可欠となります。そこで、平常時から地域の中でのつながりがつくれるよう、ふるさと協議会の事業を支援します。また、避難所の運営など、ふるさと協議会の役割が拡大していることから、適切な情報提供やふるさと協議会同士の情報共有に努めます。	市民活動支援課	

<p><b>消費者教育事業</b>          柏市消費者教育推進連絡会(教育委員会と連携)及び柏市消費者行政推進協議会を開催します。          柏市消費生活コーディネーター及び柏市消費生活サポーターが地域において行う活動の支援を行います。</p>	消費生活センター	
<p><b>消費生活相談事業</b>          消費生活相談員による消費生活相談や、消費生活相談員に対する研修を実施します。          全国消費生活情報ネットワークシステムへの消費生活相談内容の適正な報告をします。</p>	消費生活センター	
<p><b>地域見守りネットワーク事業</b>          民間事業者等が地域住民と接する活動中の異変に気付いた際に、通報してもらえるよう協定を締結し、必要に応じ適切な福祉サービスにつなげます。社会的孤立を未然に防止し、地域で安心した生活ができるよう、地域全体で見守りを行う取組を実施します。</p>	福祉政策課	

## 基本施策3: 居住・就労・移動支援の充実

一人ひとりの特性や状況を考慮し、住宅確保要配慮者<sup>36</sup>への「住まい」の支援や、就労の機会創出及び移動手段の確保など、自立に向けた支援体制の充実を図ります。

### ■基本施策の実現に向けた主な取組



### ■基本施策の推進に向けた各課の取組

取組・内容	担当	重層
<b>在宅福祉サービスの実施</b> 高齢者が自宅で安心して生活するため、柏市独自の在宅福祉サービスとして9つの事業(※)を提供します。 ※介護用品(紙おむつ)給付、緊急通報システム、配食サービス費助成、寝具(ふとん)乾燥消毒・丸洗い、訪問理髪費助成、送迎費助成、生活支援短期宿泊費助成、要介護高齢者等住宅改造費補助、福祉サービス利用援助事業利用料助成	高齢者支援課	
<b>老人ホーム入所措置事業</b> 65歳以上で日常生活はおおむね自立しているが、環境上及び経済的な理由により、在宅での生活が困難な人に対し、老人ホーム入所判定審査会での審議を経て、養護老人ホームへの入所措置を講じます。	地域包括支援課	

<sup>36</sup> 住宅確保に特に配慮を要する者として、住宅セーフティネット法に定められている以下のいずれかに当てはまる人のこと。(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している人、その他住宅の確保に特に配慮が必要な人)

<b>居住支援の在り方についての庁内検討の推進</b> 民間賃貸住宅への入居が困難な住宅確保要配慮者が、円滑に民間賃貸住宅へ入居出来るようにするため、関連団体と協力・連携し、入居支援から生活支援まで連続性のある支援体制の構築を検討します。	住宅政策課 福祉政策課 生活支援課	
<b>就労準備支援事業</b> 就労に向けた準備が整っていない生活困窮者及び生活保護受給者に対して、一般就労に向けた基礎的能力を身につけながら、利用者に合わせた支援をおこないます。	生活支援課	
<b>一時生活支援事業</b> 住居をもたない方など、不安定な住居形態にある方に、緊急的に一定期間宿泊場所や衣食を提供します。その後の生活に向けて、就労支援などのサポートを行い自立を目指します。	社会福祉協議会	
<b>住居確保給付金</b> 離職、自営業の廃止または就労機会等の減少により、離職や廃業と同程度の状況となり経済的に困窮したかたであって、かつ就労能力及び就労意欲のあるかたのうち、住宅を失っているかた、または失うおそれのあるかたを対象として、賃貸住宅の家賃(制限あり)を支給するとともに再就職に向けた支援をおこないます。	生活支援課	
<b>バリアフリー化設備等整備事業</b> 利用者数の多い鉄道駅等において、より転落防止効果の高いホームドアの整備を、鉄道事業者等に要望していきます。また、バス事業者に対してノンステップバスの導入、タクシー事業者に対してUDタクシーの導入を促し、高齢者や障害者等が利用しやすい路線バスやタクシーを増やします。	交通政策課	
<b>バス乗り方教室</b> バス乗り方教室の開催、交通事業者等が主催するバリアフリーの大切さを学ぶ乗り物体験交流会の支援を行います。	交通政策課	
<b>地域の公共交通網の形成</b> 路線バスや、乗合タクシー、デマンドタクシー <sup>37</sup> 等のコミュニティ交通の新設・再編を進め、より利便性の高い公共交通網を構築していきます。	交通政策課	
<b>福祉有償運送協議会の運営</b> 一人では公共交通機関を利用できない要介護者、身体障害者等に対して、特定非営利法人等が行う福祉有償運送 <sup>38</sup> について、適正な運営に関する事項を審査します。	交通政策課 福祉政策課	
<b>バリアフリー道路特定事業</b> 柏市バリアフリー基本構想で定められた重点整備地区内について、国のバリアフリーに関する構造基準に準拠した道路の整備を実施します。	道路整備課	
<b>福祉資金、生活福祉資金貸付事業</b> 緊急一時的に経済的な課題を抱える低所得世帯や高齢者・障害者等が生活に必要な生活費や車両・福祉用具の購入、住宅改修などの福祉資金の貸付を行います。また、相談者が抱える複合的な福祉課題の整理や制度・専門相談機関へのつなぎ等、課題解決に向けた支援を行います。	社会福祉協議会	

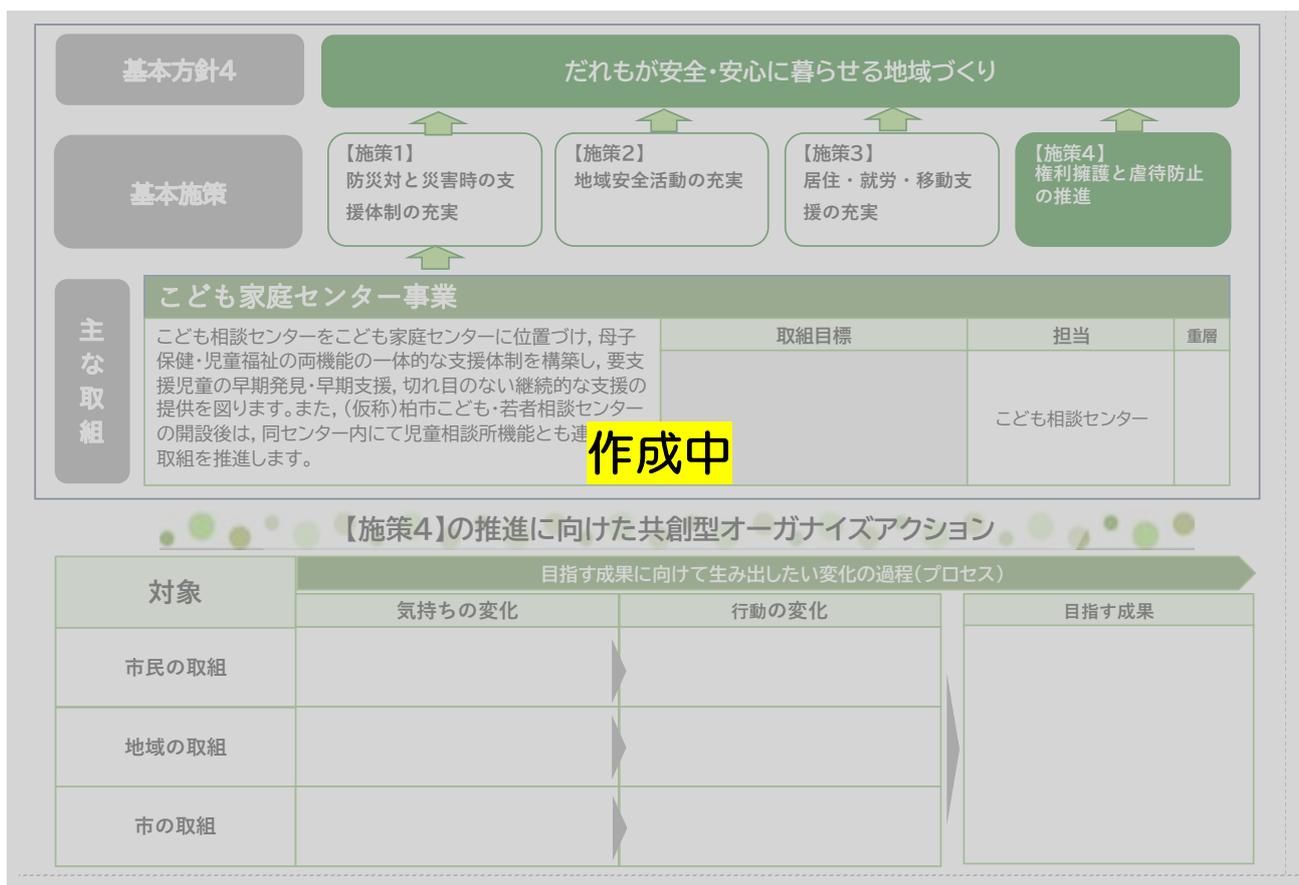
<sup>37</sup> 利用者の事前予約に応じる形で運行経路や運航スケジュールをそれに合わせて運行する地域公共交通のこと

<sup>38</sup> 社会福祉法人やNPO法人等が一人では公共交通機関を利用することが困難な身体障害者や要介護者等に運送を行うもの

## 基本施策4: 権利擁護と虐待防止の推進

住民や関係機関の虐待防止・権利擁護についての理解を促進し、地域での見守りや支援体制を強化することで、虐待防止対策の推進及び虐待の早期発見と迅速な対応を図ります。また、権利擁護支援の理解促進と必要な人が制度を利用できる支援体制づくりを行い、利用促進を図ります。

### ■基本施策の実現に向けた主な取組



### ■基本施策の推進に向けた各課の取組

取組・内容	担当	重層
<b>男女共同参画推進のための相談事業</b> 家庭や職場などでの女性の悩み事などに対して、専門の女性カウンセラーが相談に応じる「女性のこころと生き方相談」を実施し、関係機関と連携しながら支援を行います。	共生・交流推進センター	
<b>高齢者緊急一時保護事業</b> 養護者からの虐待により生命・身体に重大な危険が生じるおそれがある高齢者や身元不明等の高齢者に対し、一時的に保護する措置を講じます。	地域包括支援課	
<b>柏市権利擁護研修会</b> 柏市内で主に在宅高齢者の支援をされている専門職を対象に、高齢者虐待の早期発見や予防、適切な対応について学ぶための研修会を開催します。	地域包括支援課	
<b>高齢者権利擁護ネットワーク事業</b> 虐待や消費者被害等、高齢者の権利の侵害の早期発見と適切な支援を目的に会議を開催し、関係機関等との連携を構築します。また、各関係機関における権利擁護啓発活動、各種講座の実施を推進します。	地域包括支援課	

<b>市民後見人の育成支援</b> 成年後見制度の一環として、財産の適切な管理や日々の生活を支援する市民後見人を養成・育成し、成年後見制度の充実を図ります。	地域包括支援課 障害福祉課	
<b>成年後見制度の利用促進</b> 成年後見制度利用促進基本計画に基づき、かしわ福祉権利擁護センター内に成年後見制度の利用促進に係る中核機関を設置し、成年後見制度を必要とする人が安心して制度を利用できるよう地域で支える体制を構築します。また、一次相談窓口である地域包括支援センターや地域生活支援拠点等の機関への支援を通じて、普及啓発や相談支援、利用促進、後見人等支援、協議会運営等に取り組みます。	地域包括支援課 障害福祉課 社会福祉協議会	
<b>障害者虐待防止センターの運営</b> 障害者虐待防止センターを中心に関係機関が連携を図り、虐待相談・通報の受付、問題解決を図ります。また、障害者虐待の防止並びに早期発見・早期介入を目指し、地域の障害福祉サービス事業所等に対し研修を実施します。	障害福祉課	
<b>障害者虐待防止サポートチーム派遣事業</b> 障害福祉サービス事業所等へ専門家等が出向き、障害者虐待防止に関する普及啓発や、事業所に合わせた虐待防止策の検討等を行うことにより、事業所の支援の質の向上や障害者虐待防止を図ります。	障害福祉課	
<b>東葛市町村障害者虐待防止担当者の連絡会議の開催</b> 各市の障害者虐待防止担当者が出席し、現状の共有や事例検討等を通して、職員のスキルアップや連携強化を図ります。	障害福祉課	
<b>柏市権利擁護ネットワーク会議における障害者に関する専門部会の運営</b> 障害者の権利擁護に関する機関を中心に会議を実施し、障害者虐待や権利擁護に関する課題を共有しながら、問題解決に向けた対応強化に取り組みます。	障害福祉課	
<b>障害者差別の解消及び理解啓発</b> 障害を理由とする差別の解消を図るため、市民や地域、事業所、庁内などに対して啓発や研修を実施し、障害者差別解消法の周知と、障害者差別や合理的配慮の提供に関する理解啓発に取り組みます。また、差別に関する相談に応じる窓口の設置や関係機関の連携強化により、障害者差別への対応体制を強化するとともに、合理的配慮の提供を促進します	障害福祉課	
<b>家庭児童相談事業</b> 子育ての不安や悩み、しつけ、児童虐待など18歳未満の子どもと家庭の相談に応じます。	こども相談センター	○
<b>児童相談所設置事業</b> 児童相談所の設置に向けた検討・準備を進めるとともに、こども家庭センターや地域子育て支援拠点、若者支援等の機能も含めた複合施設「(仮称)柏市こども・若者相談センター」の整備を進めています。(令和8(2026)年度開設予定)	こども相談センター	○
<b>要保護児童<sup>39</sup>対策事業</b> 児童虐待防止に向けた方針協議のための代表者会議、情報共有化のための実務者会議、要保護児童ケースの進行管理部会、個別ケース検討会議等を行い、児童虐待の発生予防、早期発見、支援に取り組みます。また、職員及び相談員の専門性強化のための研修を実施します。	こども相談センター	
<b>こども短期入所事業</b> 保護者が疾病、出産、看護、事故、育児疲れなどで一時的に養育が困難となったとき、虐待などの課題の有無に関わらず、満1歳以上18歳未満の児童であれば、宿泊又は日帰りで預かります。	こども相談センター	
<b>妊産婦等生活援助事業</b> 身近に頼れる親族等が不在であることなどによって、家庭生活に支障が生じている妊産婦に対し、安心して出産やその後の生活について考えることのできる居場所(入所または通い)を提供し、食事やその他日常生活を営むために必要な支援のほか、出産前後の心理的ケアや保健指導、出産後の児童の養育に係る相談及び助言、必要な関係機関や支援につなぐなど、特定妊産婦等の支援、重篤な児童虐待事案の予防を図ります。	こども相談センター	
<b>福祉サービス利用援助</b> 高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人が、自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用等日常的な金銭管理の援助等を行います。	社会福祉協議会	

<sup>39</sup> 児童福祉法に基づいた、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる保護的支援を要する児童

### 3 施策の進捗評価

施策の評価においては、「基本施策別の基本施策と取組」に記載している「取組目標」の数値評価に加えて、施策の進捗状況に関する意識を把握する市民アンケート調査を行い、進捗・評価を行っていきます。

#### (1) 基本方針1:だれもが身近な地域の問題に関心を持ち共に支えあう地域づくり

基本施策		評価項目	基準値	方向性
①	地域での支えあい、助けあいに向けた気づき・学びの場と活動の促進	① 地域福祉に関するボランティアや市民活動などに取り組んでいるか  ② 地域での支え合いや助け合いに関心を持っているか	① ボランティアに取り組んだことがある 30.2%	  
②	地域福祉を担う人材の掘り起こしと育成・活躍支援		② 支え合いや助け合いに関心がある 74.5%	
③	地域における多様な主体との包括的連携体制の構築と活動支援		(令和5年度時点)	

#### (2) 基本方針2:だれもが暮らしの問題を相談でき解決できる地域づくり

基本施策		評価項目	基準値	方向性
①	分野や対象にとらわれず困りごとを丸ごと相談できる体制の充実	① 柏市の健康や福祉に関する情報は、入手しやすいと思うか  ② 健康や福祉に関することで困ったときに、相談できる人がいるか	① 入手しやすいと思う 38.5%	  
②	課題の早期発見と切れ目のないサポート体制の構築		② 相談できる人がいない 5.5%	
③	必要な情報を届けるための対話の場づくりと情報発信の充実		(令和5年度時点)	

#### (3) 基本方針3:だれもが健康でいきいきと暮らせる地域づくり

基本施策		評価項目	基準値	方向性
①	地域を核とした心身の健康づくりの促進	① 健康だと感じているか  ② 住んでいる地域は障害者や高齢者、子育てをしている人にとって安心して生活できる環境だと思うか	① 健康だと思う 76.0%	  
②	子どもの健やかな育ちを保障し応援する環境構築		② 安心して生活できる環境だと思う 64.7%	
③	保健・医療・福祉及び生活関連分野の充実と連携		(令和5年度時点)	
④	あらゆる人が役割を持ち自分らしく活躍できる環境の構築			

(4) 基本方針4:だれもが安全・安心に暮らせる地域づくり

基本施策		評価項目	基準値	方向性
①	防災対策と災害時の支援体制の充実	① 地域の中で安心して生活できていると感じるか ② 災害が起きた時に支援をしてくれる人はいるか	① 安心して生活できていると感じている 81.6%	
②	地域安全活動の充実			
③	居住・就労・移動支援の充実		② 支援してくれる人はいない 5.1%	
④	権利擁護と虐待防止の推進			

# 第 5 章

## その他関連計画

### 1 柏市再犯防止推進計画

#### 柏市再犯防止推進計画とは

##### 計画策定の背景

国や県、市において、刑法犯の検挙者の約5割が再犯者であり、再犯防止は極めて重要な課題となっています。平成28(2016)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立し、地方公共団体は国の再犯防止推進計画を考慮し、再犯防止に関する施策を定める努力義務を負うこととなりました。

本市もこれを受け、国および県の再犯防止推進計画を踏まえ、地域の実情に応じた再犯防止推進計画を策定します。この計画では、犯罪をした者が再び罪を犯さず、地域の一員として円滑に社会復帰できるよう、適切な支援と受け入れ体制を整備し、再犯の防止を図ります。また、地域全体で再犯防止に取り組む体制の構築を目指します。

##### <国の動向>

年度	法令・計画	概要
平成 28 (2016) 年度	「再犯の防止等の推進に関する法律」施行	基本理念と施策の基本事項を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにし、再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進。
平成 29 (2017) 年度	「再犯防止推進計画(平成 30 年度～令和 4 年度)」閣議決定	再犯の防止等に関する政府の施策を定めた初めての計画として、5 つの基本方針と 7 つの重点課題、115 の具体的施策を明示。
令和元 (2019) 年度	犯罪対策閣僚会議にて「再犯防止推進計画加速化プラン」決定	第一次計画の施策のうち、より重点的に取り組むべき課題への対応を促進するために策定。
令和4 (2022) 年度	「第二次再犯防止推進計画(令和 5 年度～令和 9 年度)」閣議決定	第一次計画の基本方針を踏襲し、新たな方向性として、個々の対象者の主体性の尊重、それぞれが抱える課題に応じた息の長い支援、相談拠点や地域の支援ネットワーク拠点の構築について明示。

## <県の動向>

年度	法令・計画	概要
平成 30 (2018) 年度	「千葉県地域再犯防止推進モデル事業(3 か年事業)」実施	国の再犯防止推進計画を踏まえ、国と地方公共団体の協働により地域における効果的な再犯防止対策のあり方を検討するためのモデル事業を実施し、犯罪をした人が出所後から地域生活を送るまでの支援のあり方について検討し、県の計画策定方針を決定。
令和3 (2021) 年度	「千葉県再犯防止推進計画(令和 3 年度～令和 7 年度)」策定	県独自の取組として、「犯罪をした人等の社会復帰に向けた包括的支援体制の整備」を再犯防止推進計画の柱に位置付け。国との適切な役割分担のもと、地方公共団体が提供する住居や就労、保健福祉、教育等の 各種行政サービスや民間団体による支援への円滑なつなぎ、フォローアップを行うなど、刑事司法関係機関のみならず、県、市町村、民間団体等が連携して再犯の防止に取り組む体制を構築。

## 計画の概要

### 計画の目的(方向性)

犯罪をした者の多くは、安定した仕事や住居の確保が困難であることや、年齢や障害、家族との関係など様々な課題を抱えています。これらの課題に対して、福祉、医療、教育、労働などの多分野での連携を強化し、個別のニーズに応じた支援を行います。

また、犯罪をした者が再犯せずに社会復帰するためには、地域の理解と協力が不可欠です。そのため、地域住民や企業、関係機関への啓発活動を進め、社会全体での再犯防止への理解を深め、取り組みを強化します。

### 計画の位置づけ

この再犯防止推進計画は再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に規定する地方再犯防止推進計画を兼ねるものとし、福祉に関する様々な施策と関連することから、第5期柏市地域健康福祉計画に内包するものとして策定し、再犯防止に係る施策の推進を図ります。

### 計画の対象者

計画の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項に規定する「犯罪をしたもの等」（犯罪をした者または非行少年若しくは非行少年であった者）とします。

### 地域健康福祉計画との関係

第5期柏市地域健康福祉計画に示す地域健康福祉像「誰もがその人らしく住み慣れた地域で共にいきいきと暮らせるまち」の実現を再犯防止推進の観点からより具体的に体系化したものです。

## 目指す姿(基本理念)・計画の体系

### 目指す姿(基本理念)

目指す姿(基本理念)は、「第5期柏市地域健康福祉計画」が目指す「地域共生社会の実現」により、再犯の防止の推進を図る計画であることから、「第5期柏市地域健康福祉計画」の地域健康福祉像と同じくしました。

『誰もがその人らしく住み慣れた地域で共にいきいきと暮らせるまち』

### 計画の体系

目指す姿(基本理念)の実現に向けて、重点方針とそれぞれの施策の方向性を決めました。

#### 【重点方針】

##### ●重点方針1:社会における居場所の確保

就労支援、住居の確保を支援し、生活基盤を整えることで社会復帰を促進します。

施策	所管部署	取組概要
就労等の確保に向けた相談・支援等の充実	経済産業部 産業政策・スタートアップ推進課	市内商工団体に対し、協力雇用主の活動を周知し、就労の機会の確保につなげます。
		15～49歳の保護観察対象者に対し、就職及び職業定着支援として、かしわ地域若者サポートステーションで就労支援を行います。
住居の確保	福祉部 生活支援課	生活保護申請時に無料低額宿泊所や宿所提供施設を紹介し、居住先の確保について助言、支援を行っています。
	柏市地域生活支援センター (生活支援課経由)	更生保護施設への入居支援、その後、必要に応じて生活保護申請による住居確保に向けての支援を行っています。

##### ●重点方針2:保健医療・福祉サービスの利用の促進等

保健医療・福祉サービスを必要する人が適切な支援を受けられるように、支援します。

施策	所管部署	取組概要
高齢者又は障害者等への支援	健康医療部 地域包括支援課	地域包括支援センターと共有のうえ、生活困窮や住まいの確保、同居する子や孫の就労支援等の支援が必要なかたについては、柏市地域生活支援センターとも連携し、支援にあたっています。
	福祉部 障害福祉課	基幹相談支援センターや地域生活支援拠点、また地域の指定相談支援事業所において障害福祉サービスのコーディネートや手帳取得、専門機関(柏市地域生活支援セ

		ンター等)への繋ぎなどを行っています。世帯に応じて、医療費の負担を軽減する自立支援医療(更生医療・精神通院等)や、就労支援等の福祉サービスの利用に繋げる等、障害者に対する様々な施策を実施しています。
薬物依存を有する人への支援	健康医療部 保健予防課	専門医療機関や専門機関、自助グループの紹介を行い、薬物依存を有する人への支援を行います。

●重点方針3:非行の防止・学校等と連携した就学支援の実施

非行の未然防止や学校等と連携した立ち直り支援を行い、青少年の健全な育成を支援します。

施策	所管部署	取組概要
児童生徒の非行未然防止	学校教育部 児童生徒課	市内小中学校で警察による非行防止の出前講座を実施し、児童生徒の健全な成長を支援します。
学校等と連携した立ち直り支援	学校教育部 少年補導センター	初回相談窓口として対応し、適切な相談機関につなぎ、非行からの立ち直りを支援します。
	柏市少年補導委員 連絡協議会 (少年補導センター経由)	各中学校区内でパトロールを行い、非行に係る情報とその見立てを学校等に伝えることで、非行からの立ち直りを支援します。
学校や地域社会等で再び学ための支援	学校教育部 児童生徒課	児童・生徒(対象は小中学生)の就学の継続のため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとともに支援します。

●重点方針4:犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等

罪種ごとに認められる特徴や、犯罪の背景にある事情を把握し、個々に応じた効果的な支援を行います。

施策	所管部署	取組概要
少年・若年層に対する支援	学校教育部 少年補導センター	20代前半まで目安とした対象者の生活自立について境遇や意向を聞き取り、立ち直りに向け適切な相談窓口の情報提供を行います。
女性の抱える問題に応じた支援	企画部 共生・交流推進センター	女性のこころと生き方相談において、女性を対象とした性犯罪、DVの被害に対する支援を行っています。
その他犯罪をした人等の特性に応じた支援	地域包括支援センター (地域包括支援課経由)	高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の早期発見や虐待解消に向けた支援を行っています。支援の際には、地域包括支援センターをはじめ、各専門機関と連携しています。虐待が起きている困難な状況に着目し、被虐待者本人だけでなく、虐待

		に及んだ養護者を含めた視点で支援を行っています。
	こども部 こども相談センター	児童虐待をはじめ児童の養育環境が不十分である場合に、関係機関と連携し児童や家庭の支援を実施しています。

●重点方針5:民間協力者の活動の促進等

犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられています。民間協力者の活動の支援を行うと同時に、より多くの民間協力者に再犯防止の取組に参画してもらえるよう、働きかけを行います。

施策	所管部署	取組概要
民間協力者の活動の促進	福祉部 福祉政策課	柏市内の保護司会や更生保護女性会に対して補助金の支出や会議室の確保などの活動支援を行っています。
	福祉部 福祉政策課	柏地区更生保護サポートセンターを設置(令和2年3月から)、その他保護司活動に必要な場所を提供しています。 7月の強調月間を中心に、社会を明るくする運動の啓発活動を行っています。 ※社会を明るくする運動については更生保護団体等の紹介にも掲載。
広報・啓発活動の推進	総務部 人事課 福祉部 福祉政策課	保護司の担い手不足を解消するため、庁内向けに周知を行い、人材確保の支援を行います。

## 更生保護団体等の紹介

### ●保護司及び保護司会

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員ですが、給与は支給されません。保護司は、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、更生を促し、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

柏地区保護司会は柏市・我孫子市・流山市の3市から構成されており、令和6年4月1日時点で92名の保護司が活躍しています。

### ●更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。

東葛飾地区更生保護女性会は柏市・我孫子市・流山市の3市から構成されており、令和6年4月1日時点で68名の会員が活躍しています。

### ●協力雇用主会

協力雇用主は、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主の方々です。柏市では60社の登録があります。(令和6年4月1日時点)

柏地区更生保護協力雇用主会は柏市・我孫子市・流山市の3市から構成されています。

### ●社会を明るくする運動

全ての国民が、犯罪・非行の防止と犯罪・非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。柏市では、この運動の強調月間である7月に広報啓発を行っています。また、その他のイベントや小中学生を対象とした作文コンテスト、保育園を対象としたぬりえの展示会を行っています。

## 2 柏市重層的支援体制整備事業実施計画

### 計画策定の背景

市町村における包括的な支援体制を構築するための手法として、令和3年4月に改正された社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業」が創設され、本市では令和4年度から開始しています。

この事業は、「つながり続ける支援体制の構築」をコンセプトに、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施し、すべての地域住民を対象とし、人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えるものとして創設されました。

地域共生社会の実現には、行政だけでなく、地域住民やNPO、ボランティアなど、多様な主体が連携し合うことが不可欠です。重層的支援体制整備事業は、連携を促進し、地域全体で支え合う仕組みを構築するための重要なステップとなります。

そのためには、市民や関係機関、地域の多様なステークホルダー間で事業の理念や目指すべき方向性を共有し、一人ひとりが地域の一員としての役割を再認識することが不可欠です。また、関係者間の意識の醸成は、単なる協力関係の構築を超え、地域全体が支援の主体となり、問題を共に解決する「共創」の姿勢を育むことが重要です。このような取り組みを通じて、柏市の「チーム支援」を築き、地域全体が持続可能で活力ある未来に向けて一丸となって取り組む基盤を確立するため、実施計画を策定します。

#### 「属性を問わない相談支援」

本人や世帯の属性を問わず、包括的に相談を受け止め支援機関全体で行う支援

#### 「参加支援」

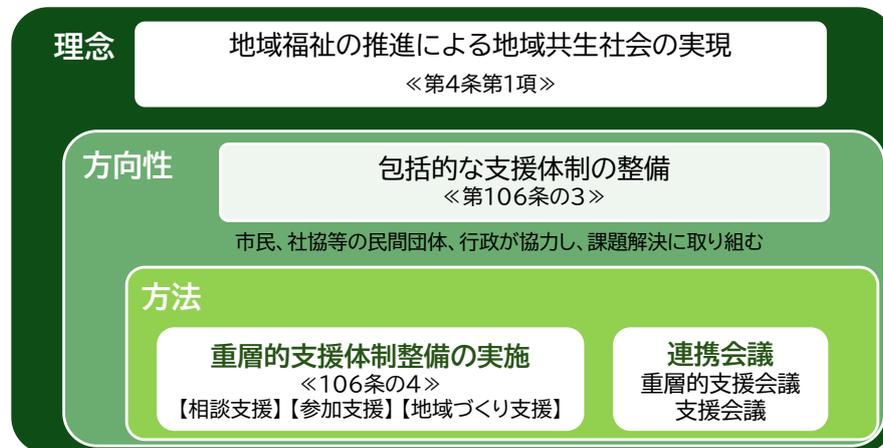
本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりをつくるための支援

#### 「地域づくりに向けた支援」

地域における活動を通じて、多様な地域活動が生まれやすくする環境整備のための支援

## 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第106条の5第1項に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するための事業提供体制に関する事項を定めるものです。



## 柏市における重層的支援体制整備事業の方向性

生活課題が多様化する世帯などが全国的にも増加する中、市では令和3年1月に相談支援業務をワンストップで行える相談窓口として「福祉の総合相談窓口」を設置し、切れ目のない相談支援に取り組むとともに、困難な生活課題にも対応できる体制を整えてきました。

令和4年度から本事業の実施を開始し、支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)②参加支援③地域づくりに向けた支援 を一体的に実施しています。

柏市では、「重層的支援」を以下のように捉えています。

- (1)生活課題を含む「重層的」な課題
- (2)多様な人が関わりあう「重層的」な機関
- (3)相談(入口)から地域生活(出口)までの「重層的」な支援

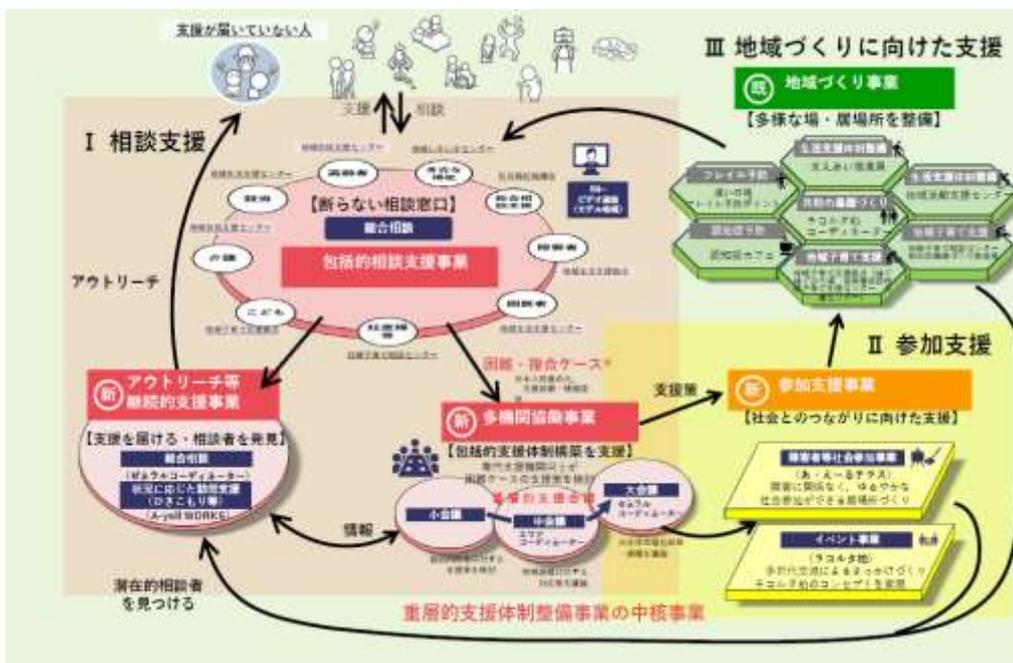
このようなことから、

- (1)複合・複雑化した生活課題があるため、既存制度(高齢者・障害者・子どもなど)で考えるだけでなく、多面的に対応する。
- (2)全てを兼ね備えた支援機関はないため、ひとつの支援機関で抱えることなく、様々な機関(市民や地域も含めて)連携・協力できる体制で役割分担する。
- (3)生活課題の相談だけに留まらず、必要な支援機関につなげ、それぞれに寄り添った伴走支援までを一連の流れで実施する。



ことを基本的な考え方とし、多機関協働事業者を主とした「One Team」による支援の実施を意識して具体的な取組を進めます。

図表 柏市重層的支援体制整備事業のイメージ図



### ●包括的相談支援

介護、障がい、生活困窮、子ども・子育て等の各分野の相談窓口において、属性や世代を問わず相談を受け止める「断らない相談支援」を実施します。制度の狭間等で支援が届いていない人などに継続的に関わることや、地域への積極的なアウトリーチにより、自ら助けを求める力が弱い人を把握するとともに、多様な関係機関と連携して継続的に関わり、伴走する支援体制づくりに取り組みます。

### ●参加支援

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない固有のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。相談者のニーズを踏まえた社会参加の機会の創出のため、地域の人や民間企業・団体との関係性を築き話し合うためのプラットフォームづくりや、地域で支援を担う主体や社会参加につなげられる人材や新たに社会資源を生み出す仕組みづくりに取り組みます。

### ●地域づくりに向けた支援

地域の社会資源を幅広く把握し、世代や属性を超えて地域住民同士が交流できる多様な場や居場所づくりを通じて、地域の中のつながりづくりを進めます。併せて、まちづくりを所管する部署と協働し、地域で実施されている個別の活動や人の把握、人と場、活動をつなぐコーディネートを行い、支え合いのネットワークの構築等に取り組みます。

## 事業概要と実施体制

本事業は、地域住民が抱える複合的・複雑化した生活課題を解決し、課題の悪化を防ぐための包括的な支援体制を整備するものです。

相談者の属性を問わない相談支援(包括的相談事業)、参加支援(参加支援事業)、地域づくり支援(地域づくり事業)を中心に、これら3つの支援をより効果的かつ円滑に実施するため、多機関協働やアウトリーチを通じた継続的支援を加えた5つの事業を一体的に推進します。

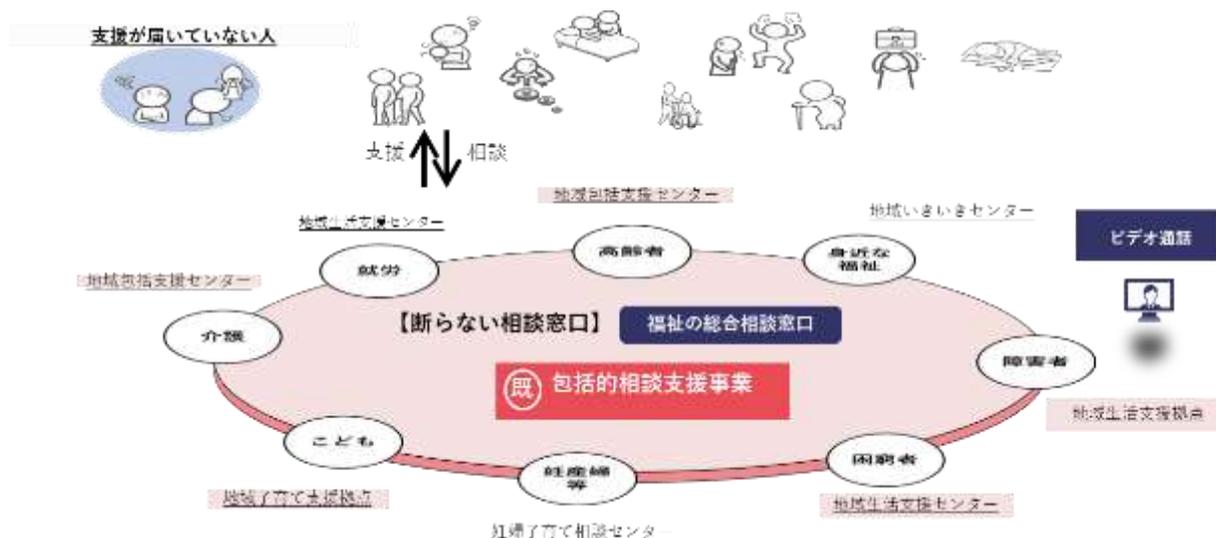
事業名	事業内容
Ⅰ 相談支援	包括的相談支援事業
	属性や世代を問わず、包括的に相談を受け止める 相談支援機関間のネットワーク対応 複合化・複雑化した課題を多機関協働事業へ繋ぐ
	多機関協働事業
	市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす 支援関係機関の役割分担を図る
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
	支援が届いていない人に支援を届ける 関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から 潜在的な課題を抱える人を見つける 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
Ⅱ 参加支援事業	参加支援事業
	社会とのつながりを作るための支援を行う 利用者ニーズを踏まえた丁寧なマッチングやオーダーメイドのメニューをつくる 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
Ⅲ 地域づくりに 向けた支援	地域づくり事業
	世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保 個別の活動や人のコーディネート 他分野につながるプラットフォームの展開

## 事業実施体制

### ●包括的相談支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第1号)

介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている相談支援の取組を一体的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容等にかかわらず、住民からの相談を幅広く受け止め、単独の相談支援機関では解決が難しい事例に対しても、複数の相談支援機関が連携を図り、分野横断的な相談支援体制を整備するものです。

## 【イメージ図】



### 【介護】地域包括支援センター

支援機関	地域包括支援センター(委託・12カ所) 柏北部, 柏北部第2, 北柏, 北柏第2, 柏西口, 柏西口第2, 柏東口, 柏東口第2, 光ヶ丘, 柏南部, 柏南部第2, 沼南
所管課	健康医療部地域包括支援課

### 【障害】障害者相談支援事業

支援機関	・基幹相談支援センター(委託・2カ所) 地域生活支援拠点あおば, 地域生活支援拠点しょうなん・相談支援事業 所(委託・2カ所) 地域生活拠点たんぼぼ, 地域生活拠点がる一むの風
所管課	福祉部障害福祉課

### 【子育て】利用者支援事業

支援機関	・基本型(委託・2カ所) はぐはぐひろば田中, はぐはぐひろば沼南 ・特定型(直営・1カ所) かしわアシストコール・アシストデスク ・こども家庭センター型(直営・4カ所) 柏市こども家庭センター, 柏市妊娠子育て相談センター(柏市役所, 沼南, 柏駅前)
所管課	基本型(※1): こども部子育て支援課 特定型(※2): こども部保育運営課 こども家庭センター型: 健康医療部地域保健課, こども部こども相談センター

※1基本型: こども及びその保護者等が, 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう, 身近な場所において, 当事者目線の寄り添い型の支援を実施するもの。

※2特定型: 待機児童の解消等を図るため, 行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関

する施設や事業を円滑に利用できるよう支援するもの。

【生活困窮】生活困窮者自立相談支援事業

支援機関	柏市地域生活支援センター(委託・1カ所)
所管課	福祉部生活支援課

●多機関協働事業等(社会福祉法第106条の4第2項第5号)

【多機関協働事業】

本事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行います。また、単独の相談支援機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、相談支援機関の役割分担や支援の方向性を定め、本事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるとともに、本市における包括的な支援体制を構築できるよう支援します。

また、福祉の総合相談窓口との連携により「重層的支援会議小会議及び中会議」「支援会議」の主催者となります。支援の終結や中断等の際、その他必要な時には適宜重層的支援会議、支援会議を開催します。

支援機関	社会福祉法人 柏市社会福祉協議会(委託・1カ所)
所管課	福祉部福祉政策課

【イメージ図】



【福祉の総合相談窓口】

福祉の総合相談窓口では、課題を抱えた市民からの直接相談をはじめ、複合化・複雑化した事例に対応している相談支援機関からの相談にも応じます。一方、相談窓口であると同時に相談支援機関間のハブとしての機能も併せ持つことから、相談内容に応じて適切な相談支援機関への繋ぎを行います。

多機関協働事業者と密接に連携し、必要に応じて重層的支援会議小会議や支援会議の開催を検討します。重層的支援会議小会議、支援会議を開催する際には、支援プラン案や支援計画案を策定し、会議において出席者の同意を得ます。また、重層的支援会議大会議を主催します。

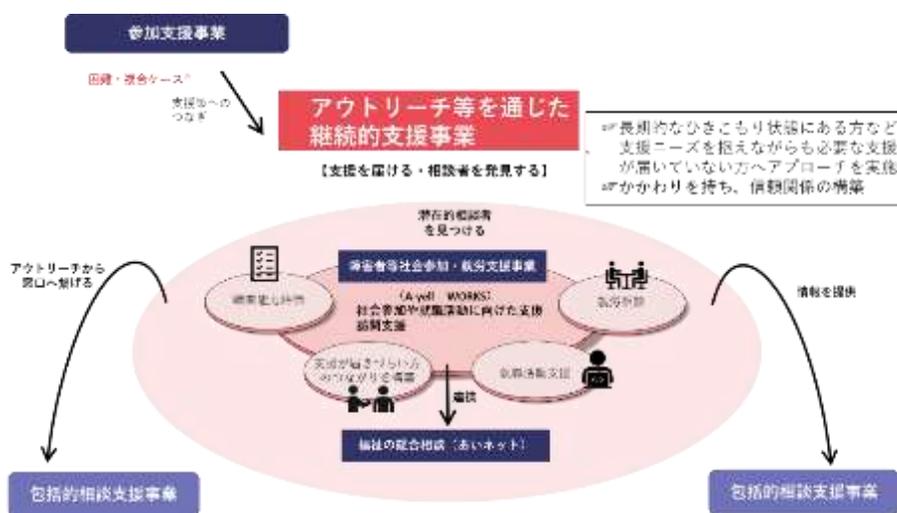
支援機関	柏市地域生活支援センター(委託・1カ所)
所管課	福祉部福祉政策課

●アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第4号)

支援機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、長期にわたり、ひきこもり状態にあるなど、課題を抱えながらも自ら支援を求めることが困難な人や支援が届いていない人を把握するよう努めます。。また、潜在的なニーズを抱える人に関する情報を得たのち、当該本人と信頼関係に基づくつながりを形成するために、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性をつくることを目指します。

支援機関	あえーるワークス(委託・1カ所)
所管課	福祉部障害福祉課

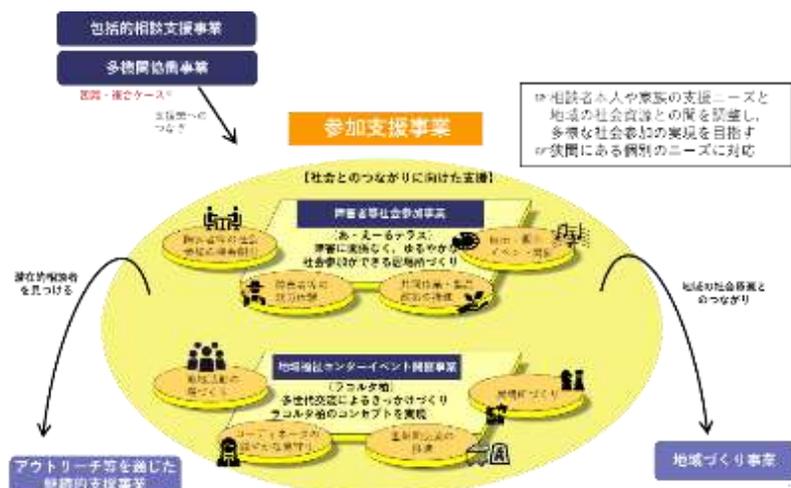
【イメージ図】



●参加支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第2号)

既存の社会参加に向けた事業では対応できない人や、その世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。また、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援メニューをつくることを目的とします。さらにマッチングした後に、本人の希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

【イメージ図】

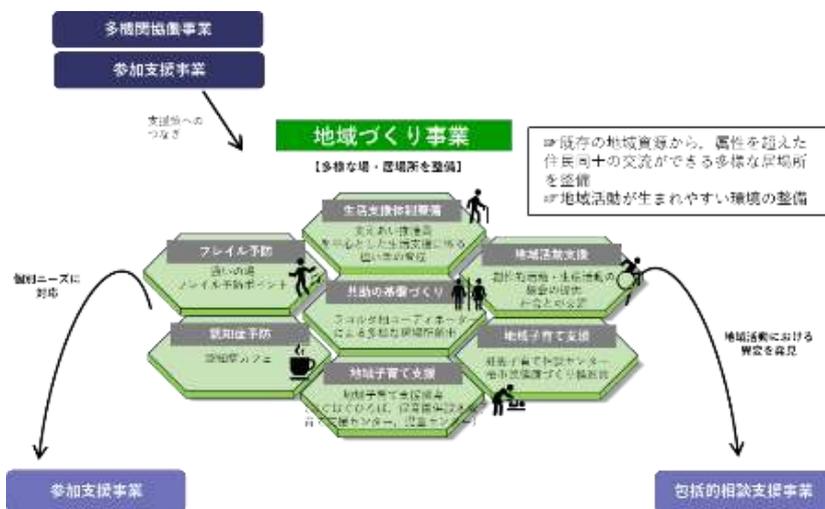


支援機関	あえーるテラス, あえーるワークス, 社会福祉法人 柏市社会福祉協議会 (委託・3カ所)
所管課	あえーるテラス, あえーるワークス :福祉部障害福祉課 社会福祉法人 柏市社会福祉協議会 :福祉部福祉政策課

●地域づくり事業(社会福祉法第106条の4第2項第3号)

地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備すること、交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートすること、地域のプラットフォームの促進を通じて地域における活動を活性化すること等を通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

【イメージ図】



【介護】地域介護予防活動支援事業

取組内容	(1)かしわフレイル予防ポイントカードの発行 :(担当課入力依頼) (2)住民主体の通いの場への補助事業 :(担当課入力依頼)
支援機関	担当課入力依頼
所管課	健康医療部地域包括支援課

【介護】生活支援体制整備事業

取組内容	担当課入力依頼
支援機関	担当課入力依頼
所管課	健康医療部健康政策課, 地域包括支援課

【障害】地域活動支援センター機能強化事業

取組内容	担当課入力依頼
支援機関	担当課入力依頼
所管課	福祉部障害福祉課

【子育て】地域子育て支援拠点事業

取組内容	(担当課修正依頼) 児童センター・保育所・その他の公共施設に地域子育て支援拠点を設置し, ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・子育て等に関する相談, 援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の月1回以上の実施 といった, 基本事業を実施しながら, その他利用者との連携によるイベント開催や, 拠点の利用促進を図るためのイベント等を実施する。
支援機関	(担当課修正依頼) 一般型:○しこだ児童センター, ○豊四季台児童センター, ○高柳児童センター, ○子育て支援センターこあら, はぐはぐひろば沼南, はぐはぐひろば柏たなか, Kids Square, おひさまクラブ, サンサンたいよう組, ひまわり, ゆうゆう, ペんぎん組, まことちゃん, 子育て玉手箱, ステップ, くるみサロン, あしびなあ, おいかけっこ, おやこのひろば[あ・そ・ぼ](○直営・4カ所, 委託・15カ所) 出張ひろば(一般型):はぐはぐひろば柏たなか(委託・1カ所) 連携型:南部こどものひろば(委託・1カ所)
所管課	こども部子育て支援課, 保育運営課(子育て支援センターこあらのみ)

【全世代】生活困窮者支援等のための地域づくり事業

取組内容	教育福祉会館運営体制支援コーディネーター事業
支援機関	「誰もが集える みんながつながる 地域へ広がる」をコンセプトに, 教育と福祉が連携した市民による自立的な地域活動を推進し, 地域共生社会の実現を目指す施設として教育福祉会館を設置している。 本コンセプトを目指すため, 「市民」と「行政」をつなぐ役割を担い, 地域課題の解決につながる場所の提供などにより, 教育と地域福祉の推進を図る

	ことを目的としてコーディネーターを配置し各種イベントを開催する。
所管課	福祉部福祉政策課(直営)

## 重層的支援会議・支援会議

### ● 重層的支援会議

重層的支援会議は、本事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するものです。本市においては以下の3つの会議により構成されています。

#### (1)重層的支援会議「小会議」【愛称:かしまる小会議(同意あり)】

取組内容	支援対象者から支援実施に対する同意が得られている事例等を取り扱います。 ①支援プラン案の妥当性について 多機関協働事業者が作成した支援プラン案について、支援に関連する相談支援機関が参加して、その妥当性を検討します。 ② プラン終結時等の評価 ①で作成した支援プランの利用期間終了時、関係する相談支援機関が集まり、一連の支援経過と成果を評価し、各相談支援機関の支援を終結するか、または、プラン内容を見直した上で利用期間を延長して支援を継続するかを検討します。
運営主体	多機関事業者が主催で実施
構成メンバー	案件ごとに構成メンバーを選定
開催時期	随時開催

#### (2)重層的支援会議「中会議」【愛称:かしまる中会議】

取組内容	市内を4つのエリア(北部・中央・南部・東部)に分け、重層的支援会議小会議にて議論された事例を共有し地域課題として位置づけ、社会資源の充足状況の確認と新たな社会資源の開発に向けた取組を検討します。
運営主体	多機関事業者が主催で実施
構成メンバー	各エリアに位置している相談支援機関
開催時期	年度に1～2回程度開催

#### (3)重層的支援会議「中会議」【愛称:かしまる中会議】

取組内容	重層的支援会議「中会議」で検討した新たな社会資源について、市全体(行政及び相談支援機関)が共有し、将来の制度改正等について検討します。
運営主体	福祉の総合相談窓口が主催で実施
構成メンバー	各エリアに位置している相談支援機関
開催時期	年度に1回程度開催

### ● 支援会議

支援会議は社会福祉法第106条の6に規定された会議体です。本市においては、次の会議が設定されています。

支援会議	
取組内容	複合化・複雑化した課題等があり支援が必要である(又は必要であると思われる)にも関わらず、本人から支援実施に対する同意が得られないため支援体制の整備が進まない事例等を対象とします。会議の構成員に対して守秘義務を設け、上記のような事例等に対し関係者間で情報共有を行い、地域における見守り体制を確認したり、庁内における支援・連携体制を検討する会議体です。
運営主体	多機関事業者が主催で実施
構成メンバー	案件ごとに構成メンバーを選定
開催時期	随時開催

## 連携体制の構築

柏市重層的支援体制整備事業は、属性を問わず支援を提供し、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者など既存制度の一部事業を包括化して実施するものです。かしまる大会議においては、相談支援機関間及び相談支援機関と行政の事業認識の共有や方向性の確認を行っていますが、行政内部でも同様に事業認識の共有や方向性の確認が必要であると認識しています。

そのため、関係部局や社会福祉法人柏市社会福祉協議会を構成員とした「地域共生社会の連携会議」を開催し、庁内連携や相談支援体制の強化、事業実施状況の共有を行っています。

地域共生社会の連携会議		
運営主体	福祉政策課	
開催時期	年4回程度開催	
参加部局	福祉部	福祉政策課(事務局), 障害福祉課, 生活支援課
	健康医療部	健康政策課, 高齢者支援課, 地域包括支援課, 保健予防課, 地域保健課
	市民生活部	市民活動支援課
	こども部	こども政策課, 子育て支援課, こども福祉課, こども相談センター
	柏市社会福祉議会	総務課, 地域福祉課, 相談支援課, 在宅サービス課